貞享四年三月九日(紀元二三四七年)　佐竹右京太夫御印

戸田又兵衛殿
中山丹波守殿

横手地方にば、其當時の遺物及口碑といふものは殆どない様であるが、近頃春光寺及桃雲寺から不思議の佛體があらはれた。春光寺のものは丈一尺三寸の木像だが、兩手はとられ、頭及顔は左右から削られ、其裝束は全く西洋式のもので、其塗料といひ、彩色といひ、全く日本のものとは思はれぬ。どうしてもマリヤの像の様に見える。

春光寺は當時前郷にあつたのであるが、切支丹信徒は官憲の壓迫に堪へず遁走し、又は捉縛せられる時に聖像の處置に窮して、其面體を破壞して群像の中に隱したものに相違ない。桃雲寺のものは丈四寸九分の木像であるが、矢張兩手を取つたもので、容貌裝束は全く西洋式の所から見ると、是もマリヤの様である。恐らく是も信徒達が同様の方法を取つたものと思はれる。切支丹の刑場は、安田原とあるけれども、其場所は今日判然とはわからぬ。同所に埋塚と稱する場處があつて、こゝは戊辰の役の戰死者をも埋めた處ださうだが、餘程古い刑場と思ふ。そこには太い古い松が二本立つて居り、其根を掘つた時に、無數の白骨があらはれたと云つてゐる。

尙横手町内番匠町に、切支丹屋敷といふのがあり、横手附近車長根といふ處にも、切支丹塚といはれて居る處がある。春光寺に切支丹禁令とも見るべき、東照權現様御諚十五個條といふ昔のものが殘つて居る。慶長八年の御觸れであるが今存して居るものは、

『右之通慶長年中被仰觸候御條目亦々今度嚴重被仰渡候』の文句附で、明和九年(紀元二四三二年)及文化十二年(紀元二四七五年)の年號を追記してある。、

左に之をかゝげて擱筆する事にする。

耶蘇教禁令　横手町春光寺　額面二枚

東照權現様　御諚十五個條

一、切支丹之法は死を不顧身より血を出して死せば成佛と立□なり、故に天下法度嚴密也實に邪法邪宗なり。偏に死に危ふするもの可遂吟味事。

一、切支丹に元附者達旦國より毎日金七厘宛あたふ天下を切支丹宗になし神國を妨る邪法なり、此宗旨に元附者は釋迦の大法を不用故に旦那寺の役を妨げ佛法の建立を嫌ふ、依之可遂吟味事。

一、旦那の役を不勤者我意に任せ宗門寺より請合亦は辭を不用宗門寺の用事其身不相應に勤め内心邪法をいだきたるを不受不施と言可心得申事。

一、頭檀郡なり共其宗門之祖師忌佛忌□年禮歳末盆禮彼岸先祖之命日などに總て參詣不致者判形を引き宗旨を改め役所に斷り急度可遂吟味事。

一、不受不施之法は何にしても宗門寺より一條一切に不受其宗門之本尊祖師之寺用に不施將亦是他人他家之物を不受不施これみな邪法なり。人間は天之惠をうけて他にほどこし親の恩を受けんは子にほどこし佛恩を受けては僧に施し是正法也信に可遂吟味事。

一、非田宗切支丹不受不施三品共に一派也彼が尊む本尊は午頭切支丹丁頭佛といふ丁頭は手□と名乘なりこの佛を奉頼鏡を見れば佛□□むる此宗旨を轉ずれば影け犬と□　邪法之鏡也。一度此鏡を見れば深く□午頭切支丹佛を信心し日本を魔國と成す雖然宗門吟味之神國故一通り宗門寺に元附今日本心之人に交り□内心不受不施にて宗門寺に出入せず□依之可遂吟味事。

一、先祖代々より宗門寺に元附八宗九宗之内何れの宗門に紛れ無之とも其子供□□□も勤心底に邪法を組し居るも不知宗門寺より此段遂吟味急度道理をおしへ參詣可爲致旦那役を以てそれ〴〵の寺用修理建立を可勤邪宗は宗門寺の事一切不勤世間の交り一通りにして内心不用佛法を破り僧の教を不用依之可遂吟味事。

一、死後死骸に剃刀をあたへ戒名を爲授可申事とし宗門寺□□□死相を見屆け邪宗に無之段慥に合點之上にて可致引導能く可遂吟味事。

一、宗門寺さし置き外之僧□□□□□弔ひ其宗門寺之住僧□□□退け申事別而詮議をいたし邪法正法可遂吟味事。

一、先祖之佛事他之寺に持參いたし法事相勤事堅く禁制他國他在にて死する者は格別なり能く可遂吟味事。

一、先祖の佛事行歩慥なるもの佛參不致不沙汰に修行するもの可遂吟味事、これ又其者之持佛堂抔と飾り物等よくよく見屆邪法宗正法宗可遂吟味之事。

一、天下一統正法に紛なきものは頭判を書き宗門寺請合可申武士は其寺の請狀印を書て差上其外血判に難出者請人受合を以証文可出事。

一、相果候時分一切宗門寺之指圖を受萬事執行可申事。

一、天下之敵萬民之怨切支丹不受不施也右類族相果候節は寺社役所へ遂披露檢使を請け宗門寺住僧合點の上葬り可申訟え不申時は其住僧之越度能く可遂吟味事。

一、横樣無體之旦那役分限不相應之儀は宗門寺より斟酌可有之信心を以法を尊法を敬は正法のものなり。

右十五個條之趣一々於背者上は梵天帝釋四大天王五道之冥官日本伊勢太神宮八幡大菩薩、春日大明神其外氏神日本六十餘州之可蒙神佛罪事。

一、天下之諸寺院宗門之請合銘々此條相背越度可被仰付右之個條一々旦那江爲申知被措置急度可相守者也。

時慶長八癸丑年　月　日

右之通慶長年中被仰觸候御條目亦々今度嚴重被仰渡候

于時明和九壬辰年　月　日

文化十三丙子年　六月吉日改之

奉行　諸寺院

以上

注意　この項は前擔當者沼田平治氏の執筆したものである。

（註）　慶長十六年ポルトガル船一隻、吾が邦から歸國の途中、喜望峰近海でオランダ船の爲め捕獲された。オランダ人ポルトガルの船中からその甲比丹モロ――が長崎から本國に贈る密書を得て幕府に奉つた。その書の大意は耶蘇教に歸依する本邦人が、ポルトガル人と力を合せて幕府を倒すから船と兵を送られたいと云ふのである。

預人本多上野介正純

昔衞王の寵姫彌子瑕、王と共に果樹園に遊び桃を食したら甚だ旨かつたので、その食ひかけを王に捧げた。すると王は「我を愛する厚い餘りに、自分の口を忘れて我を念ふと喜ばれた。後彌子瑕色衰へ愛弛み罪を王に得るに及んで、王「彼は嘗て我に食ひかけの桃を食はしめた」と大に怒つた。その行前後變らぬのに、前には喜ばれて後には憎まれた。古人が之を愛變といふた。實に之は愛憎の至變である。が、かゝる事實の世に往々あるのがうたてきことである。

本多佐渡守正信、同上野介正純の父子は、德川家創業柱石の臣たれば、君寵の厚き並ぶ者なく、權威の高きたぐふ者が

なかつた。君寵の厚きは衆謗の的となり、權威の高きは群怨の府となるはよの常なるが、正信は自抑制したれば之を免れることが出來たが、正純に至つては父の訓戒にも耳を假さず、剛愎倨傲の天性と、强盛の權柄と、天與の奇才とに任せて、縱横自在意のまゝに振舞つたから、果して衆の怨を買ひ謗を招いた。家康一代のみは事なく過したが、秀忠の代に至つては群謗漸く嗷々として起り、將軍の姉加納殿を始め、其の耳に惡聲を入れる者が多く、また其の目にも快からざる擧動の映ずること往々あれば、正純忠を擢んでる終始變らねど、愛憎俄に地を易へるに至つた。

元和五年(紀元二二七九年)十月加納殿の孫奥平忠昌は、宇都宮より下總國古河城に移り、本多正純は下野國小山より宇都宮に移封することゝなつた。それに就いて加納殿は何となく正純に對して不快の念を懷くに至つた。且加納殿は將軍の姉であるといふを笠に着て、法規に違ひて宇都宮城の物を古河城に運び去らんとしたのを、正純違法とてさし止めたに就いて一層憎惡を增した。それ故に加納殿は反正純家と共に將軍に讒誣し、大いに構陷に勉めた。所謂宇都宮事件はその結果である。而して正純貶謫の近因は之である。然れども世にいふ釣天井といふのは全く虛談である(德川實紀)。その原因はこの外に尙大なるものがある。そは將軍の忌憚と諸侯の削奪政策とである。雄藩を削奪して幕府の基礎を固めるはその重要政策で、家康の、關ヶ原亂後小西、石田等の收封、毛利、上杉、佐竹等の削封は、六百萬石以上に上り、秀忠、家光の、小早川秀秋、加藤忠廣、板倉勝家等の收封、福島正則、蒲生忠郷等の削封は、一千萬石に上つたといはれて居る。(國史眼)。正純は卽ちこの犧牲になつたのである。また正純は駿府に在つて政務に與り、元和二年家康薨後江戸に移つたけれど、秀忠將軍は憚つて親まなかつた。忌む者の耳を以て憎む者の言を聞かれる、免れんと欲すとも得べけんやである。正純は實に遭禍の運命に置かれたのである。

元和八年(紀元二二八二年)八月出羽國山形の城主最上源五郎義俊、內訌あつて國治らずとの理由の下に國除せられる時、正純は永井右近太夫直勝と共に城地受取を命ぜられて九月六日山形に到る(羽陰史略)。是より先江戸に在る義宣より梅津憲忠への左の命令書、八月廿七日に到達した。

最上源五郎家中訴狀臺聞に達といへども、出羽守、駿河守舊功によつて御宥免の處に、其家中御請に及ばざるに依て源五郎所領被召上、依て人數を遣し由利領を請取べし。上杉、伊達、松平下野守人數を以山形庄內を請取しむ。仍て爲御檢使本多上野介、永井右近太夫及御使番等山形に下向。由利領の御檢使として水野河內守、石川八左衞門下向に候間、佐藤源右衞門及び梅津早く山形に赴き、由利領を受取人數遣候事等、本多永井差圖を受べし。云々。

乃ち梅津主馬政景、佐藤源右衞門光信の兩人は、九月五日山形に達し、光信は石川八左衞門、水野河內守と共に山形を發して由利に赴く。本庄城受取の爲に久保田より出張の左の諸隊は、十一日に由利領に達する。

小場式部義成一隊四十六騎外合計五百廿五人、戶村十太夫義國一隊六十七騎外合計六百八十二人、小場小傳次宣忠一隊五十九騎外合計六百九十六人、須田八兵衞盛久一隊外都合二千三百三人、この內我が橫手より出張せるは、好間兵部少輔、小瀨民部、小田部五郎八、石井彥十郎、赤阪源太、前澤主殿、小勝藤兵衞、小貫惣兵衞、片岡次郎左衞門、小田部甚八、山崎木工、小田部彥右衞門、須田新右衞門、矢內七左衞門、中田隼人、遠藤勘左衞門、吉村小才次、竹貫九郎兵衞、掛札嘉右衞門、野上彥市、長沼主水、上遠野監物、向十右衞門、吉成彌右衞門、赤坂主水、森田治郎右衞門、森田采女、笈川南右衞門、の二十八人であるといふ(義宣公御傳記)。

正純最上の家臣等より城地を請取り、二日後に出立した永井直勝の入城を待つて之に引渡し、自分は同行の子出羽守正勝と共に、外郭の上山兵部が舊宅に引き取つた。さてその宅で直勝等を饗しけるが、後に、伊丹喜之助康勝、高木九兵衞正次御使として、御紀問の十一ヶ條の書を讀み聞かした。(註一)正純一々之に答へること明白なりしが、康勝また懷中から三ヶ條の書を出して尋ねた時、正純之に詞屈して答へることが出來なかつた。その時封地宇都宮城十五萬五千石收公されれ、由利に配流し、厨料として五萬五千石を賜ふとの命を傳へる。(註二)然るに正純右の命を承ると、「私儀御奉公の仕方

不足に思召され迷惑仕り候。此上は五萬石の新地を差上申し千石拜領仕りたし」、と申して固く辭して請けなかつたから、康勝急ぎ江戸に歸つて此の趣を言上せしかば、將軍大に怒り「重々上を侮蔑致す段不屆至極である。此の上は佐竹右京大夫へ預け深く愼ませ置かう」とて、義宣に預けられた(德川實紀、德川幕府時代史)。

その三ケ條の罪といふは何々であるか明記したものはないから、確に知る由も無いが、或人かやうに說くを聞く。その一は根來衆を殺したことである。家康の時から根來衆といふ足輕の兵百人を、宇都宮に附け置かれたのがあつた。將軍の御宿の爲の工事なればとて、彼等を役に充てんとせしが、我々は私の役に從ふべき義務はないとて從はなかつたから、悉く之を殺したといふ。之は誇張したもので、新井白石が「某奧に下りし時、宇都宮の城を出で、あなたに原あり其中に大なる塚あり、これを根來塚といふ。處の人に問へばかの百人の兵を埋めし所なりといふ、百人の兵殺せしは一定なり」、といへると同じく實に遠い。「根來衆を殺したのは確であれど、主動者二三を殺したのみで百人悉く殺したのではない。その根來塚といふは小くして、百人はおろか十人二十人をも埋めたと思はれぬを見ても知られるであらう」、といふのが實に近いやうであると。然したとひ一人殺しても、罪を免れることの出來ぬのは勿論である。その一は擅に城を修築した事である。總べて城を修築するは將軍の許可を得て後すべき規定であつたのに、正純は城を堅固にする目的ではあつたが、伺はずになしたと。之も辯疏の餘地がなからう。その一は堺より銃を買ひ、他物の如く荷造し關所を欺いて運搬したことである。正純の宇都宮に封ぜられたのは奧羽鎭壓の爲であれば、彼はその任務を十分遂行せんには、規定の銃數にては不足と考へた。されど將軍の許可を得て銃數を增さんか、他にまた之に倣ふもの無しとも限られない。之に倣ふ者多く出ると、大事の法規は徒物となつてしまふ。それ故に、犯則の行爲ですまぬ事ではあれど、御上の爲のことなればとてかく謀らつて銃を備へたのである。然したとひ將軍の爲なりとも法を犯した上は、罪人たるを免れることはならぬ。かゝればこの三箇條は辯明することはならずして服罪したのであると、果してさうであらうか。

正純遠謫の命令を宇都宮に於いてせずしてかく計らつたのは、若し宇都宮に於いてする時は、大事に至らぬとも保すべからずといふ遠謀に出たのだといふ。德川氏の深計密慮いつもながら感服の至りである。

正純貶謫の命を受けるや猶豫することなく、十月朔日山形を立つて配所に赴く(景政日記)。彼少時より家康に近侍し、夙夜怠ることなくして事へ、軍事政治さては典禮政治等、與り仕うまつらずといふことなく、家康薨後江戸に出でまた大小の事悉くとり行つた。彼の坂崎出羽守が千姬一件に就いて將軍を怨むことが有つて、執政の會議の開かれた時、衆議に違ひ侃々諤々として正義公論を吐いて將軍の怒を買つたも、主として將軍家の爲に敢てしたのである。然れども之がこの禍を招く一原因となつたのを思へば、實に氣の毒に堪へぬ。昨は天下の執政で山形請取の檢使として、堂々として行裝いかめしく乘込んだ彼は、今は忽ち配流の身とならんとは思ひかけきや。その感いかゞであつたらう。昨日に引きかへ僅の家人を伴ひ、悄々として貶地に赴く旅は、冷雨をわぶる征雁の聲、寒天に氷る孤月の影、皆物思の種となつただらう。いつとは明ならねど本莊に着して、そこに憂き月日を送つた。(龜田より秋田へ文通留書、政景日記)。その子出羽守正勝も、父と同じく罪を蒙つて由利に蟄居せしめられた(德川實紀)。正勝の配流に就いて質問本佐錄信疑事條に、左の如く記してあるから、眞否は明ならざれども參考の爲に左に記す。

或說に曰、正勝は父正純左遷の後、新に食邑四萬石を賜。然に其父讒を以罪を獲る事を憂、朝に告て云、願は父と共に由利に謫せられて、其先途を見屆度き也。朝義(議)不聽、猶重て强て願望す。上意猶不免して云、今願の如く父と共に由利に謫遣せられ、若し父に先達而死する事あらば、家督相續あるまじ。しからば佐州の家斷絕せん。夫共に可參哉と。正勝夫共に父の先途を見屆度段强て言上有て、遂に配所に行、不幸にして父に先立而卒すと云。

此說私共家傳にては無御座候。東部本多家之內に如是相傳と物語有之候。實正の說にて其本證も御座候哉。

由利十二頭記大全に、由利郡の總高合五萬四千八百五拾八石九斗五升五合と見え、その後に「元和八壬戌年本田上野之

助殿、由利高不殘拜領にて御下り云々」と記してあれば、正純の祿の由利高不殘といふのは、前記の總高をいふのであらう。然るに秋田縣史所載の、天明年中龜田より秋田へ文通留書寫に、

一由利五萬五千八百五拾八石九斗九升五合本多上野介殿御知行所

是者元和八年壬戌年より、由利郡惣高本多上野介殿御拜領被成候て、小吉鄕之內本庄に居住被成候處云々、

と見えた。いづれが正確であらうか。

正純翌九年仙北郡大澤に遷され、(註三)厨料纔に千石賜はる事となつた。幕府はどんなに正純を憎んだであらう、恰も叛逆人視したやうである。義宣公御傳記元和八年十二月晦日の條に

本多上野介正純荷物、義宣分領中を過に於ては、抑留すべきの由嶋田治兵衞某より告て來ると云々、

と見え、また秋田縣史所載の、寛永元年正月廿二日、義宣が梅津憲忠に與へた命令の書簡に、

本上州被居候處之下々出入之儀付て、先立申遣候奉公人出入をば相留、百姓など以下出入は不苦候由申遣候處に、又於爰元嶋田治兵衞殿內證相尋申候得者、百姓以下迄秋田領へ入間敷由御內意候間、舟場舟場へ申付本上州知行分のものに候はゞ、百姓以下に候共、秋田領へ入まじく候。就中苅和野へ申付、相近之事に候間、きつく相紉候得と可申候。總別秋田仙北町人以下迄も、上州知行所之內へ罷越商仕候はゞ、可爲曲事候由可申觸候。此儀は江戸よりの御內證にて如此に候と、本上州被知候樣に罷申觸候ても不苦候。手前之意趣にて申付候になく候間、江戸よりの御內證知樣に可然候。

と見えた。昨日の忠臣は今日の逆臣と惡まれるに至つた。人情の反覆ほど恐しいものはない。

寛永元年(紀元二二八四年)四月幕府は、正純を佐竹義宣に托幽することゝし、義宣は之を横手に居らしめることゝした。梅津主馬政景、同廿八日義宣江戸よりの歸途仙北郡六鄕村にて、大澤に行き正純父子に、秋田に預けられたる台命を傳へ、横手まで送るべき命を受け、同日苅和野まで來り、築民部同道にて翌日大澤に行き、正純に面會して義宣の命を傳へた。

正純乃ち行李を整へ、五月朔日大澤村を出立して大曲に宿し、翌二日横手に達する(政景日記、德川實紀)。(註四)一行は正純父子、長谷川左近、明石治太夫、山內主馬外用人等數十人である(正平寺古文書)。正純は觀音寺に正勝は赤坂忠兵衞宅に暫時休憩して、後臺の館舍に移る(柳陀叢書)。上野介ここに住せしより、この臺地を上野臺といふ。番人は横手諸士全部、交番にて之に當る事となつて居るが、用達は須田新右衞門、中田隼人、須田宮內左衞門の三名が命ぜられた。政景は上野介、出羽守の父子を、須田美濃守盛秀、養子八兵衞盛久に引き合せて、神宮寺村まで歸る(横手古今大番帳)。

抑も秀忠將軍が正純父子を義宣に托したのは、大に理由の有ることである。義宣國替の時、家康は出羽十二郡に封ぜんとしたのを、正純はそれにては水戸に居らんにさして劣るまじければとて、强ひて六郡に減ぜしめたのである。故に義宣必ず冷遇して復讐するであらうと思ひ、正純を托幽することゝしたのである。然るに大度の義宣少しも報復の念なく、却つて大に同情を寄せて優待至らざるなく、或は時節々々の衣服を贈り、或は時々酒肴を贈り、或は狩場より直に獲物を贈るなどした。之を聞いた秀忠は、義宣の篤實には我折つたと言はれたとぞ(羽城昔語、政景日記、黑甜鎖語)。

宿怨を感ぜられる義宣に預けられる命に接した時、正純の感やどうであつたらう。虎の穴、鰐の淵に逐ひやられることゝちして、大澤を立つた足は屠所の羊の歩で横手に向つたらう。然るに意外の厚遇を受けたからどんなに嬉しく思うたらう、或日かく語つた。「義宣殿遷封の時、大御所は出羽十二郡の庄園殘らず附屬し給ふ思召であつたが、さすれば水戸に居るにをさ〳〵劣るまじと、强ひて進言してその半を減ぜしめたのである。かく欵待にあづかると知らば、その時殘りなく吹聽すべきを」と。壁に耳ありこの事いつしか將軍の耳に入つたから、大に怒り、政治の秘密を洩したとて、寛永三年四月、島田彈正利正を使として嚴命を傳へられ、守衞を嚴しくして人の出入を禁ぜしめ、居室は板を以て窓戸を蔽ひ、日光をも十分見ることを得ざらしめた(秋田沿革史大成)。終始一貫德川氏に忠勤を抽んでた身の、いかなる罪科のあつたかは知らぬが、かゝる苛刻の罰に處せられた彼の感懷やどうであつたらう。父思の出羽守正勝は、我が身の艱苦は覺悟を極めて居

たのであらうが、雨につけ風につけ暑さにつけ寒さにつけ、晝夜父の身を心配しつゝ明し暮すに、今また更に嚴しくせられる事となつたから、その心痛はいかゞであつたらう。愛宕山の鶯の聲も、朝日川の月の影も、かへつて物思の種となつたらう。悲愁の積りにや、ふと病床に臥したが、次第々々に重り行きて、寛永七年（紀元二二九〇年）五月十日亥の刻、三十五歳を一期として父を遺して長逝された（政景日記）。（註五）死骸は十四日に正平寺に遷し、桶に入れ鹽酒に浸して埋めて置いた。幕府では檢使として市岡太左衞門、大窪甚右衞門を、廿三日に江戸を出發せしめる事としたから、本藩では案内者として宇垣長兵衞を差し添へることゝした。檢使は二十九日朝横手に到着したが、出羽守家來衆檢屍を拒んで容易に承諾しないから、昨夜横手に着した梅津半右衞門が、須田伯耆守と相談して、出羽守の家老長谷川左近に交渉し、死骸を佐竹家にて受取り、正平寺で檢使の檢屍を濟ませ、六月四日に火葬を執行した。導師は正洞院で、佐竹治郎右衞門は藩主の代香をなし、長谷川左近は上野介の代香をなす。法號は傑叟院殿雄山英公大居士と稱した。（佐藤無及覺書、正平寺古文書）。

正純は、自分の身はよし此の秋田の土と朽ちるとも、子の正勝はと一縷の望をかけて居つたらう。憂き月日の中には唯之のみを樂にして明して居た、その子に先だゝれた彼の失望落膽いかばかりであつたらう。涙の中にあぢきなき年月を送るほどに病にかゝり、寛永十四年（紀元二二九七年）二月二十九日、千古の恨を懷いて終に逝去された（義隆公御事蹟、正平寺古文書）。行年七十三といふ（藩翰譜、德川實紀）。死歿の月日を藩翰譜、德川實紀などは、寛永十四年三月十日と記したれど、本藩の記錄は大抵前記の如くなれば、實際はその方であつたらう。死骸は三月二日正平寺に遷す。檢使東城伊兵衞、本藩より案内者としてさし添へられた眞壁氏を伴つて、三月廿六日横手に着した。家老梅津外記、須田美濃等立ち合ひ伊兵衞と共に死屍を檢査し、閏三月朔日正平寺にて葬送を營む。義峰山鱗勝院久保田より來つて導師を勤め、佐竹主計は藩主の代香をなす。法名は慧光院殿鐵顏宗智大居士といふ（義隆公御事蹟、横手古今大番帳）。

古記錄に「正平寺え葬」また「御遺骸正平寺え御葬送」など見えるから、本多父子の墳墓は正平寺に有りと思うて居る人もあるが、然らず。この葬また御葬送とは葬式を執行したるのみを意味するにて、骨を墳墓に埋めたるまでを意味しのたではないと思ふ。寛政中正平寺から藩主に提出した記錄に、

一右御兩所（正純父子）御位牌有之候
一當地上野臺と申所に御塚有之と申傳候
一御石碑之儀は年來の事故無御座候

と見えるから、正平寺に無かつたのは慥である。若し初め墳墓が有つたならば、位牌の有るにそれのみ無くなる筈がない。寛政年中正平寺にて前記の如く言うて居るのを見れば、昔から言ひ傳へてある上野臺なる塚は、慥にそれである。予曾て之を弔ひしに、莽棘茂つて塚を蔽ひ、塚は蟲の巣蛇の穴にて完膚なく、花を手向けた跡もなく、香を炷いたしるしもなければ予同情の涙に袖を紋つたのである。然るに先年横手區裁判所の職員は石碑を建立し、近年また上野臺の人々は大いに修繕を加へて、堂々たる墳境となした。本多氏父子知るあらば地下にて莞爾として居るだらう。

註一　正純配流の命を受けた地を、天童として柞山峯の嵐には、十月（元和八年）本多上野介正純檢使畢て天童に赴く、山形より永井直勝等臺命を正純に降す」と記したれど、當時の事情を考へれば天童なる筈がない。政景日記、德川實紀等に山形とあるに從ふべきである。

また受命の月を德川實紀、德川幕府時代史等は八月とし、野史、柞山峯の嵐等は十月として一定せざるが、由利領受取のことに就いて、在江戸の義宣から梅津憲忠への書狀、二十二日（八月）江戸出立の飛脚携帶で、廿七日に秋田に達して、出形に行つて由利受取の事を、本多正純、永井右近の差圍を受くべしとの命を受けた梅津政景、佐藤源右衞門の山形に達したは、羽陰史略によれば九月五日で、正純、右近の山形に着したのは翌六日である。されば八月とするの誤なることは明である。正純九月六日に山形に着し

たとすれば、受命を十月とするも緩に過ぎる。羽陰史略に、「九月十三日、本多正純由利之御國替」とあるは、正しいだらうと思はれる。藩主の命で山形に赴いた梅津政景の日記。十月。朔日の條に、「今日天堂まで上野殿御立に候間」と記してあれば、その事のあつたは九月中なること確である。朔日に既にかく記してあれば、その事の十月中にあつたとすることの誤なるも、言を要しないであらう。

註二　徳川幕府時代史に「卽出羽秋田城主佐竹修理太夫義隆の許へは、急奉書を以て由利郡横手に於て、五萬石の地所被召上、代地は追而可被下との仰を傳へたり」と記してあるのは誤である。この時には横手に關係がない。由利郡横手とあるの誤なるは辯ずるまでもなければさしおく。五萬石の地所被召上とあるも誤である。當時由利郡は佐竹領でなかつたから、召上げられる筈もなく、代地の沙汰も無要である。

註三　本莊から遷された大澤に就いて、佐竹三卷史は「由利郡中の大澤に屏居せり」といひ、秋田沿革史大成には「五月朔日雄勝大澤口より横手に着く」などいうてあれど、この大澤は今の仙北郡大澤郷村なること確實である。余横手郷土史資料第八號に詳論してあるから、こゝには省く。

また羽陰史略に、「正純父子五月朔日大澤に入同二日横手に至る」と見える。かくては大澤には唯一宿せしのみの如くなれば誤である。大澤には元和九年に遷されて、その翌年の寛永元年に横手に移つたのである。之も前記の資料第八號に詳論してある。

註四　秋田沿革史大成に、横手着を前記の如く五月朔日と記してあるは誤である。之も例の資料に詳說してある。

註五　本多父子の死去の月日の事も、例の資料に詳論してある。

越前早駈の陣

由來當地給人は武に優れたから、事ある時には必ず出陣を命ぜられた。元和九年(紀元二二八三年)四月下旬、幕府から越前早駈の陣に至急出陣すべき趣の檄が藩に達した由で、當地給人は復出征を命ぜられた。向指南内の出陣者は詳ならざれども、須田美濃指南内の出陣者は四十六人であつた。それは四月晦日、五月朔日の兩日中に江戸を指して上途した。その記錄に見えたのは左の人々である。

高屋　五左衞門
小田部　五郎右衞門
小田部　兵右衞門
石井　彌右衞門
小田部　左二右衞門
須田　藤右衞門
小室　内匠
泉田　掃部之助
宇野　久兵衞
永山　傳兵衞
滑川　庄兵衞
横山　清右衞門
宇野　治左衞門
菊池　角太夫
山崎　靱負
中村　勘平
滑川　八右衞門
小田部　彦右衞門
片岡　二郎左衞門
掛札　嘉右衞門
本橋　源五左衞門
本橋　主税
大部　内記
滑川　伊兵衞
荻津　喜兵衞
介川　十兵衞
石川　嘉兵衞
石井　理左衞門
石井　六之丞
上遠野　圖書
大瀨　掃部
山崎　三平

野内數馬　永沼和泉
永沼二郎右衛門　妹尾理右衛門
須田忠右衛門　關茂助
椎名靱負　國分采女
石井内藏之助　石井六兵衛
沼田藏人

多數は未だ江戸に達せざる前に、事既に終つたとの報に接し、皆歸郷した。小田部五郎右衛門、中村勘平、宇野治左衛門、山崎三平、上遠野圖書、山崎靱負、石井六之丞の七人は、衆に先つて江戸に到着したとて、藩主より銀一枚づゝを賞賜されたが、折しも義宣江戸から上洛するので、この七人を供に加へてその途に就いた。脾肉の嘆に堪へずして居た横手武士は、いかに物足らなく感じただらう。

戸村義連當地城代となる

慶長七年伊達參河守城代となつてから三四十年間は、城代と諸士と相反目するやうの不祥事はなかつた。その筈であらう。その間長くその局に當つたのは須田美濃で、美濃は梶原美濃、馬場美濃と併稱して、日本の三美濃といはれた傑物である。元和年中大巖宗徒に對しての處罰を義宣喜ばれず、之を叱責されたが、義宣それを伊達政宗に話したら、政宗は美濃は痒い所に手の届く男だと譽められたといふ。英雄政宗さへも譽められた英傑である上に、茂木百騎の人ども及び舊須賀川家臣の支援もあつたのである。その子大内藏盛方、慶長十四年(紀元二二六九年)三月八日(羽陰史略)(菩提寺天仙寺の記錄には四月八日と記してある)、當地で大塚權之助に殺されたに因つて、養子として後を繼がせた伯耆守盛久も、亦人傑であつた。彼はもと玉生八兵衛というて常州笠間城主玉生美濃守高宗の男である。才器煥發當るべからざる人なれば、美濃の懇望により義宣の口添で養子となつた程だから、諸士だちの怨を買ふやうな措置は決して取る筈がない。故にこれまでは無事だつた。

然るにその子主膳盛品が城代となるに至り、倨傲にして暴威を振ひ、且指摘すべき亂行も少からざれば、本町、裏町、新町等の諸士は大に憤り、同盟して反抗したので、主膳は夜逃して久保田に去つたのである。口碑の傳へる所によれば、主膳の行右の如くなる故、組下は皆常に憤々として居たをりしも、當地に洪水があつて蛇ノ崎橋は危くなつた。その主膳は橋に重みをつけて流失を防がうとし、組下を呼び集めて皆橋上に立たしめた、すると組下の人々は我々を以て土俵の代とするとは、餘に酷い爲方である。若し橋が流れるならば、我々は徒に命を殞さなくてはなるまい。彼生しては置かれぬと、同盟して暗殺しようとした。時に組下の一人憫然と思ひ此の擧を主膳に密告した者があつたから、彼大に愕き怖れ倉黄として夜に紛れて久保田に逃げたといふ。彼之を藩主に訴へたが、程なく本町給人から城代更迭の題が出た。依つて取調べて見たら主膳不都合の行爲數多あるから、本町給人を咎めることなく、寛文十二年(紀元二三三三年)七月十八日、彼の城代の辭職を聞き届け、同二十日戸村義連に城代を命じた。以後明治まで戸村氏の城代は繼續したのである、

戸村義連城代となる以前は、城代に搦手城代といふのもあつたが、この以後は廢された。また指南も、本町(裏町、新町等をも含む)須田家の指南、根岸は澁江内膳、梅津半右衛門の指南、島崎は戸村家の指南、羽黒は向家(後に小鷹狩と改める)の指南であつたが、延寶四年からは、島崎、根岸、本町は戸村家の組下、羽黒は向家の組下といふことになつた。以來明治まで變化はなかつた。一郷の士族兩指南に分けたのに就いては、相當の理由もあらうが、一致協同の心を害する甚大である。もし指南は分れず戸村の支配のみであつたならば、戊辰の役の時の如きも、いま一層華々しい籠城戰が出來たであらうと思はれる。

武術の勃興

我が横手町は元和の頃から武術勃興し、次々に名手達人續々輩出して、大にその妙技を世に示したれば、武術優秀の地として古來聲譽を博したのである。その著名の人々のみを數へても、槍術の元祖大内無邊を始として、その門人で江戸に道場を開いて師範した椎名頼久、その門人で有名なる石井光忠、またその子孫で久保田に道場を設けて師範した同忠倚、一風流の槍術を創立した吉成一風齋、藩主天樹院の師範だつた信太縫殿右衛門、無殘流の劍法槍法を案出した妹尾兼貞、林崎流居合術の名手滑川通紀、大谷流柔術の高手石川光宣、及び弓術の達人小貫頼常等々枚擧に遑がない。横手は武術の盛んな地、武藝の優れた所と世間に歌はれたも、宜なるかなと謂ふべきではないか。左にその各種流派の傳統、或はその達人の一班を掲げて見よう。

無邊流槍術

無邊流槍術の元祖は當地人大内無邊である。續武將感狀記に左の如く見える。

大内無邊は出羽國横手郡大内庄の人なり。戸倉川の滸に生長し、鮭魚を捕て以て業となす。其法長竿を取て上りくる魚をひきかけて沙上へはねあげ、日々に數十尾を得る。遂にこれを以て槍をつかふ術を工夫し得たり。郡中の士人從て遊ぶもの多し、無邊の業ます〳〵進み、近國より來り學ばむと請ふもの歴々として算事に暇あらず。云々、

また「刀劍と歴史」第百六十三號に、左のやうな記事が見えた。

元和の初めの頃、出羽の横手に大内無邊と云ふ人があつた。若い時分より槍が好で、頻りに槍法を工夫して眞弓山の神に祈願をこめて、毎日一萬本の「シゴキ」をなし、其より種々に工夫して三十八歳の時に、是ならば誰と立會ふとも後れを

取らずと、秋田に赴いて佐竹の家士と槍の試合をなした。佐竹家には大阪冬陣で働いた武邊者も澤山居る。高橋源太左衛門、滑川源太左衛門滑川八右衛門など何れも槍にて功名を現した覺えの人で、この人々大内無邊が槍法を說くのを聞いて冷笑つた處より、試合の一段になるのである。秋田の高橋源太左衛門、滑川八右衛門の二人、何れも大阪陣に於て槍先の功名を奏し、當時感狀を賜り百石づゝ加增を貰つた覺えの人々であるから、横手の大内無邊が、一度も戰場を蹈まず、疊の上で槍の「シゴキ」したりとて、槍術の講釋片腹痛しと大に嘲弄した處、無邊立腹して試合を申込んだ。さらば木槍にて試合すべしと、石塚大膳の屋敷にて岡本藏人、小野崎大學、大繩與七郎、伊藤彌平など云ふ歴々の人々立會にて、試合する事に成つた。最初滑川八右衛門袴の股立とり、二間柄の木槍もつて立向ふ。無邊は十文字の木槍にて立出で、双方しばらく槍を合せる中、互に矢聲を掛合ふと等しく、無邊は滑川の槍を搦んで拂落し、股へ突入るゝと見る中に滑川すくひ上られて、三間許り刎飛ばされた。大に赤面して退く。其後へ高橋源太左衛門が出た。是も手もなく槍を拂落されて敗を取つた。此の試合にて無邊が槍術は俄に名聲を博し、吾れも〳〵と其門に入る。無邊は横手にも住し、秋田にも住み、門人甚だ多き中に、大内上右衛門最も精妙の域に達し、無邊が道流は上右衛門が繼いだ。次に箕袭を繼いだのが大内清右衛門である。この人江戸に出て無邊流槍術の門表を掲げて指南をなし、この門より椎名靱負と云ふ者が出て出藍の譽れ高く、江戸にては有名な槍術家である。此椎名の門人なるは小泉七左衛門、後ち法體になつて休人入道と云ふ。大坂に移つて寛文三年に死んだ。

大内無邊が甥に山本無邊と云ふ人がある。此人も無邊の門に入つて數年の修行を積で皆傳を受け、無邊の名を讓り受た。之を山本無邊流と示ふ。其子作内に至つてまた工夫を加へ、この流も諸國に廣まつて居る。

無邊はこのやうに實に槍術の精妙を極めた人であつた。而して無邊流の元祖といふよりも、寧ろ槍術の元祖と謂ふべきである。この流の當地の傳統は、

（天　和）

天流槍術

天流槍術の當地最初の達人は、信太新左衛門勝長といひ、元和頃の人で、門人より優秀の達人輩出した。後最も隆盛を極めた新天流は之より出たのである。その文化までの師範繼承者を擧げると、

信太新左衛門勝長
吉成文右衛門助國
吉成徳兵衛助門
金澤文兵衛親秀
齋藤掃部右衛門胤吉
神尾伊右衛門康重
片庭南右衛門道次
片庭隼太道正
片庭新太郎道包
大内無邊
齋藤又右衛門忠政
椎名轂負頼久
石井彌右衛門光忠
同彌右衛門忠直

新天流槍術

慶安の頃上遠野不及齋秀馮といふがあつた。槍術を信太喜右衛門勝政に學んで奥儀に達し、その名聲大に高かつた。その子秀次も亦達人にして、懇望されて藩主の師範となつた。道場羽黒にある故、嶋崎新天流に對して羽黒新天流といつた。天明までの師範繼承者は左の如くである。（鎗切合のむかし話）

（今野茂助免許狀）

元祖　信太新左衛門勝長
信太喜右衛門勝政
上遠野不及齋秀馮
同織部秀次
同彌左衛門秀門
同監物秀將
同織部秀脩

（吉成掃部免許狀）

新天流槍術

信太喜右衛門勝政は寛永頃の人で、天流槍術を信太新左衛門勝長に學び、一派を開いて新天流と稱した。この道場嶋崎に在るを以て人嶋崎新天流といふた。之は羽黒新天流に對していうたのである。天保までの師範繼承者を擧げれば、

一風流槍術

一風流槍術の元祖は吉成一風齋である。一風齋はその號で、名は助門、通稱は德兵衞といひ、慶安頃の人である。初信太喜右衞門勝政に從つて新天派の槍術を學び、後に一流を立てゝ一風流と稱したのである。文化までの師範繼承者を擧げれば左の如くである。（鎗切合のむかし話、横手名傑傳）

元祖　吉成一風齋助門
同　文右衞門助孫
信太新左衞門勝長
元祖　同　喜右衞門勝政
同　喜右衞門勝正
同　縫殿右衞門勝滿
同　喜右衞門勝興
同　喜右衞門俊利
同　淺右衞門勝成
同　縫殿右衞門俊堯
同　縫殿右衞門勝茂
同　縫殿右衞門勝助
（天保十五年勝助から與へた免許狀）

○

須田兎毛は一風齋に從ひ槍術を學んで、その蘊奥を極め、元祿十年師範免狀を授けられた。一派を開いても尙一風流と稱して子弟に敎授した。（横手名傑傳）

同　道雄助滿
同　文右衞門助表
同　文右衞門助邦
（文化十五年の今野茂助の免許狀）

無殘流槍術

妹尾傳之丞兼貞は無殘と號し、劔槍術に秀で、槍術劍術の一派を開き無殘派と稱した。延寶七年十一月歿したといふ。その傳統は、

妹尾傳之丞兼貞
石川八兵衞
關小左衞門
大部小左衞門
妹尾源之丞兼高
妹尾馬之助兼範

（享保）
兼貞五代の孫にして槍術に優れ、日置流の弓術に達した。（文政、天保）
劔槍弓術に秀で、戊辰の役に戰死した。

日置流弓術

（横手）

吉田上野守
吉田出雲守
吉村九左衛門
小貫宗的頼愛
小貫治右衛門頼代
小貫治右衛門頼吉
手賀惣市郎
（手賀の免許狀）

（天明）

高久流弓術

元祖　吉田出雲守
四代　高久新右衛門
高久武右衛門景豐
鈴木惣左衛門重朝
鈴木惣左衛門重好
鈴木惣左衛門重孝
鈴木惣左衛門重智
鈴木惣左衛門重固
鈴木重和
（鈴木家記錄）

（享保）

（大正）

林寄流居合術

（横手）

林崎甚助重信
永野無樂齋正次
沼澤甚左衛門長政
蘆澤彌兵衛忠道
須藤平右衛門茂道
金彌右衛門道央
金彌八郎道次
掛札嘉右衛門家忠
石井藤兵衛忠央
滑川善右衛門通紀
石井彌右衛門紀忠

（元祿）

日下流居合術

（慶安）

（嘉永）

二一二

石井理左衞門忠茂
掛札刑部右衞門定屋
石井理左衞門忠明
石井源右衞門忠許
（今野茂助免許狀）

元祖　日下一甫
佐々木彌兵衞
築八左衞門
高橋嘉兵衞
吉成德兵衞助門
小西金兵衞元珍
小林與一兵衞親友
坂本吉兵衞賴次
同喜左衞門賴國
同吉兵衞賴忠
大宮庄司直忍

夢想心流居合術

（文化）

日下流取手

（寛保）

德川時代

（大宮氏からの免許狀）

○林明神

片野德兵衞重元
秦與五兵衞定賢
同四郎右衞門定安
同小左衞門定衞
同專藏定靜
（秦氏からの免許狀）

日下一甫
吉成一風齋助門
小西金兵衞元珍
平賀主水時倚
三栗谷八右衞門久富
關茂助俊知

（安政）

石井東助忠意
長沼五郎左衛門宗廣
（長沼氏からの免許狀）

大谷流柔術

（嘉永）

大谷民部家光
長尾彌惣治村吉
白石忠太彌家
齋藤太郎右衛門
芳賀重右衛門
白石忠太唯家
赤坂市十郎光宣
石川市十郎光博
（石川氏からの免許狀）

大谷流柔術

當地の大谷流柔術の祖は、石川市十郎光宣である。光宣は上遠野應無に從つて新天流の槍術を學び、その技にも巧妙であつた。ことに大谷流の柔術の妙を極めて師範職となり、老後その職を嫡子光博に傳へる。天保七年五月二十日五十九歳で歿した。

注意　大谷流は石川光宣の開いたものゝ如く記した本もあれど、それは誤であらう。嘉永三年二月光博が門人に授與した免許狀に元祖は左の如く見える。

元祖　大谷民部家光
六代　白石忠太唯家
　　石川市十郎光宣
　　石川市十郎光博

（横手）

稲留流鐵砲術

元祖　稲留伊賀守綱信
六代　林喜學光中
　　鈴木總左衛門重朝
　　鈴木總左衛門重好
　　鈴木總左衛門重孝
　　鈴木總左衛門重智
　　鈴木總左衛門重固
　　○高柳源左衛門重寔
　　石井倉之助忠衛

（慶長）

（正德）

（安政）

馬術

元和中　片野治兵衛重茂
寛政中　小松忠藏

江戸にて馬術競の時、愛宕山の石段を乘り上げ、天下第二達人の譽を博し、佐竹藩主馬術の師範となつた人である。

開拓と産物

當地の士家は多くの産物を作り出して、多大に當地の經濟界に利潤を與へたが、所々の荒蕪を開拓して大に公益をなしたのも、亦士家である。慶長年中佐竹氏遷封當時は、當地近傍各所に荒蕪多々あり、而して士人は之を開拓すると、加增として賜はることが出來たのだから、主家減封の爲に祿少く、生活困難なる士族は、各家競うて都合のよい荒地を搜して鍬を入れ、享保頃までに既に三千石の地を開いた。實にその興利の力は輕視されぬ。

開拓の最も大にして、又その先驅者ともいふべきは、野御扶持方の共同事業である。その成功を見て之に倣つた者は多くあるらしい。彼等は佐竹氏に後れて、慶長十年頃舊君の後を慕うて此の國に來たが、佐竹氏は遲參も快からず思はれたらうし、又封地の大削減にも遇つた事とて、召抱にならなかつた。されば彼等は已むを得ず、一時山内村に入つて樵夫、炭燒などとなつて生活したが、寛永中その三十人は樋口村肝煎佐藤彌三をたよつて下樋口に引移り、開墾に從事した。それは元和元年上遠野隱岐守を通して藩に願ひ、左の御判紙を賜つたからである。

樋口村吉田村之内にて新開可仕由相心得候本田のさはりに成候はぬ所を可相開候開次第に可致披露候加增に可下置候

御意に候仍て如件

元和元年九月十五日

向　右近
羽黒御足輕
頭　助兵衛
同與惣兵衛
肝煎　彌三

かやうに開墾の野で扶持を戴いたから、野御扶持方といはれたのである。この人々、上下樋口、上中下の三吉田に於いて三百石の田を開墾したが、活計の苦しさに堪へず百四十石は賣拂つた。殘百六十石に正保四年の頃檢地竿入あつて、御野扶持方として知行賜つた。既にして二人づゝ三十日交代で、横手町根岸米倉の番を命ぜられて勤務しつゝあつたが、道の隔つて居る事とて萬事不便なれば、延寶三年に願ひ出て許を得、同五年より八年までの間に、横手の今の野御扶持町に全部移轉した。（雪の出羽路。さつとむかし）。

その後も多くの妨害その他の困難と戰ひつゝ若干開拓したが、嘉永六年十二月その小頭から各組合人に通知した調書によれば、その入手高は左の如くある。

一當高六十四石八斗九升八勺三才　下樋口村
一同高六十二石四斗五升五合　上吉田村
一同高十二石二斗九升一合二勺　深間内村
一同高二石八斗三升七合　龜田村
惣高合

百四十二石四斗七升九合三勺

（野御扶持給士開拓文書）

この後は内職の收入も相當にあり、又荒蕪地も少くなつた爲であつたらうか、開墾には餘り力を入れぬやうになつた。

當地は昔仙北一の大勢力家小野寺氏の居城があり、德川時代に至つても城代の居つた所なれば、昔から引き續いで郡内第一の都會であつた。それに上方に通ずる大道は市中を貫通し、南部街道も亦開け、又旭川は嘉永頃まで水を湛へて角間川に舟揖の便があつたから、人馬の行通繁く、頗る殷賑であつた。從つて商業も振ひ産業も起つたが、今は微すべき記錄も存せず、詳に知ることが難いから、各産物に就いて少しく述べることゝする。

馬　當地は昔から優良の馬を産したらしく、買入人の他より來た由は往々舊記に見え、德川時代に至つては、幕府より買入役人の出張したことも屢々あつた。今軍馬購買の當地に行はれるも故ないではない。昔は實に有名なる馬の産地であつた。

木綿　横手木綿とてその名聲甚だ高く、長く當地産物の首位を占めてあつたにも拘らず、木綿産出の起原は漠然として之を傳へる記錄もない。唯最上忠右衞門氏宅に傳る一の言傳あるのみである。その語る所を聞けば左の如くである。

最上家は昔は四日町に住し、富裕にして酒造を業として在つた。野御扶持町衆延寳年中樋口村より當地に移轉した後、酒を買ひに來る者多くあつた。一日その二三の人來て曰ふやう、頂戴の御扶持のみでは生活するに甚だ困難であれば、何か我々に適した職業をほしきものである。よい職業もあらば教へられたいといふ。忠右衞門、旦那がた關東に居られた時には何業を爲されしかと問ふに、多くは機織を内職として居たといふ。忠右衞門然らば試に織つて見給へとて、土崎湊から綿一梱買うて試に織らしめしに、出來ばえよろしい。之を親類の久米（後に河野と改姓する）才助に染めさせて商店に賣るに、當時は當地にて木綿を織る者無かつたから、賣行惡しくない。故にこの業を大きく營まんと考へた。然れどもこの時土崎湊に入る綿の年額は六百梱にして、内二百梱は今の北秋田、山本地方に、二百梱は南秋田、河邊地方に、殘二百梱は仙北、平鹿、雄勝地方に充てられて居るので、勝手に澤山買ひ入れる事はならぬ。故に十分織らせることが出來ないから、親しい久保田の豪商山中新十郎に謀り、その援助も得て藩廳に願ひ出で大澤口を開放せられ、酒田よりも四五十梱買入れることを得るやうになつた。機織は室内にてなし得る業なれば、士族の内職としては最も適した事である故、野御扶持町衆より傳習する士族漸く增加し、綿はますます不足を告げる。依つて又山中新十郎と相謀り、共に運動して阿仁銅山方御用といふ肩書を得、それを利用して院内口の開放をも許可せられ、山形方面からも綿を買ひ入れることが出來たから、意の如く業を擴張することが出來た。士族町にはこの業に從事する者年々に增加し、數年ならずして各町到る所、機杼の聲紡錘の音を聞かぬはなきに至つた。既にしてこの業漸く町家にも擴まり他町村にも及び、文化文政頃には年産額二十萬反を算し、米澤、南部等まで輸出するに至り、横手木綿の聲名大に高まつた。

忠右衞門家業は酒造であつたから、木綿の方は專ら分家治助に擔當せしめて居つたが、その業務繁多となつたので、統一上經營上自らその衝に當らざるを得ざるを感じ、酒造業を廢して自ら之が經營に當り、染屋をも兼ねることゝした。天保後越後より織工五人を招聘し、數十臺の大機具を造らしめて之を貸與し、大に之を傳習せしめたから、縞木綿、兜羅綿等をも織出すに至り、横手木綿の聲價益々高くなつた。忠右衞門の貸機具のみで四百七十臺に上つたといへば、その盛大なること知るべきであらう。小祿士家の生計の苦も爲に大に緩和したといふ。彼の越後から來られた五人の人等は、遂に當地に永住してその子孫皆今存するとぞ。此の頃には各地で白木綿を織り出すこと多く、日々當地に來つて綿と交換するもの數百反に上つたのである。

天保の頃忠右衞門の女に「よし」といふがあつたが、萬事器用で、桃雲寺の住職某と當地給人鈴木重固との援助を得

て飛白を織り始めたといふ。その人の織つた竹の節飛白を、記念として今尚最上家で保存して居る。之を動機として、士族町で他の追隨を許さぬ精巧な飛白を織出したので、内町飛白とて大に賞美された。（最上忠右衞門氏談）

染木綿　木綿の産出增加するに從ひ、染屋も漸次出で、種々の染木綿を他に賣出したので、之も亦一産物となつた。最上家の言傳によれば、當地染屋の元祖は河野才助であるといふ。初は紫染と茜染とのみを業としたとて、その家に使用殘の紫の根は近年まで有つたとぞ。享保頃から藍染をすることゝなり、藍は多く今の北秋田郡十二所町から買うたのであつたが、ドコアキとのみいつたから獨鈷村から産出したのであつたかといふ。元文、寛保頃最上忠右衞門は藩より金四百兩の補助を受けたが、藩に請うて久留目から絞の師を聘して、希望の人々に傳習せしめた。當時は甚だ珍しい絞染であつたから、横手絞とて大に賞美され、他よりの注文甚だ多かつた。此の頃になつては當地に染業者數十を算するに至つたとぞ。天保の頃桃雲寺の住職某、煎香の火を以て燒拔き、染物の形紙を作つて大に染屋に益を與へたさうである。（同人談）

士族町の産物　當地給人は小祿の者多く、生活に困難な者多數である爲か、内職する者多く、從つてその手より出る産物は少くなかつた。その主なる物を擧げると左の如くである。

打緒、眞田織、箸、附木及び玩具、之は木製の獅子頭、馬、刀、弓、鐵砲、又張拔の人形、動物、及び張拔の種々の物の先に附いた小笛等で、「ようかもの」とも稱した。

紙　天保七年南部図作の爲、その皿木村紙漉業菊地某流浪して當地に來り、夫婦ともに熱病に罹つたのを、湯口庄治之を救助し、全快後給人中の希望者に傳習させたのが製紙の始である。一時は少からざる産出があつたのである。（御領中紙開基之由來）

鍋釜類　天保の頃杉山文七支配で鍋座が開かれ、始めて當地で鍋釜類を鑄造することとなつた。之は藩の保護の下に開かれたので、その權利内の區域では、他の人は鑄造するを禁じられてあるのだ。鑄造用の古銑買まで鑑札を所持するでなくては、營業することがならなかつた。爾來保護が無くなつて後も引き續いて是等が鑄造された。

生絲　鈴木重固、石井忠恕、同忠衞等、當地より産物方の官吏前後數人出た爲、養蠶も大に奬勵され、又蛇崎川原、中川原、天仙寺後の川原等に桑苗木を仕立て、桑の栽培にも便利を與へたけれども、養蠶の開展は甚だ遲々たるものであつた。安政の頃に至つて人々始めてその利を會得したであつたらうか、俄に畑に桑を栽ゑ垣にまでも之を栽ゑて、養蠶する者が出で、年を追うて盛になり、士族町では家として之に從事せざる者殆んどない有樣で、生絲の産額は少からずあつた。

かく當地の産物を列擧して見れば、木綿といひ生絲といひ、其の他といひ士族の手より出ぬものは殆んどない。かゝる狀態なれば當地の士族は、小祿に比して生活に苦まず、天保の凶作でさへも、壹俵米を買得ぬ者は少なかつたといふ。小祿の昔の士家は實に勤儉そのものであつた。

注意　瀨戸座もあつたが成功しなかつたから省く。

戸村義孚寶暦事件の活動

寶暦七年（紀元二四一七年）五月十六日、藩主佐竹義明江戸よりの歸途、當横手城に一宿され、翌日出立されたが、その夜刈和野村より戸村十太夫（義孚）に奉書達したから、十太夫は十八日早追で戸嶋の宿所に駈け付けて藩主に伺候した。而して先手警衞の命を受けて十九日久保田に先着した（北家日誌）。是は姦邪の臣野尻忠三郎、那珂忠左衞門、山方助八郎、小野崎源左衞門、大嶋左仲、大越甚右衞門等窃に黨を結び、義明を廢し義敦を立てゝ己等權を擅にせんことを謀り、先その擁護者たる北圖書、東山城、及び忠節の士石塚孫太夫、岡本又太郎、平元茂助等を讒誣したによる。梅津外記、山方助

八郎の姦徒から、途中に飛脚を以て藩主御着城の御伺をなし、且當地に於いて圖書、山城、孫太夫、又太郎、茂助等謀叛の企があるから、戸村十太夫に先手警衛を命じ、道中御注意あるべき趣、御供家老大越甚右衛門に密に申し送つたのを、甚右衛門藩主に言上したら大に驚かれ、十太夫を召して先手を命ぜられたのである。山方助八郎は戸島に來つて藩主に謁し、大に北、東、その他の忠誠の士を讒した。藩主之を信じ激怒せられて、それ等の人等に遠慮せしむべきを山方に命じた。山方策圖に當つたと大に喜び、急ぎ登城して同志梅津外記と謀り、上意と稱して北、東等に遠慮を申し付けた。而して藩主は着城の後更に處罰した。十太夫は小野岡源四郎と共に家老を命ぜられてこの難局に當つた。忠憤訴ふるに所なく悶々に堪へずして居た所の人々は、暗中一縷の曙光を認めた如き心地して、訴願に出るもの十太夫の門前市をなした。忠臣は幽閉され姦徒は跋扈する時に現れた十太夫なれば、萬人目を之に注いだ。雨とならんも、風とならんも、晴とならんも、實に十太夫の動きの如何に由る。十太夫は泰然として騒がず驚かず、平靜裡に正邪忠姦曲直を精査し、既に罪科の確證を掴むや、佐竹大和、小野源四郎と謀り、猛然起つて姦邪の徒輩を一網に打盡した。實に疾風迅雷耳を掩ふに暇あらず、人をして呆然たらしめた。時に五月二十六日だつた。日を緩うしたらんには禍根彌大に彌固く、また拔くべからざるに至り、事件はいかに進展したか知ることが出來なかつたらう。僅に旬日を出でずして醜類を一掃し、主家を泰山の安きに置き、人民をして愁眉を開かしめ、歡呼の聲を國中に滿たしめたのは、義孚の力與つて大なるものがある。三百石の加增を得たのは宜なりといふべきである。義孚その事の終るや足病を申し立て、職を辭して横手に歸られ、その事件は與り知らぬものゝ如くであつた。高風欽すべきである。

育英書院及び私塾寺小屋

當地古い時代には文學が振はなかつたらしく、文學の餘波の我々の目に觸れるのは絶無である。佐竹氏が領するに至つてからも、武藝は相當に盛であつたが、文學は起らなかつた。士族中稀に讀書に心を用ゐる者があれば、彼は靑表紙をひつくりかへすなど言つて、皆嘲り合つたといふ。從つて學校などは無く、讀書、習字を學ばうとする者は、寺小屋又は家塾等に入つて、僅に初歩を學ぶに過ぎなかつた。算術はその心得の有る人に就いて、算盤にて加減乘除を學ぶ位であつた。

寛政に至つては士族の子弟の出仕する者は、必ず四書の素讀の試驗を受けざるを得ざる事となつたから、士族は文學にも心を向けることゝなつた。鄕校の外は猶家塾寺小屋に入つて學んだが、之は一定の科書とてはなく、各自隨意の本にて教を受けた。その書多くは孝經、四書、五經、史記、左傳等で、大抵は素讀のみで講義を授けるは甚だ稀である。平民は士族の家塾に入つて學ぶのは、少數の豪家の子弟のみで、皆寺小屋で學んだ。其の書は近道子寶、實語教、童子教、太閤狀、古狀揃、庭訓往來、百姓往來、四書、五經等で、五經に至る者は甚だ稀である。習字の手本は教師自ら書いて與へ、通常は程度によつて三種に區別される。四つ折、六つ折、八つ折之である。四つ折とは半紙を縱に四つに折つたのに、假名、人名、町村名等を書き、六つ折とは、その六つ折に、贈遺物の上書、簡單な日用文等を書き、八つ折とは大奉を縱に八つに折つたのに、商賣往來、書簡文等を書いたのである。士族は商賣往來はなく和漢朗詠集などであつた。

藩主義和儒學振興の志あり、寛政元年(紀元二四四九年)から學校の建築に着手し、同五年に開校して之を明道館と稱したが、後に明德館と改める。又各郡の士族居住地に分校を開設して、士族の子弟に儒學を教授することゝした。之を鄕校といふ。當地の鄕校は育英書院と稱した。校舍は大瀨良右衛門の寄附に係る。同五年九月五日小田部兵右衛門、小瀨藏人、宇留野内記の三人は教授を命ぜられた。工事は六年十二月中着手して翌七年四月に落成した。その祝典として五月三日町中の老人、六十三歳以上八十五歳まで二十七人を鄕校に召されて宴を賜うた。同五日藩主湯澤よりの歸途當地の城に一宿せられ、翌六日鄕校に臨まれ、三教授、見習山崎左仲、長沼四郎、片野勘太郎、吉成嘉藤吉及び大瀨良右衛門に謁を賜うた、(沼田家文書、柳陀叢書)。是は鄕校の非常な光榮である。即ち此の月を以て開校した。翌八年藩主隷書にて育英と書

かれた額を賜うたのを、提學谷田部官藏二月二十三日携帶して來た（柳陀叢書）。

校舍所在地　下根岸町今の高等女學校敷地内で、地坪二千二百七十五坪、建坪百十九坪である。

職員　教授三名、同見習八名、目附二名、受拂役二名、詰役二十名、用係一名（時に增減ある）。

學則及び學科　學則その他の諸規則は總べて本校明道館に同じい。

學科は儒學に詩文を兼修せしめ、教授は各毎月三回づゝ講義をなす。

提學と稱して年々本館教授の鄕校に出張するのがある。滯在凡そ三十日にして、その間或は經書の講義をなし、或は詩文大會を開き、或は學業試驗を行つてその成績を檢按する。又三年或は五年に一度、本館學長の巡視することがある。之を督學といふ。鄭重なるのみにしてその爲す事提學に同じい。督學、提學の講義の時、又は講釋始には、士族全般肩衣着用にて之を聽講する。

試驗　試驗は御試みと稱して一年二期に行ふ。既授の書中より問題を出し、その大意と字義とを難問して答へしめ、成績劣等なるをば落第とする。

養老式　毎年秋養老式を執行し、町中の高齡者を鄕校に招いで金品を賜ふ。

學校經費　本館より分高百三十七石二斗餘、此金二百四十六圓四十錢餘（慶應三年調）。

（秋田縣史、ざつとむかし、石井忠恕日記）記錄乏しくして全部は知り難ければ、今知り得る限の教授を左に列記する。

小瀨藏人　宇留野内記
小田部兵右衛門　山崎市郎左衛門
須田秀强　沼田織部
吉澤主税　小田部治右衛門
山崎喜左衛門　須田市右衛門
野上仁八　沼田瀨兵衛
横山清右衛門　沼田宇源太
山崎十左衛門

私塾及び寺小屋

私塾も寺小屋も、近い時代の外は知る由がないから、秋田縣史に據つて近代のものを左に表示する。

私塾

名稱	學科	所在地	開業	廢業	身分	塾主氏名
鑑齋家塾	漢學	本町	文政五年	慶應二年	士	吉澤主税
三近堂	同	同	天保八年	明治四年	士	須田市右衛門
九思堂	同	同	元治元年	同	士	山崎十左衛門
時習堂	同	羽黑下町	嘉永四年	同元年	士	上遠野群吾
學堂	同、筆道	同	文久三年	同四年	士	和知源左衛門
龍淵堂	漢學	上根岸町	文化年間	天保九年	士	湯口莊治
習遠堂	同、筆道	羽黑中町	文政元年	—	士	小室十内
後凋堂	漢學	本町	同七年	明治元年	士	沼田宇源太

寺小屋

所在地	開業	廢業	身分	師匠氏名
不明	文政七年	慶應二年	農	沓澤傳吉
寺町	同八年	明治四年	士	石井善左衞門
裏町	天保五年	同	士	大瀨彈右衞門
鍛冶町	同十二年	同	士	木村彌右衞門
裏町	文政七年	同	士	小田部理左衞門
寺町	安政二年	同	士	石井藤助
鍛冶町	慶應元年	同	士	野上英之助
柳町	文久二年	同	士	小室又藏
御免町	同		士	金澤養藏

注意　秋田縣史の寺小屋の部に、鈴木祐藏といふのが見えるが、さる人は古來なかつた由であるから、いまは省く。

文藝

當地は武藝の盛な土地がらとて、古來文藝に心を寄する人は少く、詩といひ、俳句といひ、書といひ、はた畫といひ、或は花晨月夕感興に乘じて賦詠したり、或は永日長夜の消閑に、翰を染めたり、丹青を弄んだりする程度の人は、少からずあつたやうなれど、詩人俳人書家畫家といはれるは實に曉天の星であつた。その道に名ある人を擧げれば、先づ左の如くであらうか。

詩人

沼田孤松　名は信挺、通稱は織部、孤松と號し、安政二年六十五歳で歿した。（碑文）

野上仁里　名は通煥、通稱は仁八、仁里と號し、文久二年五十歳で歿した。（横手名傑傳）

吉澤聽松　名は清述、通稱は市藏、聽松と號し、萬延元年四十八歳で歿した。（吉澤氏系圖）

俳人

國谷金馬　名は綱次、通稱才右衞門、金馬、松風庵、子孫庵と號し、延享二年八十二歳で歿した。（國谷家記祿）

齋藤月下　文化元年七月十五日六十歳で歿した。（齋藤家記錄）

書家

小瀨藏人　名は伊宿、通稱藏人、一叢、菊巖、五松堂と號し、天保五年に歿した。年八十一。（羽陰詩家小傳）

湯口龍淵　名は嗣久、通稱正司、龍淵と號し、天保四年に歿した。年六十四。（湯口龍淵先生）

戸村東陵　名は義通、通稱十太夫、東陵、枕霞樓、聚遠亭、澹心齋、また　後草園と號し、安政元年、八十七歳で歿した。（同上）

小室虛齋　名は崇、通稱十內、虛齋と號し、文久元年に歿した。年七十餘。（横手名傑傳）

鈴木丹下　名は文履、文化、文政頃の人である。（雪の出羽路）

畫　家

小川隆雅　時代不詳、晩年京都に出で研究中病死した。「享保九年十一月家に在りて卒す」など書けるもあるが、誤である。（小川氏家族の談）

佐々木原善　名は善藏（善吉といふは誤）、原善、分水、また松林山人と號した。享和頃の人。（雪の出羽路）

戸村後草園　書家の所に記す。

鈴木丹下　同上。

上遠野雪峰　名は典膳、雪峰はその號である。嘉永、安政頃の人。（横手名傑傳）

士族の家格と職務

當地士族の家格と職務とは、須田氏城代までは審ならねど、戸村氏城代後は概ね左の如く定められてある。

物　頭　武頭とも書く。山縣兵庫、高屋五左衞門の二家は、この職を世襲し、各二十七人の足輕を支配して横手城を守護する。この二家は常に一番二番の筆頭である。

自身參上　小田部五郎右衞門、上遠野織部、前澤主殿、淺利五郎作は自身參上の家格で、武頭についで特別の待遇を受け、常に大番の筆頭となる。その外は高祿の人筆頭となる。

馱　輩　七拾石以上の人をかくいふ。

童形出仕　武頭、自身參上の家の子弟は、童形にて出仕し、前髪にて振袖を着る。馱輩も家柄によつてかくするのもある。

平士は二十歳で前髪を剃つて出仕し、御番人になつて俸二人扶持を賜る。然るに、後には十五歳にもなれば二十歳と稱して出仕するもあり、時には十一二歳にて出仕するに至つた。しかるに、寛政中育英書院建設以來は、そこで四書の素讀を學び、教授から試驗濟の證書を得た後、それに武術師範の姓名を書いた書類を添へて出頭することゝなつた。

組　頭　組下の内に組頭といふ役二名あり、諸願伺屆等を司る。之は久保田勤務と同格で衆人の上席である。

取次役　機務に參する重要の職で四名ある。

物　書　右の書記役で四名ある。

組　頭　之は他の職を兼ねることはない。

教　授　育英書院卽ち郷校の教授で三名ある。待遇は組頭の次に位する。

見　習　右の見習で七名ある。

見　附　四名。

見廻目附　九名。

郡方用係　二名。

林　役　二名。

組下目附　二名。

組下物書　二名。

郷校目附　二名。

掌　計　二名。

詰　役　二十名。

御米倉役　二名。
御雜用役　二名。
破損繕役　二名。
御兵具役　二名。

（附說）三百餘の士を十五分し、交番にて二日二夜づゝ城の番を勤める。前記の職員と事故ある人々とを省くから、毎番は十六七名に過ぎない。その方法は、曉六時から正午まで半數交代、正午から暮六時までまたその如くし、夜は總員勤番するのである。（ざつとむかし外）

當地給士松前加勢を命ぜられる

文化四年（紀元二四六七年）四月、俄羅斯卽ち今のロシアの船二艘エトロフ島に寇し、ナイホ、シヤナの二柵を犯した。その飛報の達するや、幕府は大に狼狽し、奥羽の諸藩に命じて兵備を嚴にせしめた。而して五月十九日、函館奉行よりの書狀津輕より藩主に達した。その文は

東蝦夷地之內ヱトロフ島へ異國之大船二艘渡來候而爭亂、クナシリ島へも附寄可申趣に付、南部大膳太夫、津輕越中守、兼而勤番に付候條、今度增人數之儀申達候。然所右異國人追々援兵を以此方之地へ押寄せ可申程も難計、左候得者、右兩國人數而已にては行足不申候間、鐵砲組足輕大筒中筒小筒玉藥用意、船に而早々函館へ向可被指遣候。尤人數一度に揃兼候はゞ、追々にても可被指遣樣に存候。自然異變之節兩家勤番人數にて不足之儀有之候はゞ、向寄之御領分之、御方へ可申達旨兼而申上置候儀有之、且寛政三亥年御書附之趣有之候間、此段申達候以上。

五月十八日　羽太安藝守

佐竹右京大夫殿
役人中

猶以酒井左衞門尉役人中へも前書之趣申候間、爲心得此段申達候。

又同廿四日に左の達書は達した。

以手紙申達候。然者其人數之儀、御分限高も有之儀に候得共、火急之變事大切之時節、其以心得人數被繰出候樣に存候扨又蝦夷地之儀は、海防第一之地にて異國人共上陸致候而も、海岸遠に相備、重々火砲を以爭戰致候儀に付、弓鑓等よりは鐵砲人數多き方相當之地利に候間、右之心得を以て用意致候樣に存候。

藩主義和翌日陣場奉行を能代に遣して船を艤せしめ、同廿八日に一ノ手加勢隊五百九十一人を秋田城から送つた。我が横手給人はその二ノ手に加つて出發すべきを命ぜられた。人名は左の如くである。

戸村十太夫組下四十八人

軍法方　山崎縫殿　吉村小右衞門
小田部兵右衞門　須田忠右衞門
石井小六郎　滑川善右衞門
目附　吉澤助左衞門　同　高柿七郎
大森五郎左衞門　目附　大部內記
加藤左內　高柿源左衞門
高屋齋藏　天神林治左衞門
大瀨掃部　須田伊左衞門

村上長藏　石川嘉兵衛
軍法方
妹尾藏人　菅生縫殿
取次役
須田市右衛門　信太淺右衛門
笈川藤治　石井政吉
長沼四郎　桐原角助
妹尾五郎兵衛　小室藤左衛門
石井茂八郎　大部又左衛門
森田掃部　小田部又兵衛
赤尾關庄助　長山又五郎
御物書
石井新内藏　大瀨三藏
菊地内藏之丞　中村新三郎
石川清吉　遠藤新左衛門
手賀惣一郎　須田彈助
椎名與一郎　湯口庄治
平塚良助　小味淵市右衛門
川又藤四郎　小味淵平治
向帶刀組下五十六人
組頭
宮木九兵衛　上遠野監物
同

伊藤周藏　菅生彦之丞
神長德右衛門　吉成掃部
斑目勘六　三栗谷宮内
片野六右衛門　菊地彌太郎
片野源助　落合良助
吉成市藏　三栗谷彌兵衛
瀨谷麗藏　吉成三左衛門
吉成運治　佐川官藏
鈴木惣左衛門　赤坂左膳
赤坂新平　吉成文右衛門
赤坂市十郎　赤坂小早人
小室龜之助　上遠野典膳
河内惣内　迎新九郎
宇留野内記　上遠野織部
上遠野子之助　和知新藏人
薄葉助内　赤津久右衛門
赤坂要人　鈴木宇門太
金澤三郎兵衛　佐川藤兵衛

小松源七　益子武助
上遠野助六　和知源太
菅生兵吉　吉成冲負
秦彌五兵衛　赤坂永吉
小松清太　石川源藏
吉成重吉　瀬谷主税
菅生吉左衛門　斑目勇吉
勤進並　碇子孫市　御鍛冶　高橋助三郎

五月廿七日左の如き藩命達した。

覺

此度我等男鹿浦爲御備致出發候。依之召連候面々ニ左之通申渡候。

一軍令堅ク可相守事。

一逗留中並道中筋共、喧嘩爭論ハ不申及、萬事物靜ニ可致事。

一堅ク禁酒可致事。

右之條々於相背ハ、嚴重之沙汰ニ可及候。此旨目附共へも申渡候。輕者下々へ堅ク可申付候以上。

卯五月

六月の初に前記の人々皆出府せしに、八日左の軍令があつた。

軍法

一軍將に相任候上ハ、何事も軍將申儀は我等申件と存、急度可相守事。

一諸頭之申渡ゐはいせしめハ、可成敗事。

一背下知たとへ雖令高名、背軍法上ハ可成敗事。

一喧嘩口論堅く令停止畢。若於違背ハ不論理非、双方可令成敗。其上或傍輩知音之好を以令荷擔ハ、本人より可爲曲事候急度可成敗。若令用捨ハたとへ後日雖相聞、可爲曲事コト。

一人數押之時脇道すへからす。若猥ニ通候ハバ可成敗事。

一自國他國共ニ放火亂妨狼籍仕ニおゐてハ、可成敗事。

一五人一組ハ聊功ヲ不爭、互ニ相救進退同樣ニ可致候。若シ一人討死して四人敵ニ不取合時ハ、四人共に可成敗事。

一備を取敷たる時ハ銘々頭々之下知を待、何も得道具ヲ側ニ置聊言語往來すへからす。敵に當て後打敷たる時も又如斯心得、備不鳴騷樣ニ可致事。

一進退之相圖ハ金鼓ニ有之候條、兼て心得致違背間敷事。

一小荷駄押之事兼て可相觸候、軍勢ニ不打交樣ニ堅ク申付、若猥ニ相交候ハ、可成敗事。

一進退之節ニ應せす、都て臆病之働致候者ハ、於其場可成敗事。

一軍法を犯候者ハ、たとひ重役たり共可被處嚴科事。

右條々堅ク相守下々迄可相觸者也。

文化四年卯六月八日

禁制

一用處なくして小屋〳〵往來致間敷候。用處ニて往來致候者、番頭侍一人、若黨一人、草履取一人、諸物頭ハ若黨一

人、草履取一人、組頭以下駄輩之面々迄ハ、一僕可召連候。其以下供人召連間敷候事。
一　軍將陣屋あん敷之上は、諸頭たり共はき物無用事。
一　下人共用事無之者ハ、居小屋之外へ指出置間敷事。
一　諸商賣押買狼籍堅止之事。
一　喧嘩、口論、高聲、小唄、大酒、諸勝負、堅停止之事。
附於陣中見物停止之事。
一　他國之衆へ寄合之義停止ニ候。若用處ニ候ハヽ、其頭其主人可打斷事。
一　陣中失火有之、本人於不相知、其小屋之者闔とらせ、一人重科可申付事。
一　異說虛言惣して人氣之うこきに相成義於申唱は、重科可申付事。
一　陣中不淨於有之ハ、其場所より尺繩を引近き方の小屋より過料可申付事。
右條々於令違犯ハ、可被處嚴科者也。仍執達如件。

小野崎庄九郎
疋田齋
大越十郎兵衛
小野岡大和
岡本又太郎

同年同月日

箱館方面靜謐に歸したるを以て、六月十三日藩主宴を設けて、出府諸士の勞を犒ひ、而して十四、十五の兩日中に歸郷すべきを命ぜられたれば、皆歸郷した。（秋田沿革史大成、高垣氏松前御加勢日記）

當時給士、蝦夷地警備を命ぜられる

徳川幕府の末造に當り、異船外艦の、我が桃源洞裡の逸民を驚すこと漸く多くなり、嘉永、安政の頃に至つては、その雄姿を近海に現すこと繁く、殊に露國卽ち當時のオロシヤは屢々ば我が蝦夷地に寇したから、幕府は大にその守備を嚴にせざるべからざるを感じ、安政二年（紀元二五一五年）三月東西蝦夷地を收公し、本藩、仙臺、南部、津輕及び松前をして分戍せしめることゝした。同四月二十五日、蝦夷地警備の命と、その持場の達との報我が藩に達した。それは左の如くである。

覺

西蝦夷地、ヲカモイ岬、より北海岸通り、シレトコ迄、惣體並に北蝦夷地、其他嶋々共一圓持場の事。
一　マシケ
元陣屋取建、人數指置候樣可被致候。
一　ソヲヤ
出張陣屋取建、夏分人數出張、北蝦夷地應援可被相心得候。
一　北蝦夷地
前同斷三月より八月まで人數相詰、冬分マシケ元陣屋へ引揚候樣可致候。

達の覺

今度箱館表松前地並に蝦夷地、御警衞向之儀に付、場所等別紙之通、格別遠路場廣之義に付、當節速に見分之者指遣持場內惣體實地研究致し、元陣屋出張陣屋共相建候場處之外、見込之場處も有之候はゞ、個所增可被申立候。惣て進退驅引應援之辨利厚く勘辨致し虛飾に不流御實備相堅候儀勿論之事に候間、成丈無用を省き永續之主法肝要之事に候。

且又陣屋向建方手繰致し、人數指渡し候樣可被致候。附而者勤番人數高並に元陣屋人數配り、武器類備船之數、其外國元に被備置候人數高、武器船數等も巨細に取調、尤一時に調兼候儀も可有之候間、追々備候見込にて可被申聞候。猶其上可及對談候間、無腹藏申立候樣可被致候。且箱館表松前御警衛向、津輕南部松前三家勤番人數も差置候間、國元に被指置候人數を以て、指圖次第援兵差渡候樣可被相心得候。扨又勤番人數交代等陸地通行に候得者、入費も不少、且又宿驛も疲弊にも相成候間、備船等に而持場之内又は辨利之湊へ着岸致候はゞ、可然哉に被存候間、早々可申聞候。尤右書裁に而分兼候儀者何ケ度も可被相尋候樣可被致候。

卯四月

○

我が横手給士は、安政三年二月二十八日、御用役所に召喚され、左の蝦夷地警備の命を受けた。

蝦夷地警固に付出張被仰付候。猶來月十九日より段々出立に付、同十七日

御目見被仰付候間、十五日迄一統御城下へ可相詰、右に付御仕切別紙之通被下候。

一　マシケ者明春迄一箇年詰。

一　シラヌシ八月迄半箇年詰。勤明之上直に歸國之事。

一　クシユンコタン　右同斷。

マシケ御固

上下六人　鐵砲頭　信太淺右衛門

同與力

上下二人宛　内山庄藏

上下五人　堀江傳助

上下二人宛　八代善兵衛

山崎作右衛門

石井左門

組頭　鐵砲頭兼　小田部兵右衛門

同與力　根本武助

石井政治

泉田弟太

上下五人　信太喜右衛門

中田甚之助

上下二人宛　旗奉行　大森五郎左衛門

同附添士　長沼源五郎

妹尾馬之助

上下五人
上下四人
上下三人宛
上下三人宛

金鼓貝附添士
箭田野兎毛
組頭
荻津喜兵衛
使武者目付兼
川上與右衛門
番士
國分兵吉
高屋五兵衛
鹽宮内
吉澤市藏
八代隆太
番士
石井彌右衛門
大瀬彌平左衛門
石川隼人
小貫半之丞
大部虎之助

上下三人宛
上下三人宛
上下三人宛

番士
須田忠右衛門
小室庄治
桐原彌太郎
安士大助
石井平太郎
番士
小貫岩尾
片岡源十郎
淺利長兵衛
手賀文四郎
天神林要人
番士
山崎十左衛門
根本治部助
小田部五郎八
小室新藏
國谷良吉

右者明春迄一ケ年詰被仰付候事。

シラヌシ御固

上下六人

上下二人宛

クシユンコタン御固

上下六人

上下二人宛

三月より八月迄、勤明之上直に歸國。

鐵砲頭　備頭

大部又左衛門

鐵砲與力

小野崎介四郎

高柿萬六

掛札久右衛門

相澤四郎

鐵砲頭　備頭

滑川善八郎

鐵砲與力

石井源助

菊池喜太郎

石川作美

湯口萬治

右合計五拾三人である。又同日左の如く仰渡された。

一　惣して路用御扶持味噌鹽香之物ハ、於上可被下置候。

一　供人相成丈簑相用可申候。

但主人たりとも相用候儀不苦候。

一　鐵砲頭、組頭、旗奉行へ、一人に付傳馬一疋、具足持繼夫一人宛被貸下候。

一　使武者、番士、與力附添士へ、一人に付傳馬一疋宛被貸下候。久保田迄は具足櫃持繼夫一人、久保田より船場迄具足は於上御仕送被成置候。

三月八日に至り、右給士は總べて大御番頭代小野岡東吉部下に屬すべき旨達せられた。

○

三月十四日左の如くに出發すべきを達された。

三月十九日出發

大部又左衛門　信太淺右衛門　滑川善八郎

内山庄藏　堀江傳助　八代善兵衛

山崎作右衛門　石井左門　根本武助

石井政治　泉田弟太　信太喜右衛門

中田甚之助　掛札久右衛門　小野崎介四郎

高柿萬六　石井源助　菊池喜太郎

石川作美　湯口萬治　相澤四郎

三月二十五日出發

小田部兵右衛門　荻津喜兵衛　國分兵吉
高屋五兵衛　鹽宮内　吉澤市藏
八代隆太　石井彌右衛門　大瀨彌平左衛門
石川隼人　小貫平之丞　大部虎之助
須田忠右衛門　小室庄司　桐原彌太郎
安士大助　石井平太郎　小貫岩尾
片岡源十郎　淺利長兵衛　手賀文四郎
天神林要人　山崎十左衛門　根本治部助
小田部五郎八　小室新藏　國谷良吉

三月二十八日出發

大森五郎左衛門　川上與右衛門　長沼源五郎
妹尾馬之助　箭田野兎毛

同十五日小野岡大將より左の如く申渡された。

覺

一　於驛々御定人馬之外、爲指出申間敷事。
一　止宿處において、禁酒同樣慎み可申事。
一　萬一止宿にて不手配等有之候ても、斟酌致へき事。
一　宿へ着之上、無用之他所行致間敷事。
一　三厩表にて、順風を相待出帆可致事。
一　於箱館表、外出致間敷事。
右之趣急度相守、下々へも可申渡事。

三月

同十七日皆登城して、左の御條目等仰渡された。

御條目

今般蝦夷地御警固に付陣屋詰差向候上ハ、惣勢一和致聊爭論かましき儀不可有之事。
一　諸頭之申渡、其組之者とも急度可相守事。
一　惣して神妙之致方有之もの、其頭におゐて遂吟味、無依怙贔屓可申出、品に寄可賞之事。
一　諸事番頭代申付、急度可相守事。
一　軍令を相犯候者は役之輕重に拘らず、可及嚴重之沙汰事。
右條々堅く相守一統熟和いたし、萬端穩便之心得可爲專要候。委曲ハ年寄共可及執達もの也。

三月

軍法

一　番頭代ニ相任候上は、何事も其下知急度可相守之事。
一　諸頭之申渡違背せしめは、可成敗事。
一　背下知者縱ひ雖高名、軍法に背く上ハ可成敗事。

一　喧嘩口論堅く令停止畢。若於違背は不論理非、双方可令成敗。其上或ハ傍輩知音之好を以令荷擔ハ、本人より曲事たるべき事。

一　五人一組ハ聊功を不爭、互に相救進退同樣ニ可致候。若一人討死して四人敵に取合さる時は、四人共可成敗事。

一　備を取敷たる時、銘々頭々之下知を待、いづれも持道具を側に置、聊言語往來すべからず、惣て備不鳴騷樣可致事。

一　進退之相圖は金鼓有之條、兼て相心得致違背間敷事。

一　進退節に應ぜず、都て臆病之働致候者ハ、於其場可成敗事。

一　軍法を犯すものは縱ひ重役たりとも、可處嚴科事。

右條々堅相守、下々迄急度可相觸者也。

安政三年三月　日

寺崎藤九郎

定

一　喧嘩、口論、大酒、諸勝負堅く停止之事。

一　陣中失火有之本人不相知ニおいてハ、其小屋之内闕を爲取、一人嚴科可申付事。

一　異說虛言都て人氣之動きに相成儀申唱においてハ、嚴科可申付事。

一　蝦夷に馴近付へからす。並私に物を乞ひ物を申受候儀、堅く停止之事。

一　陣中不淨有之においてハ、其場處より尺繩を張り、近き方之小屋より過料可申付事。

右條々令違犯者、可被處嚴科もの也。

依て執達如件

中安内藏
宇都宮帶刀
石塚孫太夫

安政三年三月　日

三月十九日城下出發の一行は、同廿六日に三厩に達し、四月二日まで風待して、三日午前六時順風に帆を孕せてこの地を發し、午後十時松前に着した。同廿六日同地を發し、當別、鷲木、モロラン、シラヲイ、アツタ、等を經て、五月十六日マシケに到着した。ソウヤ行の人々は、同十九日別を告げて此處を出で、ルルモツペ、テシホ等を經て、廿七日に目的地に着した。三月廿五日出發の一行は、四月五日に三厩に達し、同十八日まで逗留し、翌十九日正午頃出帆し、廿日午前三時松前に着した。五月朔日松前を發し、同二十日マシケに到着した。又三月廿八日出發の一行は、四月六日三厩に達し、十八日まで滯留し、十九日午前十一時纜を解き、翌二十日午前二時松前に安着した。この行皆海上無事なりしは甚だ喜しいことである。途中にて變更になつたのがあつたが、左の如くである。

ソウヤ御固

備頭　大部又左衞門
鐵砲與力　掛札久右衞門
小野崎介四郎
高柿萬六

上下二人宛

信太淺右衛門、三厩にてソウヤ詰に變更されしが、マシケ詰に變更され、大部又左衛門はその後任に變更されて、五月廿九日出張の途に就いた。

○

警備員の業務は、交番に番所の番をすること丶、弓術、砲術、劍術及び槍術等の練習のみであれば、所定の日割に依つて之を繰返すのみである。彼等の唯一の慰安は、稀に海岸の鳥獸を獵ることである。之は身體の鍛練と砲術練習といふ理由の下に、一日に三組を限り、所定の區域に於いてすることを許されたのである。

半箇年警備の人々はマシケに集合して居つたが、久保田人と共に十月十九日午後十二時歸郷の途に就いた。一箇年警備の人は、翌安政四年閏五月この地を發して歸郷した。郷關を出づる時は、皆或は瘴風毒霧に犯され、或は外虜の鋒鏑の下に斃れ、必ず骨を邊土に暴すならんと思ひ、家人も亦送葬の心地にて送つたのが、無事にて故郷の土を踏むことを得、又無きものと思ひし人の、壯健なるを迎へた喜はどんなであつたらう。唯士分五人、足輕三人、下人十四人、空しく荒土原上の鬼となつたのは遺憾であつた。吉澤市藏の詩に、能く當時の狀景と、警備人の情懷とを寫し出したのがあるから、左にその二三を錄して說明に代へる。（大部通照マシケ御固記錄。川上勝知マシケ往來記錄）

安政三年丙辰三月、蒙レ命戍二蝦夷一、將レ發レ郷、賦レ此

留別

離筵何惜舉レ盃頻。　千里今爲二遠戍身一。
不レ說歸郷明歲事。　只期外虜碎成レ塵。

同

外舶迫レ夷人擾々。　一郷蒙レ命共天涯。
縱然荒漠不毛地。　無レ作陽春錦樣花。

夏日

炎暉赫々射二雙扉一。　流汗濕レ襟團扇揮。
忽地風來冷衝レ骨。　放レ簾火急着二綿衣一。

偶成示二旅友一

水天雲歛望滄茫。　拂レ面輕風漸爽凉。
詩每苦レ工因レ觸レ景。　酒常過レ量爲レ思レ郷。
煙邊去帆投二遙浦一。　雨後殘蟬帶二夕陽一。
只願明年俱健在。　波平胡海泛二歸航一。

秋末

丹葉飄零黃菊荒。　賓鴻南去客思レ郷。
寐而不レ寐挑レ燈坐。　又讀家書字幾行。

冬夜

酒力漸消眠乍空。　青燈明滅夜將レ中。
狂潮吼レ枕雪敲レ牖。　卷レ海吹來靺鞨風。

丁巳閏五月十六日、發二麻志氣一過二袁布伊一。

水曉海山明二翠螺一。　舟中醉唱別離歌。

勇歸險岬不レ關レ意。　十丈風波奮レ臂過。（北行草）

この安政四年銃術得意の野御扶持方中、八名シラヌシの警備を命ぜられた。その人名は、

小頭代　金澤忠藏　筆頭齋藤惣兵衛
大友兵治　大友與七
今野茂助　秦平藏
片庭隼太　佐藤伊左衛門

三月廿三日久保田を出發して、五月廿三日シラヌシの詰所に着し、それより閏五月、六月を經、七月十五日まで皆無事にて勤務を了へた。翌十六日無限の喜を歸帆に托して此處を發し、八月廿七日久保田に到着した。その喜悅知るべきである。（今野茂助日記）

當地給士文久の京都御警衛

文久三年（紀元二五二三年）七月廿五日京都に於いて、飛鳥井中納言を以て左の内勅を賜うた。

方今追々不容易時勢ニ付、御用被爲在候間、急速上京可有之被仰出候。　佐竹右京太夫

七月

留守居長瀨隼之助之を奉持して、木曾路越後路を經て、早駕籠で八月九日久保田に着した。時に藩主病氣であるとて、十二日家士に左の如く達せられた。

此度從
朝廷御用有之候處、先頃ヨリ御不快ニ被爲入候得共、精々御療養被成置、御快方次第御上京可被遊、尙日限之儀ハ、追追可被仰出候趣被仰渡候。

さて馬廻から五十名、三御番その他から、武術優秀の者を選拔して上京を命じ、戸村十太夫に先發を命じた。十太夫は廿一日久保田から歸り、廿八日組下から選拔された左の五名を伴つて出發した。

須田七郎右衛門　沼田瀨兵衛
椎名與一郎　妹尾馬之助
川上源三郎　（柳陀叢書）

然るに九月朔日京都の變革の報が達したから、物頭山方宮門外九十六名に夜中上京を命じ、それらは翌二日出發した。同七日更に二十名に上京を命じられた。その内に當地給人、左の十五名が加つた。

大部又左衛門　須田忠右衛門
山崎十左衛門　吉澤貞吉
大森又六　須田謙吉
高屋五兵衛　手賀新左衛門
八代周吉　大川早人
横山喜四郎　赤尾關正助
長澤正五郎　椎名宇吉
掛札久左衛門　（秋田沿革史大成）

右の人々は皆勤務を濟して、翌春無事に歸鄉された。

當地給士は他の給士と待遇を異にし、城下の士と同格であつたから、有事の時は必ず之に赴かしめられた。文久の京都

御警衛も亦然りである。滯在僅に數月に過ぎざれども、天下の志士の活躍する劇面も觀、又志士の痛說する論議も聞き、天下の趨勢も覺られ、勤王の思想も深められ、秋田の片田舍に閉ぢ籠つて、事理に疎く時世に暗い田舍武士は、大に新知識を得たらう。後年片野、大森、手賀三氏の建白書も、之に淵源したのではなからうか。又戊辰の役の時に當つて、我が秋田藩の同盟軍の中に孤立し、勤王の旗を翻した一原動力は、やはりこゝに養はれたのではなからうか。戸村十太夫の如きは、當時天顏に咫尺したのを無上の光榮とし、歸鄕するや否や、かねて家人に遺命して、その時着用した冠服を鄭重に保存し置き、逝去の後之を死軀に纏はしめて葬らしたといふ。是に由つて觀れば、彼の戊辰役の際の言動も、他にて觀たるが如き、偏に頑冥の心から出た陋見のみにあらずして、外に考へる所があつたらう。と思はれる。

當地給士慶應の京都御警衛

慶應二年(紀元二五二六年)藩主また京都御警衛を命じられたについて、家老小野岡右衛門、戸村一學外五十餘名上京し、當地給人は六月廿一日久保田を出足した。而してその人名は左の如くである。

戸村大學組下　　滑川善八郎
信太淺右衛門　　石井藤馬
小室内匠　　大部恒治
山崎作右衛門
須田熊治
小鷹狩源太組下
伊藤助右衛門
金澤三郎兵衛

横手城本丸繪圖面

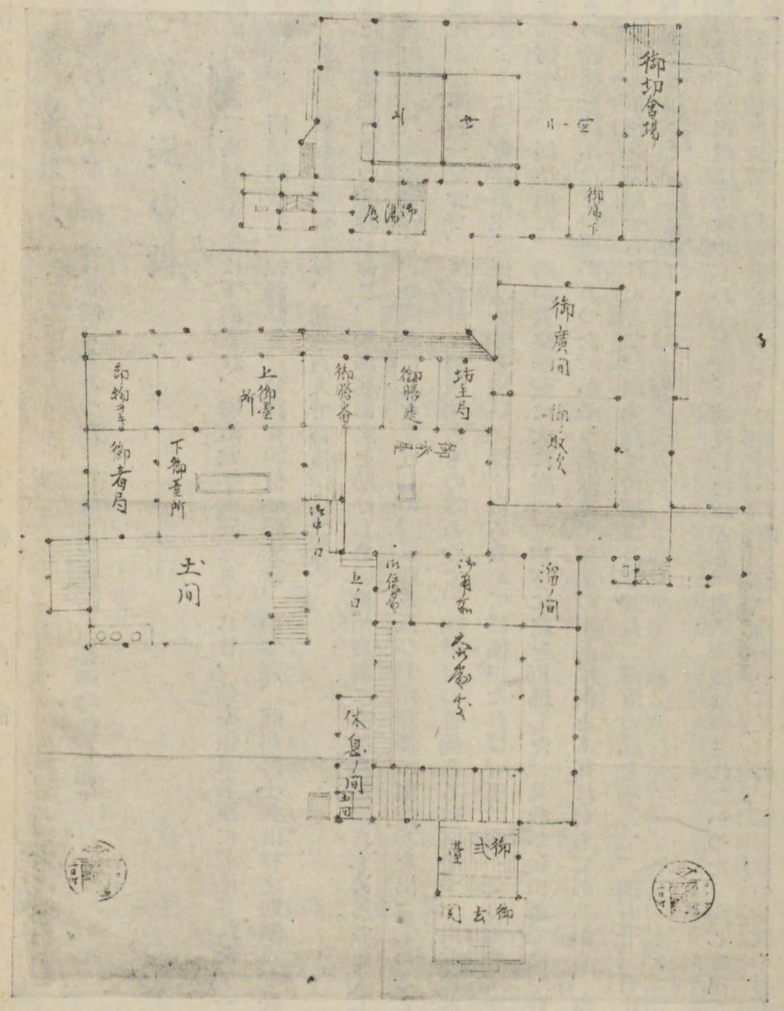

三栗谷八右衛門
片野内藏助

右勤務を終へて歸藩したのは、翌三年二月廿四日であつた。（片野内藏助の京都御警衛日記）

戊辰の役

會津莊内兩藩討伐の爲とて奥羽鎭撫使は下向され、明治元年戊辰三月十八日、仙臺領東名濱に着港された。一行は奥羽鎭撫總督從一位九條道孝、同副總督從三位澤爲量、參謀從四位醍醐忠敬、副參謀、薩州藩士大山格之助綱良、長州藩士世良修藏、外薩、長、筑前、仙臺の護衛兵等、凡八百人である。（戊辰史）

本月下旬仙臺藩に會津征討軍の先鋒を命じ、米澤藩に之を助けしめ、奥州諸藩に應援兵を出さしめることゝし、又翌月上旬我が秋田藩に莊内征討の先鋒を命じ、盛岡藩に之を助けしめ、弘前藩及び羽州諸藩に應援兵を出さしめることとしたれども奥羽諸藩は未だ藩論一定せず、又會莊に同情するもの等あつて、總督府の督促あるに關せず、出兵は甚だ遲々である。この間米澤藩よりは、「會津藩主容保は先非を悔い、深く自ら責めて謹慎中なれば、王政御一新の場合、干戈を用ゐず之を宥免しては如何」と、伺ひ出た。處が世良修藏は大に怒つて言下に之を拒絶した。又我が秋田藩では、莊内の罪狀不明であるとてその說明を請ふなどの事があつた。かやうな狀態で諸藩の出兵は何とも後れがちであるから、澤副總督は羽州に出張され、征莊の軍務を督勵せられんとて、副參謀大山綱良及び薩長二藩等の兵を率ゐて、四月廿三日に新莊に至り府を開かれた。（戰記。史談。新莊戰史）

我が秋田藩主義堯は、平和裡に解決せしめんと種々斡旋したれども、謝罪降服は許されなかつた。而して出兵を嚴促されるから、せんかた無く四月十六日、軍將澁江内膳、大番頭小野崎三郎、檢使小貫又三郎、陣場兼小荷駄奉行石川東等及び、雜兵六百餘人を、大澤口に向つて進發せしめた。之を一番手といふ。同廿七日には二番手として、軍將小場小傳司、大番頭梅津千代吉、檢使寺崎藤九郎、陣場兼小荷駄奉行中川健藏等及び雜兵六百餘人を、新屋口に進發せしめ、また同日三番手として、軍將梅津小太郎、檢使小野寺佐賀、陣場兼小荷駄奉行根本周助、遊軍頭疋田八彌等及び雜兵七百餘人を、大澤口に進發せしめた。當横手給人、湯澤給人及び角間川給人は、この三番手に屬した。（沿革史。石川日記。佐川日記）

出陣の當地給人と、その任務は左の如くである。

武頭　山縣三郎
上下七人　旗持二人
與力　小西政五郎　西川仲右衛門
神長彌四郎　薄葉四郎左衛門
小松武右衛門　赤坂四郎左衛門
小室直治　渡部三治

上下二人宛
御足輕　貳拾壹人
同小頭　貳人
玉藥持　貳人

○

上下二人宛
御足輕　貳拾四人
同小頭　貳人
玉藥持　貳人

○

武頭　高屋五左衛門
上下七人　旗持二人
旗奉行　手賀主水
上下五人
旗付添士　須田熊治
石川藏人

上下二人宛　野上左内
旗持七人
○
金鼓附添士　掛札長左衛門
小田部彦之丞
上下二人宛
金鼓持三人
○
使武者　妹尾五郎兵衛
赤尾關庄助
上下四人宛
○
組頭　川上與右衛門
石川隼人
上下五人宛
○
小荷駄與力　椎名六郎兵衛
戰士　石井彌右衛門
長嶋彦右衛門
國谷八郎左衛門
高垣傳治
野上彦市
上下三人宛
○
戰士　箭田野新右衛門
前澤彌市
堀江宇門
上下二人宛
○
書役　天神林力藏
上下二人
○
大馬印付添　金寅吉
上下二人
○
戰士

小田部甚七郎
小野崎吉太郎
長沼庄五郎
上下三人宛
○
戰士　大瀨伊左衛門
根本武助
石澤庄右衛門
鹽宮內
椎名爲之助
上下三人宛
○
戰士　須田勘兵衛
石井彦右衛門
內山宇左衛門
大瀨來助
遠藤小十郎
上下三人宛
○
戰士　淺利長兵衛
石井三治
遠藤宮五郎
國谷勇之進
平塚金治
上下三人宛
○
戰士　大部虎之助
大森恭助
掛札庄治
滑川主水
小室藤十郎
上下三人宛
○
戰士　長沼五郎左衛門
小味淵吉郎兵衛
木村久藏

上下三人宛　石川此治　石井半平

○

戰士　安士市之進　石井藤馬　椎名祐之進　小味淵直治　石井藤助

上下三人宛　伊坂小市郎　關喜左衛門　菊地養助　遠藤新六郎

○

戰士　八代周吉

上下三人宛　須田謙吉　瀧田玄六　石井平太郎　本橋松治　相澤四郎

士分合計七拾四人（大部記錄。妹尾記錄。小味淵日記）

その進軍の情況は左の如くである。

閏　四月朔日　我が横手給士は、午前八時頃から陣羽織、陣袴を着用し、具足櫃負槍持の者等を伴つて、二の丸御役所に出頭し、出發の屆をなして後大手下馬前に集合した。勿論昨日渡された左の品々は携帶した。

一、下附金　武頭二十五兩宛、組頭、旗奉行十七兩宛、戰士其他拾兩宛。

一、御守札　壹枚

一　藥品　五種

反魂丹

蘇香圓

正氣散

奇應丸

烏犀圓

午前九時頃隊伍を整へ、頭には皆陣笠を戴き、左の順序にて出發した。

旗奉行

附添兵士

武頭

與力　足輕

組頭

戰士

使武者

武頭

與力　足輕

淺舞村で晝食をしたゝめ、午後四時頃雄勝郡大澤村に着して宿した。湯澤給人四十七名も本日當地に到着する。（八代略

記。石川日記。大部記錄）

同　二日　本日軍將梅津小太郎外役々の人ども、今宿村から大澤に來たので、横手給士は陣羽織着用、草鞋穿にて村外まで出て迎へた。角間川給士貳拾五人は、軍將の隊に加つて共に着する。この日川上與右衞門、石川隼人の兩組頭は、伍長選拔の命を受け、左の人々を選拔した。

石井彌右衞門　矢田野新右衞門
大瀨伊左衞門　須田勘兵衞
淺利長兵衞　大部虎之助
長沼五郎左衞門　安士市之進
八代周吉　須田謙吉

（戊辰日記。佐川日記）

同　五日　各伍長に左の如き袖印を五十枚づつ渡された。又軍將の命あるので、左の如く屆け出る。

戰士中鐵砲希望者

川上與右衞門　石井彦右衞門
石井藤馬　長沼庄五郎
大瀨來助　八代周吉
小野崎吉太郎

鐵砲心得たる者

椎名爲之助　鹽宮內
大部虎之助　小室藤十郎
石井半平　伊坂小市郎
菊地養助　遠藤新太郎

（戊辰日記）

同　九日　午後甲冑着用で田代村に向つて大澤を出立した。その行軍の順序は左の如くである。

陣場奉行
武頭二人
旗奉行
同附添士
組頭一人
戰士二十五人
組頭一人
戰士二十五人
使武者兩人
軍將
角間川給人二十五人
檢使

遊軍鐵砲頭一人
同旗奉行一人
同組頭一人
遊軍戰士十五人
同組頭一人
同戰士十五人
使武者兩人
遊軍頭

暮時に着して宿營した。（戊辰日記）

同十五日　午前十時田代村を出立し、午後二時矢島領平根村に到着して宿した。（小味淵日記。妹尾記錄）

同十八日　午前十時平根を出發し、午後四時百宅村に着して宿した。（妹尾記錄。小味淵日記）

同十九日　升田口の敵陣を夜襲すべく、午後二時百宅を出發した。その戰略は、小場小傳治は鹽越を出發して大須郷村で日暮を待ち、澁江内膳は日暮に小瀧村を出で、兩隊は徹夜進んで、翌二十日未明に觀音森を攻め取るべきこと。梅津千代吉は本莊藩の援兵を率ゐて、鹽越から川袋村に至つて日暮を待ち、夜小砂川村を襲ひ、女鹿村に入つて放火すべきこと。荒川久太郎の遊軍隊は、女鹿の火の手を合圖として、船にて吹浦村に攻入るべきこと。梅津小太郎隊は、田俣、貝澤の兩道から升田の敵陣を襲擊すべきこと。といふのである。豫定の行動を起して、小傳治は觀音森を占領し、合圖の大砲を發つたけれども内膳は來ぬ。それは、内膳の隊は案内者が道を迷うた爲に會するを得ず、小瀧に引返した故である。味方の方略に齟齬を來したので、小傳治はそこを棄てゝ大須郷に引揚げた。三崎口に向つた千代吉隊は、名高い嶮岨の山路の上に、暗夜の行軍とて進行意の如くならず、目的地に達せざる前に夜が明けんとするから、川袋村に退いた。小太郎隊の内矢島藩佐藤國助隊を先導として、田俣方面に向つたのは、翌二十日正午頃辛うじて升田近く達したるに、前の山に敵があつて發砲したから、直に應砲して午後二時まで銃戰したが、地の利甚だ悪しく勝算なきに、敵方にても引き始めたから交綏した。而して二十一日黄昏頃百宅に歸陣した。湯澤、角間川の隊は之に屬したのである。矢島藩高柳半十郎隊を先導として、貝澤方面に向つたのは、險絶岨絶の道、峠を上下すること十七、川また溪流を渉ること五十一回。かやうの悪路を跋渉した事とて、期限に後れて翌朝鳥海山の大臺まで辛うじて達したが、徹夜難路の行軍なれば、皆身體疲れて綿の如くであつたから、正午過空しく百宅に向つて踵を回し、午後十時歸陣した。

今夜から交代に山神堂に番兵した。（石川日記。出羽戰記。長沼宗則文書。出兵屆）

同二十二日　遊軍頭疋田八彌、湯澤隊を率ゐて矢島に轉陣した。（妹尾記錄）

同二十四日　戸村大學の命を受け、箭田野老之助、小田部又右衞門、視察の爲百宅に來た。（大部記錄）

同二十五日　箭田野、小田部、歸郷の途に就く。羽黑人數四十九名は介川敬之進の手に屬し、本日出立して田代村に至る。（妹尾記錄。石川日記）

同二十七日　鐵砲希望の人々は、組頭に左の如き屆を差出した。

覺

鐵砲五拾目より以下
同六匁以下
同　斷
同　斷

大部虎之助
大森恭助
掛札庄治
滑川主水

同　斷

（大部記錄）

同二十八日　午前十一時百宅を出立して矢島に轉陣した。（石川日記。戊辰日記）

同二十九日　午前九時矢島を出立し、午後三時雄勝郡大澤村に着して宿した。（戊辰日記）

○

白石出張の戸村十太夫より、廿八日百宅滯陣の梅津小太郎に左の書狀達した。

以自筆致啓上候。拙者儀白石へ出張之儀、先便申達候通之處、遂に切迫之形勢に立至り、若又薩長人數新庄表より立歸り、御國或は矢島、本庄迄罷越候共難計、國元へ罷歸候哉、時情能々御尋可被成候。若又松前箱館へ罷越候趣申出候ても、奥羽列藩申合之次第有之、難相通御斷可被成候。尚暴動に及候はゞ、御諭可被成、其上、手に餘り候時宜に相至候はゞ、御打拂可被成候。但參謀並使節等如何樣庄内へ打入候樣申聞候共、御斷可被成候。右久保田表同職中より相達候趣と、引違候哉も難計候得共、薩長人御國表へ滯留爲致候儀者、決して不相成候間、右等之儀も左に御心得可被成候。右に付小太郎殿一手之分、御取締之爲め、院内又は横堀之内へ御轉陣可被成候。大山若狹へも申達候。御待合不都合無之候樣、御取計可被成候。疋田八彌殿は大澤へ出張致候樣、御申傳可被成候。右之譯合御承知無之ては、御取受被成兼候哉も難計候へ共、其儀は委曲追て可申達候。只今切迫に至り、右要旨而已申達候。以上

閏四月二十二日

戸村十太夫

右の書狀に就き、大山若狹に談じて副總督の一行を拒止せしむべく、直に陣場奉行根本周助を院内に遣す。周助は卽ち百宅を出發して、廿九日湯澤に着した。（史談）

小室藤十郎

是より先、仙臺、米澤の二藩は、奥羽諸藩に贈つた左の書、閏四月九日我が藩に達した。

以手紙致啓達候。陸奥守並彈正大弼儀、會津容保追討之先鋒被仰付、陸奥守被致出陣候處、今般容保家來共陣門へ相越、降伏謝罪之儀歎願申出候に付、致御衆評度候間、御重役之内白石陣所へ御出張相成候樣致度候。以上

閏四月四日

上杉彈正大弼家老　竹股美作

千坂太郎左衞門

伊達陸奥守　家老　但木土佐

坂英力

戸村十太夫義效は、卽ち命を受けてこの會議に出席した。（發達史）その情況を左に略記しよう。

十太夫の、仙臺御下向の九條總督への使節、並に白石會議出席の使命は、實に至重にして至難である。よし能く之を果すとも至難なるを察し、進言して曰はく、「この度の白石會議出席役を藩主より命ぜらるゝや、家老坂本藤兵衞この使節の我が功績とはならず、もし過たんか災禍直に身に及ばん。宜しく御辭退然るべし」と。然れども十太夫之を斥けて曰はく「君命は事の難易や、身の安危を計つて受否すべきではない」と。而して快受した。（麻田喜左衞門氏談）同行は金大之進である。閏四月九日午後四時十太夫久保田を出發し、戸嶋村に宿した。當地より行くべき人、又は送るべき荷物は、十日まで六郷村に到達するやうにと、かねて仰せ付けて置かれた。召し連れられた人々は、

横手より　膳番　菊地直助

同　同　矢尾隆吉

久府詰　同　青柳爲助

同　刀番　今村里平治

久府定府　小姓　松田長左衛門
同　同　佐々木平馬
横手より　醫師　沓澤春庵
同　歩行　高橋久内
同　久府詰　同　佐々木力藏
横手より　同　高橋政治
同　同　佐藤正吉
押　佐藤左市

徒士が不足なので定府徒士の佐藤永吉父子は、六郷まで御供することを命ぜられた。またその行裝は、

具足櫃　久府雇　三人
槍持　番代仲間　久治
挾箱　雇　一人
長柄　仲間　長兵衛
乘馬　同　儀助
同　禮助
陸尺　上より雇　六人
沓箱持　横手より　一人
兩掛壹荷　繼夫

合羽籠　三荷　同　四人
供　内一人久府　横手より　四郎左衛門
金太郎
忠太

上下合計　三十五人

この行六郷より所謂南部街道に入り、即ち角館、生保内を經て雫石に出で、それより南折して花卷、古川等を通過し、仙臺に入つて總督府の御本營に御機嫌伺をなし、後白石に至る豫定である。十日六郷に宿した時、嫡子大學(義得)馬にて驅付けて指命を請うた。折しも角館の佐竹家より「明日角館通過の節、暫時たりとも立ち寄られたい」と言ひ越されたれど、急用の行なればとて斷られた。(見聞錄)坂本藤兵衛の進言を却けて使命を受けられた事、横手、六郷間は三里弱の短距離なるにも關せず、城中に歸らずして、大學を六郷に召して指命を授けられた事、又急用の行なればとて、北家の招請を斷られた事等を見れば、義效の篤實謹飭さが偲ばれる。十一日は生保内に宿泊した。此日金大之進追ひ付いて之も同地に宿した。さて豫定の道を經過して、十六日に仙臺に着したが　九條總督は岩沼城を本陣として在らせられたれば、翌十七日そこに詣つて天機伺をなし、十八日に白石に到着した。而して使命を終へて久保田に歸られたのは五月十日である。(見聞錄)

白石評議の雰圍氣は、會津、莊内に同情の色濃厚である。是は必ずしも主催の伊達、米澤兩大藩の意に迎合するのではない。その理由とする所は、會莊の罪跡甚だ明白を缺く。然るに之を討伐せんとするは、朝廷至仁の御旨意にあらず、全く薩長の私怨を報いるに他ならない。總督は御認容あらせられたを、副參謀等の拒否するを見ても明かであるといふにある。

かゝれば薩長を惡むこと甚だしく、我々奥羽人を塗炭の苦に陷れんとするは彼等である。彼等を必ず奥羽内より放逐すべしといふ盟約が成立つた。故に實直なる義效は、前掲の如き羽檄を梅津小太郎等に飛ばしたのである。

○

五月朔日　大山若狹と相謀つて、澤副督一行の入國を拒止すべき命を受けて、百宅の梅津隊より急行して、昨日湯澤に一泊した根本周助は、馬を馳せて院内に着したら、副督は既に院内に入られて在る。是は大山若狹が、藩主の内命により一隊の兵を率ゐて今朝早く之を藩境に迎へたのである。（史談）、根本周助急ぎ大山邸に至り、薩長從兵の放逐を議せんとしたが、意外にも院内給士の勤王論が出た。彼大に感ずる所あつて、之より志を勤王に固める。（院内人鎌田傳也氏談）とにかくに澤副督一行拒止の事は、見事に失敗したのである。

同二日　院内に向つて進行した梅津小太郎隊、上關村の南端まで行つた時に、薩、長、筑及び弘前、龜田兵等を從へて、かの入境拒止の爲、馳せ向つた梅津隊の軍將小太郎並に横手隊等は、この日湯澤に到着した。

隊伍堂々として來た副督一行に逢着した。即ち軍將の拜迎にならひ、全隊槍を伏せて歡迎した。こゝに至つて防止の兵は歡迎の隊と變じ、直に護衛しつゝ湯澤に還つた。

米澤兵の追擊せんことを慮り、高屋五左衛門、八木藤兵衛等をして境上を守らしめた。（戰記）

横手戰士二名づゝ交番で、今夜から湯澤の市中を巡回して、警衛すべきを命ぜられた。（石川日記。戊辰日記）

同五日　副督湯澤を出發し、正午過横手に着して宿陣せられた。（戰記）

梅津隊の横手給士は、本日下院内に到り、明日より交代にて杉嶺の番兵を務める事となつた。（妹尾記錄。椎名日記）

同十二日　明日當院内を出立すべきに付き、最寄々々の自宅に歸り、陣中の心得を以て罷在る樣にとの仰渡されがあつた。（戊辰日記）

同十四日　梅津隊は昨日院内を出立して湯澤に宿し、介川隊の羽黑方は、本日田代から來てこゝに宿した。而して湯澤人は先日の命令通に、各、自宅に歸つた。（石川日記）

同十八日　横手の御役所では、今回從軍の人々を大廣間に召集し、「梅津小太郎手に附屬の人數、此度解兵仰付けられた故、諸軍御用向は平日の通相勤め罷在るべし。尙全く歸陣の御取扱に之無きこと故、萬事油斷なく心付け罷在る樣致すべしと、申渡された。（戊辰日記）

○

本藩はこの頃から益々多事となつた。先、澤副督は五月六日當地を出で立たれ、同九日午前十時久保田に着されたれど、心に安ぜられぬ所有つてか、藩校にて饗應をうけ、藩主と對談されたのみで、土崎に至つて宿された。（戰記）唯弘前へ弘前へと志して駒を進められ、十六日に大館に着陣された。然るにこの頃弘前は藩論一變し、境上の樹木を伐り倒し、碇が關を鎖して戍兵を置き、副督の入られるを拒む意を表する。望の網の絶えはてた副督は、その落膽いかばかりであつたらう。藩主の懇請も有つたので、暫く大館に滯陣されたが、函館に轉陣せんとて、二十七日大館から能代に轉ぜられた。既にして九條總督より引留の使の來るもあれば、志士の、藩主の純忠を訴へて、留陣を懇願するもあるに由り、澤副總督は滯營して、七月朔日久保田の明德館に於いて、仙臺を脫し盛岡を經て來秋した九條總督、醍醐參謀と相會して愁眉を開いた。（戊辰之形勢）この際本藩に於いては、奥羽各藩より、或は背信と詰責され、或は討滅せんと威嚇され、或は兵を境上に進めて劫迫される等、その苦難困艱名狀すべからずであつた。かゝる中に七月二日には、明德館に總督府を開いて、莊内征討軍務を總裁することゝなつた。ついで藩論も勤王に一定した。七月四日には、はやりをの壯士等が、本藩を威嚇して三鎭撫使を奪はんとして來た、仙臺使節を斬殺した事件が勃發した。之亦更に闔藩の勤王心を固めて、大盤石の如くならしめた。（勤王概略。私記）この事敵國に聞えんには、及位、金山に備へてある敵兵、藩内に討ち入ること火を見るが如

くである。先ずれば人を制すと、總督府はその翌日卽ち七月五日に、進軍の分擔を左の如く達せられた。

新屋口、大澤口先鋒。　秋田。

院内口　薩州、長州、肥州、小倉。（戰記）

七月七日　明日雄勝郡大澤村に出陣の、梅津小太郎に屬する當地給士の中、手賀主水は病氣の爲、妹尾馬之助を以て旗奉行となし、妹尾五郎兵衞を以て、組頭川上與右衞門の代理となし、川上源三郎を以て、使武者妹尾五郎兵衞の代理となし、その他にて二三の動があつた。（大部記錄。戊辰日記）

同八日　横手勢午後四時大澤に着した。但し羽黑勢は翌九日の午後四時に着陣した。（戊辰日記）

同十日　二番手軍將梅津小太郎、檢使小野寺佐賀、遊軍頭中安泰治、その他頭分十四人、士分百七十五人、醫師二人、及び足輕百十三人、大澤に着陣した。

同十一日　昨日午後より官軍は三手に分れ、長州、肥前の隊は銀山間道（右方）から、肥前、小倉隊は及位（中央）から、薩州、肥前隊は役内口（左方）から進み、左右とも途中の敵を破りつゝ金山村（山形縣）に入り、合隊奮戰して敵將仙臺の番頭梁川播摩、目附五十嵐岱助の首を斬り、兵士の首を獲ること二十四級、捕獲品も亦多かつた。中央隊は敵兵が要害の地を固守するを以つて容易に進み難く、及位に放火して院内に歸る。左右の隊は金山に止つて宿陣した。（出羽戰記）

梅津隊の檢使小野寺佐賀は、武頭高屋五左衞門に角間川勢を率ゐしめて、大澤から矢島に出陣した。（戊辰日記）

同十四日　新莊より敵軍來寇の報あるから、金山に宿陣した薩、長、肥の軍隊、及び小倉隊等應援して奮鬪したれども、新莊城は終に陷落した。（出羽戰記。新莊戰史）

同十五日　戸村大學（義得）、その部下山崎忠孝に旗奉行を命じ、戰士二十五名を率ゐて大山若狹に應援せしめた。その隊徹夜にて着し、直に銀山町方面の守備に當る。（吉澤日記）

去る十二日大澤を出立した梅津隊は、本日矢島に着した。（椎名記錄）

今回の配備の概略は左の如くである。

最上郡新庄領大瀧　横手、湯澤、筑州。

新莊　同　銀山口

同　領鏡澤　横手、小倉、肥州。

新莊　由利郡笹子、百宅。

同　同　領及位　矢島、角間川、久保田。

横手、湯澤、小倉。　同　猿倉口

雄勝郡院内口　久保田

院内、湯澤。　同　大瀧、川袋、小砂川、大索江。

同　役内口　久保田、本莊、龜田、仁賀保、薩州、津輕（吉澤日記）

横手、長州。

同　中村口

本日由利方面に終日砲戰あつた（戰記）

同十七日　大山若狹附屬、新庄領金山の應援として出陣したのは、

小鷹狩組下士分

鐵砲頭　上遠野織部　石川孫兵衞

與力　金澤作兵衞　堀江宇市郎

組頭	佐川先之進	旗奉行	和知源左衛門
戰士組頭	瀬谷權六	使武者	伊藤助右衛門
	石川角助	外に三拾八人	
小頭	野御扶持方 大宮源吾		鈴木長太郎
同	古尾谷時之丞		坂本羽右衛門
同	照井喜右衛門		竹村五郎助
小頭(出兵中)	淺利源之丞		三島新吾
	高橋源内		藤井與市
	益子善右衛門		坂本新平
	三島軍兵衛		小田島運平
	三浦喜太郎		益子良吉
	小田島甚八		片桐庄助
	高橋矢門		高橋庄藏
	蛭田杢左衛門		

右二十一人の内高橋庄藏は、病氣の爲本日同行せず、廿二日鹽根坂(新庄領)に行つて一行に加つた。(伊藤出陣記。今野記錄)

小鷹狩源太軍務の爲來横して、光明寺に宿した。(今野記錄)

同十八日　軍將梅津小太郎、遊軍頭中安泰治、兵を率ゐて院内に來り、薩、長、肥、小倉の四藩と相議し、鐵砲頭吉成掃部の一手を遣して、仙臺領鬼首に通ずる間道のある、役内の湯ノ臺を守衛せしめた。而して小太郎(戸村組下之に屬する)は西馬音内に、泰治は横堀村に轉陣した。(戰記)

同十九日　大山若狭附屬の院内、湯澤、横手の兵八十名、鹽根坂を守備した。

同廿一日　梅津小太郎手、武頭山縣三郎、組頭石川隼人、戰士廿五名を率ゐて、笹子村口守備として出發した。(戊辰日記)

同廿二日　掛札半之丞等今夜小松川守備に出張し、廿五日まで勤務した。(掛札日誌)

同廿三日　西馬音内滯陣の横手勢は湯澤に轉陣した。(戊辰日記)

鹽根坂の番兵、敵の間諜中田村の農夫幸吉を捕へたので、伊藤易右衛門、高橋庄藏は院内に護送した。(此の事變を廿四日の事とした本はあれど、そは誤である)(今野記錄)

同廿四日　笹子守備の横手勢湯澤に轉陣した。(椎名記錄)

同廿五日　湯澤勢昨夜横手勢と交替して、鹽根坂下の後方なる坂に番兵して居つたが、拂曉庄内兵に襲はれて、糸井久兵衛、中野總吉は擒にせられ、鄉夫一人は斬殺せられ、石井彌市は手を負はせられた。横手勢はその上の坂の半に守備して居たが、この銃聲を聞き直に繰出した。敵は林木荆棘に隱れつゝ銃を亂發すれば、味方は唯その銃烟を目標として打ち合ふのみである。既にして長州勢半小隊應援に來り、その長二人全軍を指揮した。味方勢を增し、奮戰して稍有利に轉じたが、間もなく敵軍は、援兵加はり喊聲大に起り、右の峰より猛烈に發砲する。暫らく應したが鏡澤、大瀧とも味方破れたとの報を聞き、道を斷たれんことを恐れて、繰引にして及位に退く。敵勝に乘じて登り來らんと思ひ、伊藤源之助小松德右衛門等十一人、それを擊退して後に退かんと欲し、胸壁に據つて銃先を揃へて待ち設けた。敵はそれとも知らず、踴躍して進み來り、五六間前まで至るや、一齊に發射したので、忽ち三四人打ち倒れ、餘は逃げ去る。この間に

この人どもは、味方の後を追ひて本陣の前を過ぎると、三島軍兵衛一人居殘つて遺留品をかき集め、郷夫に運ばしめつつあつた。敵の捕虜とならんことを恐れ、殘品を燒き棄てさせ、彼を伴つて及位に至る。午後二時杉峠に至るに、大山若狹こゝまで出馬して在り、又角館勢組頭岩橋又之丞、宮崎五右衛門外三十名、應援として來て居つた。そこに番兵のみを殘して、他は院内に至る。（この戰を廿六日の事とした本はあれど、そは誤である）（伊藤出陣記。庄内戰爭錄。今野記錄）

大瀨伊左衛門組、須田勘兵衛組、安士市之進組、及び石井平太郎組、合計二十人は十六瀧の番兵に出張し、長沼五郎左衛門組、八代周吉組、淺利長兵衛組、及び箭田野新右衛門組、合計二十人は、中安泰治の指揮を受くべく命ぜられて、役内の中村に出張したるに、拾人づゝ薄久内の番兵すべきを命ぜられた。（椎名記錄）

同廿八日　敵は役内の中村を目指して、三方から押し寄せて來た。庄内の服部小隼人、本多丑彌太の二小隊は、岡田衛士と選兵二十人とを先導として及位を發し、中ノ俣から谷間の細道を傳うて、官軍の備なからうと思はれる、峻坂深谷を上下して來た。官軍は敵の進み來るを知るや、その間道の左右の山上、三ケ處に兵を伏せて待つ。午前十時頃敵の先鋒漸く進み來り、三四十歩の距離に迫るや、一發の銃聲を合圖に吶喊して一齊に發砲した。敵軍大に驚愕すれども進退自由ならざる谷間なれば、詮方なく防戰するものゝ、壞滅の餘儀なきに至らんとする折しも、後續隊も馳せ至り、又有屋口から進み來れる米澤兵四百五十人も、黑森越して來て之に會し、附近の峯々谷々から盛に銃火をあびせかける。官軍之に應じて亂射猛擊したから、兩軍の喊聲砲音天を震し地を動す。寡兵の官軍之を擊退すること能はず、遺憾ながら終に敵をして中村に侵入せしめて、放火せしめた。この方面は薩州、長州、肥前、新庄の兵、及び中安泰治の手守備して在つたけれども、間道が甚だ多いので各地に分配した結果、何處の守兵も手薄であり、甚だしきは一人の番兵をも配置せぬもあつた程である。返す〳〵も遺憾である。官軍は遂に横堀山附近まで退却した。

赤倉越から進んで來た敵軍は、庄内藩石原藤助、松山藩山本丈右衛門隊である。官軍は思ふ所あつて、赤倉山の頂上の少し下に胸壁を築いて守備して居た。敵は官軍の番兵の影をも見ずに、頂上に達したから大得意で、官軍の不意を突き大勝を博するは疑ないと、既に中村を占領した心地で、喜び勇んで下りかけて來た。手ぐすね引いて待ち設けた官軍は、彼等を適當の所まで引きつけ、胸壁に據つて一同に火蓋を切つて連射した。敵もさる者少しも狼狽せず、烈しく應戰したけれども、官軍は要地に據つての猛擊なれば、敵は忽ち少からずの死傷を出した。をりしも官軍には院内の援兵も加り、勢ひ益々盛になつたら、彼等は目的を達しかねて赤倉指して潰走した。

本道の敵は上ノ山藩を先鋒とし、庄内藩神田六右衛門之につぎ、次は仙臺藩、後陣は庄内藩相良惣右衛門の一小隊で、午前六時及位を出て押して來たのである。七時頃には朴木澤に進んで來た。杉峠の守備兵大山若狹の分隊、長州、小倉、新庄の兵合せて三百餘人、之を七色木に要擊した。彼路傍の松林に據つてよく防げども、官軍終に之を擊退した。

午前十時南澤の山よりも進み來る。銀山守備の梅津小太郎部下の兵、長州、肥前、小倉の兵と共に之を逆へ戰ひ、又木濱止場の敵をも共に攻擊し、奮戰夜に入つて終に之を擊退した。（戰記。庄内戰爭錄）

大澤口にて、横手兵妹尾市藏、小山金之丞協力して、庄内の斥候一人を討ち取り、銃と刀とを分捕した。その銃は市藏、刀は金之丞が賜つて、各家に傳へてある。又瀨谷慶之進は中村で戰死した。（妹尾家賞狀。小味淵日記）

同廿九日　中村なる庄内軍思へらく、この地は山間の低地にある一村落なれば、進むにも難く退くにも亦難き地形である。故に本日の戰は實にこの一番隊の浮沈に關する。死を賭して横堀を占領せざるべからずとて、竹内大作を先鋒として早天に進出した。第一重要地點と思はれる淺萩館山を見るに、既に官軍の旗は勇しく朝風に翻つてある。之は梅津小太郎中安泰治の混成隊である。敵の來るを見て直に砲擊したので、庄兵長澤金剛、石川猪太夫、服部小隼人、及び米澤、天童の兵も、即て川の右岸の山に登つて應戰した。大事の合戰なれば互に烈しく打ち合つて勝敗がない。既にして敵の、川の

左岸の山根を傳うて進み來るもあつて、稍激戰となつた時に、高屋五左衞門衆を勵して山上より大に砲擊せしめたから、敵の一部は支へかねて東林に退いた。猶砲戰止まなかつたが、夜に入つて交綏した。各藩の兵皆引き揚げたとの報に接したから、官軍は歸路を絶たれる恐があるを以て、遂に横堀村まで退いた。

午前十時、薩、長、肥、小倉、新庄の兵、中村山に進擊し、大に戰ふをりしも、泰治の一手、賊壘の左に出て、猛烈に横射したので、敵、壘を棄てゝ退却したれど、援兵大に至る形勢があるから、官軍は同じく横堀まで引き揚げた。(戊辰戰爭錄。戰記)

八月朔日　役内口も銀山口も破れたとて、各藩の兵皆横手を指して引揚を開始したから、梅津小太郎も已むなく横堀の陣營を自燒して須川村に退いた。大山若狭は未明に部下を上院内の關門に集めて、之を嚴守せしめたが、各薩の兵皆退いたと聞き、自ら五十餘人を率ゐて間道より山田村に出て、湯澤に至ることゝし、他は直に湯澤に退かしめる。小太郎小野村を過ぎる時、庄内の間諜佐藤八十右衞門の潜めるを偵知し、大瀨伊左衞門、瀧田玄六に之を探捕せしめ、その首を橋畔に梟する。白土第力、八木藤兵衞を甑嶺から召還して夜襲を策すれども、大雨盆を傾け火繩濕つて和銃を用ゐることを得ざる故、恨を遺して湯澤に退く。(高垣記。椎名記錄)

院内、横堀その他の官軍皆引き揚げたから、莊内その他の敵軍皆我が秋田領に入つた。(出羽戰記)

湯澤町の鎭將佐竹三郎は幼少なるを以て、その叔父早川輔四郎、同佐五郎の兩氏陣代として出張し、三郎は夜八時久保田に走つた。(佐川日記)

八月二日　出陣の横手人大抵歸宅し、多くは當地の警備又は外ノ目村の警備を命ぜられた。(鈴木記錄。片野日誌)

白河口破れて二本松危くなり、又越後方面も不安となり、援兵を出さなくてはならぬ。早く歸軍せよとの飛報米澤から達したとて、庄内の承諾を得て、米澤、天童の兵は歸る事となつた。(庄内戰爭錄)

同三日　梅津小太郎、中安泰治、横手から兵を石成村に進める。大山若狭麓下の横手給人中、肥州兵と共に淺舞に赴けるもあり、又長州、小倉、新庄の兵と共に馬鞍村方面に出張せるもある。(湯口記錄。鈴木記錄)

戸村十太夫、金大之進、平元正等を生涯蟄居に處し、各その嫡子をして家祿をつがしめた。是は白河盟約の節などに、不都合の措置が有つた科によると云ふ。(戰記)

鹽根坂で捕虜となつた糸井久兵衞は、敵軍から護送されて歸つた。(高垣記)

同四日　院内戰爭の時不都合あつたとて、軍將梅津小太郎を免し、石塚富之助をして之に代らしめ、檢使小野寺佐賀を免し、澁江兵部をして之に代らしめた。(戰記)

同五日　當地給士の大山若狭に附屬せるは之を解かれた。小鷹狩源太此頃光明寺から鄉校に轉宿して居たが、それ等の士を活動せしめた。(今野記錄)

敵軍湯澤町に入る。(出羽戰記)

同六日　本莊城自燒した。(本莊聞見誌)

同七日　澤副總督境村から當地に轉陣せられ、本丸に宿せられた。(澤副督の來横を、或は六日とし、或は八日とする本もあれど、皆誤である)(日誌。八代略記)

敵兵角間村に屯してあるといふので、角館勢は田代村から轉陣して志摩村を警衞し、淺舞に在つた湯澤勢は植田村に轉陣した。(史談。佐川日記)

同八日　官軍は自重の結果漸次後退し、僅に旬日を出でざるに、雄物、皆瀨兩川以南には官兵の隻影を見ざるに至つた。故に敵軍は川を渡つて進擊せんとする形勢あるから、官軍は本日、東増田口、中央、岩崎、西、志摩村の三方面に兵を出して、一同に之を擊退しようと策した。

岩崎には梅津小太郎手、中安泰治手、薩州勢及び小倉勢が之に向つた。平明川原に至つて陣を布けども對岸には敵影がない。薩倉の兵川を渡つて岩崎に達した時に、庄内の服部小隼人、石原藤助の兵來會して戰つた。彼等苦戰に陷つた時に大軍至り、腹背より官軍を猛擊したので官軍は大に苦んだ。川の半まで進んだのも砲擊されて大に窮した。且午前十時頃より大雨沛然として至れば、火繩の火は消え、彈藥は濕つて官軍の銃は用をなさぬから、岩崎に進んだのは下流を渡つて退却し、川原なるも敗走したので、敵は尾擊して古内村まで進んで來た。官軍は遂に石成村或は外ノ目村等まで退いた。

東、增田口には、介川敬之進手、長州、及び新庄等の兵が向つた。鎌ノ川村から山根を傳うて增田村に出で、岩崎川の水上に沿うて戸波を指して溯つた。敵は山形藩、上ノ山藩で、戰は交へたが未だ勝負明かならぬ内に、岩崎方面の官軍が敗退したとの報を得て、後を絶たれんことを恐れて引き揚げた。

西、志摩村には早川輔四郎、同佐五郎之に向つた。未明に植田より繰出して川原に至り、各堤防を楯として佐五郎は左に、輔四郎は右に陣した。茂木秀之助手の角館勢等は、その西方なる左馬村に陣し、臺場を築いて防禦の準備した。角間村の敵は庄内の水野郷右衞門、竹内右膳及び山形藩兵である。午前八時頃より大小砲を發つて大に戰ひ、敵屢々苦戰となれど援兵の爲に恢復し、官軍反つて難戰に及ぶことがある。午前十時迅雨注ぎ來り、官軍の和銃用をなさず困苦を極めるをりしも、長崎振遠隊は早川隊に加り、又梅津專之助、介川敬之進、瀨谷和三郎及び肥州の二小隊、淺舞から來つて秀之助に應援する。由つて兩軍勢大に振ふ。互に援兵あつて幾回か勝敗を繰返し、互に死傷少からず有つたが、終に官軍有利となつた。然れども岩崎の敗報達したので、植田、淺舞、深間内村等に引き揚げた。(日誌。庄内戰爭錄。史談。出羽戰記。佐川日記)

石井藤馬、須田勘兵衞補時偵察に出で、增田道にて一隊の敵兵に遭遇し、藤馬は逃げおほせたれど、勘兵衞は亂丸の下に斃れた。(高垣記)

賊勢猖獗形勢切迫したから、横手城で警鼓を打つて、留守の士を城中に召して籠城せしめたが、本日の戰さしたる事なければ各家に歸らしめた。(戰記。鈴木記錄)

同九日　官軍は敵兵の必ず北進せんことを慮り、東山その他の要地に兵を伏せて之を待つ。高屋五左衞門、白土第力は日和山に、長州、小倉、新庄、大山若狭、中安泰治等の兵はその近傍に、他の官兵は外ノ目その他の山々に埋伏した。正午頃仙臺勢は明澤嶽の麓から、松山、上ノ山藩兵はそれより十町許の西から、庄内兵は國道から、各漸次進んで來た。官軍は機を見て山上より銃丸を注ぎかけたから、敵兵大に敗れて逃走した。官軍追擊して鴨ノ巢村の敵營を燒く。五時頃大澤口已に破れ、角間川糧道危いとの報あるとて、副督の命によつて、各横手に引き揚げた。(戰記)

戸村大學郊外警備の爲、午後三時頃城を出て安田原まで達した時に、澤副督轉陣の報に接して歸城した。

澤副督補時俄に仙北郡に轉陣せられた。(吉澤日記。鈴木記錄)

同十日　澤副督の命により、横手滯陣の各藩兵皆大曲村に退き、又内町外町とも唯留守居を殘して、家々の家族は皆村落に避難した。中には往々留守居も無いのもあつたから、その寂寞は實に言語に絶したものであつた。(今野記錄。片野日誌)

眞崎兵庫、小鷹狩源太等横手城の危急なるを知り、共に轉陣せんと欲して戸村大學に開城を勸めて曰はく、「我が秋田藩は、四圍佐幕黨なるに拘らず、大義によつてその中に孤立し、獨官軍となり朝命を奉ずる事となつた。故に萬事九條公及び御兩卿の命に應ずることは、我が君公の思召である。而して今や官軍澤三位卿の指揮によつて、總軍當地を引掃ひ仙北郡に遷軍しようとする。かゝる場合なれば、今太夫當城を去るとても更に不都合あるべからず。速に御手の人數を引きまとめられ、御退陣あつてよろしからう」と。大學聽かずして「いかに澤卿の命なりとも、主公よりの命なき以上は、一歩もこの城を退くべからず。我が家、中祖以來この地に城代たること數代である。今一戰をも交へずして退か

ば、何の顏あつてか罪を主公に謝せん。何の語を以てか祖先の靈に謝せん。予籠城して力の有らん限防禦し、力竭きて後城を枕にして討死せん」と、儼然として決答した。皆その決意の動すべからざるを知り、同情に堪へぬながらも各大學と袂を分つことゝした。故に小太郎附屬の横手士卒の若干を大學に授ける。兵庫は大曲村に至つて後、中安泰治に源太手の士卒を加へ、且高屋五左衞門、山縣三郎の兩隊を附屬し、横手を救ふべきを命じ、新莊の一隊も亦之と同行した。時に午後十時である。(戰記。八代略記)

同十一日　拂曉泰治、所屬の隊を率ゐて横手城に至り、應援の旨を通じ、銃兵二十名加へられたき由を申し出る。戸村方にては、僅少の籠城兵中二十名を差し出しては、守備手薄となる故、申出に應じ難いと答へる。次に彼兵器と兵粮とを問ふから實際を答へる。時に城中の兵器小銃は火繩銃三十八挺、ミニヘル銃二挺、百匁、五十匁、三十匁玉の銃各四挺、他は唯弓槍のみ。而して兵粮も亦乏しかつた。彼憤然として曰はく、「兵少く糧乏しく、武器また不備である。諸君何を以て戰ひ、いかにして城を守らんとするか」と。城士、かくて城を保持する能はざるは僕等も知る所である。僕等は唯死力を出して戰ひ、力竭きては城と共に亡びんとす」と答へる。「然らば援兵も不要ならずや」といきまけば、「然り勝手に御引取ありたい」と答へる。彼卽ち附屬隊を率ゐて去る。羽黑方の士卒も勿論共に去る。その内泰治の去るを知らずして城中に殘つた者八名あつた。(今野記錄。伊藤源之助氏談)

敵は未明よりひし〳〵と横手城を指して押し寄せて來る。庄内藩松平甚三郎は一番大隊に、上ノ山勢と松山奇兵隊とを合せて、十文字村を發して本道から大手に向つて進み來る。同藩酒井吉之丞は二番大隊に、山形兵と仙臺兵とを合せて、淺舞村を發して搦手に向つて進み來る。一番隊當地に達するや今の招魂社の岡に上り、城に對して陣を敷き、且漸次に要所々々に兵を配置した。二番隊は赤坂に至るや三本柳、八幡、その他の要所に兵を配置した。仙臺兵は增田村より來りヘグリ方面より峯傳ひに進み、城後の山に陣を取る。敵の總數四千餘であるといふ。(庄内戰爭錄。青柳手控)

城中にては昨日より退城する者少からず、高屋五左衞門は出でゝ小吉山に備へ、山縣三郎も亦圓山に備へる。かゝる樣なれば實際の籠城兵は百名内外に出でない。(二百八拾名または百八拾名など記せるものもあれど、信ぜられぬ)。此の如き寡兵を以て、不完全なる武器を執つて、精鋭の武器の豐富なる敵の大軍と健鬪せんとする、籠城兵の心事はなんと悲壯ではないか。午前十一時深間内村の隣村本堂村明專寺の住職眞量は、敵の依頼を受けて一封の書簡を持つて城に來た。その文は左の如くである。

一筆令啓達候、今般各藩及出兵候儀は、佐竹家御違約之廉より不得止事儀にて同盟中及干戈、人之社稷を滅し民之塗炭を不顧義は、義藩の素より好む所に無之候。然る所、貴家之儀は專ら盟約を被守度御所存之趣致承知居候。彌右之御宿志御貫通被爲成、爲皇國被盡精忠、御主家之存亡をも御取計ひ被成度御存念に御坐候はゞ、乍不及各藩え周旋方も可有之候に付、當陣所え卽刻御使者に預り度、若し左も無御坐候はゞ無止事儀に付、火砲の間に於て速かに御面會可申候條、否御報可承、此段得御意候恐惶謹言。

八月十一日

酒井吉之丞　了恒花押
松平甚三郎　久厚花押

戸村大學殿

尙々主命を奉じ致出兵候儀に付、右之御報無之内は、旌旗相進事は勿論之儀に付、左樣御承知被成度候。

大學答へない。暫あつて前郷肝煎島森六左衞門また同文の書を城に持參した。大學また應じない。敵軍は大學必ず應諾するであらうと豫期して居つたが、二回ともに返事がないので斷念し、午後二時頃から敵軍は漸く兵を進めた。一番隊

の石川猪太夫は、鐘淵の對岸の邊から發砲する。足輕銃隊を率ゐて愛宕山に備へて居た迎十右衞門（信太淺右衞門とするは誤と麻田喜左衞門氏談）は應射したが、敵の發砲餘に猛烈であるから城中に退いた。庄内二番隊の黑谷市郎、竹内大作、陶山臼兵衞の諸隊は、川原町の積薪の蔭から、又町家の階上から烈しく發砲する。中村頼母は十人許の部下と共に川を渉り、野御扶持町、羽黑町等に放火しつゝ攻め寄せ、上田千藏は又大砲を發射する。之を合圖にラツパを吹き太鼓をうち鳴して、諸隊一同一層烈しく攻擊しつゝ、漸々城に迫る。此に至つて城中始めて應射した。吶喊のどよめき、銃砲の轟、山を振はし川を覆す。妹尾五郎兵衞は本丸下の帶郭にて射弓中流丸に中つて斃れ、沼田瀨兵衞亦流丸に傷つき、楯の代に柵に立てかけた疊も所々銃に倒され、迫手の柵も所々大砲に倒される。城兵必死の防戰に敵軍屢々擊退されては復攻め寄せる。恰も寄せては返り、返りて又寄せる男波女波の如くである。とかくする程に敵の砲彈本丸の屋上に破裂し焰々として、燃え上つたから、黑澤惣兵衞に命じて自燒さした。既にして横山清右衞門、佐川藤兵衞、河野九左衞門、戸卷永治等戰死者續出するをりしも、二ノ丸の屋上にも敵彈破裂して燃え上つた。大學乃ち是までなりと腹搔き切らんとしたるを、重士等、「戰は之に限るにあらざれば、こゝを立ち退いて後圖をなし給へ」と、刀を奪つて强ひて退去せしめた。（庄内戰爭錄。青柳手控。小味淵日記）

城兵は一方の血路を開いて出でんとし、搦手門を押し開き群る敵中に躍り込み、斬りたて突き倒し、畢生の勇をふるうて鬪へば、敵軍披靡して敢て迫らない。故に各意のまゝに諸方に散じた。妹尾馬之助、同傳藏父子は館坂まで出で、花々しく戰つて數人を殪し、美談を遺して銃丸に斃れ、石川隼人は數人と鬪ひて壹人を斬り、重傷の爲養子や戰友の妨とならんことを慮り、館坂の邊にて割腹して果てた。大學二十人許に擁護されて城後の稻荷神社の後に出たをり、横山喜四郎は飛丸に斃される。驚くほどに大勢の仙臺兵一人も遁さじと取り圍む。是ぞ最後である。花々しく鬪つて死なんと呼はりつゝ各勇を振うて切り廻り、大學手づから二人を斬る。敵兵その勢に恐れて道を開いたから、免れ出ると、また伏兵起る。また突破するとまた起る。かくすること二三回にして見入野に達し、それより山路を辿つて仙北郡に入り、黎明食邑高梨村樫尾久右衞門宅に着して休憩した。

敵軍が城兵の悉く引き揚げたのを見て、一同に勝鬨を擧げて兵を收めたのは午後十時である。夜中變故の生ぜんことを慮り、市中には唯仙臺兵のみを殘して、松平甚三郎は餅田村まで、酒井吉之丞は赤阪村まで退陣した。（出羽戰記。青柳手控。大瀨貴誠氏談）

本日の戰爭に負傷したのは十五名にして、戰死したのは左の二十一名である。

戸村組下	沼田清兵衞信忱	五十六歳
同	前澤主殿胤直	三十八歳
同	横山清右衞門宗基	五十三歳
同	妹尾五郎兵衞兼滿	三十三歳
同	妹尾馬之助兼範	四十七歳
同	石川隼人教訥	三十六歳
同	沼田宇源太信篤	三十一歳
同	横山喜四郎宗良	二十八歳
小鷹狩組下	妹尾傳藏兼行	十五歳
同	伊藤忠藏清通	二十八歳
戸村組下	佐川藤兵衞時正	四十九歳
	高柿勘右衞門重政	五十歳

戊辰役横手籠城戰死者墳墓

正面

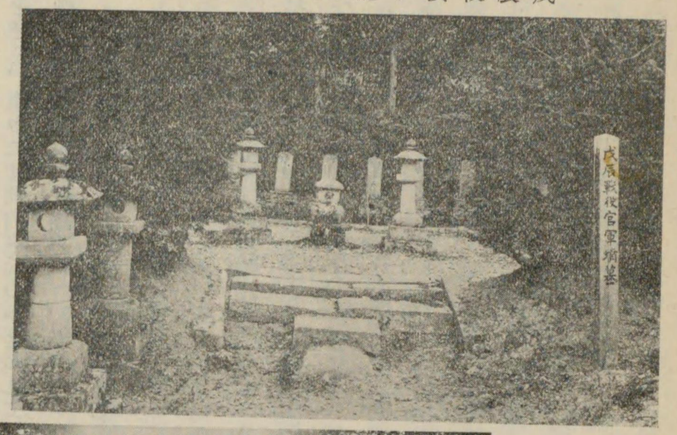

同南側

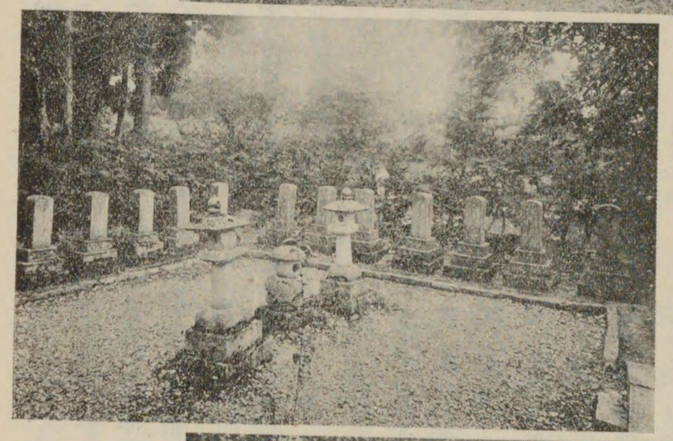

同北側

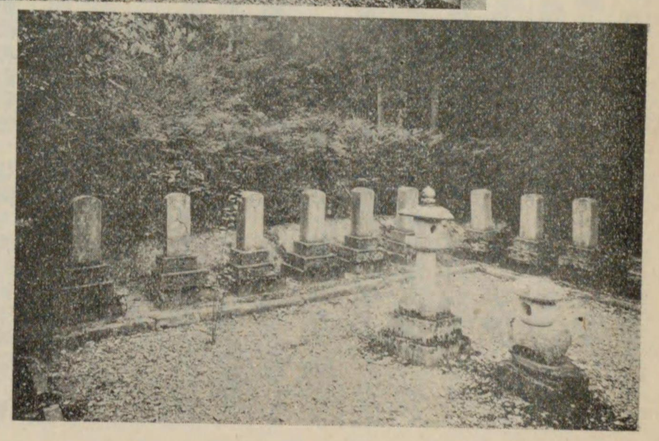

同	河野九左衞門秀儀	四十九歳
同	小田部善右衞門胤忠	四十一歳
同	吉澤宇市清元	十八歳
戸村家人	佐々木萬五郎綱紀	二十五歳
同	松野小内藏延壽	四十二歳
同	加藤三郎兵衞清政	二十五歳
同	戸卷永治昌靜	六十六歳
同	渡邊金治智英	二十六歳
同	大關嘉右衞門勝行	三十九歳

角間川村に在つた介川敬之進、古内左惣治、筑州、新荘等の兵は、浅舞の敵を掃蕩せんとして、田村道路と阿氣道路との兩道より進む。敵は既に阿氣村に來り放火せしが、砲撃に逢ふや直に川を渡つて大森村に走る。敬之進歸路田村に敵あるを聞き、潜行して撃つて之を走し、角間川に歸る。左惣治は八柏村にて横手落城の烟を望み、軍を返して田村の平原に出た時荘内兵に要撃されたが、奮闘激戦終に之を敗走せしめた。此の夜副督の命によつて皆大曲に退く。唯介川、茂木の二將は要地を棄てるのを惜んで、角間川村を守つた。(戰記)

大館城代佐竹大和は近傍なる鬼ケ城、鳳凰山に屯せる南部兵を撃退した。(戰記)

同十二日　戸村大學高梨村より新谷地村に至り、家人佐藤清右衞門宅にて休息し、夜松倉村に至つて宿した。(防戰手續書)

角間川なる秀之進、神宮寺に援兵を乞うた故に、參謀三原倡助諸藩の兵を率ゐて來り、左の如く部署を定める。

一、本道木内村、田村の方面　茂木一隊、新荘二小隊、肥前大砲一門。
一、西方の間道　新荘、矢島二小隊。
一、東南杉林の間　新荘一小隊、肥前大砲一門。
一、東方大久保村の方　介川一隊、小倉半小隊。（戰記）

同十三日　田村に宿陣した敵兵、一手は本道の茂木の備に向ひ、一手は西方の間道より矢島、角館、新荘の備に向ひ、競ひ進む由斥候の報告あるから、午前八時官軍邀撃し、猛戰激闘して之を木内村に走らして兵を收める。時に正午である。既にして荘内の大軍落合村の方より至り、蒹葭の中から官軍の一隊に對して、大砲小銃を猛射する。歸りかけた兵も引返したが、疲勞して居るので勢は振はない。神宮寺の援兵も來れど尙苦戰を免れず、午後二時頃に至つて少からず死傷を出した。既にして三原參謀から引揚の傳令があるので退いたが、避難村民、退却兵、相混じて雜沓を極め、角間川々の舟梁覆沒し、或は溺死し或は丸に斃れる者甚だ多く、敬之進、助右衞門も之に死んだ。負傷した者も亦夥しい。後の防禦を大保村なる援兵に讓つて皆神宮寺に退いた。（戰記）

追分にては横手勢、小倉、長州勢と共に大に砲擊して、敵を敗退せしめた。この戰に負傷せるは宇留野内記、小林末吉（日誌）

戸村大學小杉山より境村に至り、唐松神社別當宅に宿營して散兵を集合した。（防戰手續書）

當地給士吉成市兵衞、宇留野良之助、三栗谷幸太等、仙北郡野荒町村で、荘内の斥候町野嘯二を討ち取つた。（秋田沿革史大成に、八月十三日六郷へ番兵四人野荒町へ斥候に出し仙賊斥候の者を切り殺したり、と記してあるが、仙賊とせるは誤である）（庄内戰爭錄）

同十四日　湯澤の陣代早川輔四郎、肥前兵の先鋒となり六郷村に進み、仙臺勢を追擊して斬獲甚だ多かつた。角間川方面の軍、利あらざるを聞き追分に至つた横手勢は、或は薩兵に應援し、或は長崎兵と合して奮戰する。この夜副督の命によつて全軍神宮寺に引き揚げた。（湯口記錄。戰記）

同十五日　左の如く部署を定める。

神宮寺嶽　梅津小太郎隊角間川給人凡三十人、田中數馬隊二十人、町田小一郎隊凡六十人。
伊豆山　梅津專之助隊凡四十人、矢島一小隊。
太平山　中安泰治隊六十人（内若干横手兵）外に四十人。
　右の外鐵砲二百四五十挺、槍隊諸役。
嶽下落合　佐竹三郎隊、銃砲凡百挺、總勢凡三百人。
同渡の左　振遠隊、横手勢二十人。
下袋　薩州隊、和田小太郎隊、今宮伊豆隊同三十人。
大河原　新荘隊、古内左惣治隊同三十人、卒六十人。
松倉　大山若狹隊。
南楢岡　石塚富之助隊。
北楢岡　肥州隊、新荘隊。
角館援兵　茂木秀之助隊七十餘人、肥前兵二百八十二人、澁江兵部隊（内五人横手兵）、甲山隊。（戰記）

同十六日　神宮寺本陣より境村なる戸村大學に、銃手三十人、槍手二十人、精選の者差し出すべきを命ぜられた。（八代略記）

大學に面命すべき事ありとて、藩主より出府を命ぜられたるを以て、少數の從士を伴ひ夜九時發程した。（青柳手控）

同十七日　大學未明に着府して、午前十時登城する。藩主直に引見し、「寡兵を以て籠城せし段組下に至るまで感じ入る。猶兵器は兵具方より受取るべく、兵士は皆疲勞したるべければ兵器の調ふまで休息致すべし。この趣一統へも申し渡さるべし」と仰せられたといふ。大學は午後四時出發歸陣した。（青柳手控）

戸村組下戰士五十人神宮寺に繰出した。（鈴木記錄）

同十八日　中安泰治軍將に進められ、從來梅津小太郎に屬した兵は、田中數馬の一隊と八木藤兵衞の一隊とを除く外、悉く之に附屬することゝされた。（戰記）

同十九日　午前八時莊内兵二百許、神宮寺嶽の南なる太平山を襲ふ。守將泰治能く防いだから登りかねたが、正午頃に至り彈藥乏しくなり、疎射するに至つたを機として猛進する。せんかた無ければ死を決して短兵を以て之に接せんとする折しも、彈藥至つたから大に喜び勇んで猛射した。敵軍狼狽潰走し死傷頗る多かつた。官軍の死傷は唯二人のみであつたが、いづれも横手人で、死者は十八歳の青年斑目善左衞門、傷者は三栗谷幸太である。善左衞門は三吉神社の傍に在り、敵彈雨注すれども、蔽に據らず、終に額を貫かれて殪れた。宮木清左衞門は部下を督勵して善く戰ひ、上遠野鶴治、秦軍治、佐川謙三郎等も勇戰したとて褒賞を得た。（鈴木記錄。伊藤出陣記。小味淵日記）

伊豆山の守將梅津專之助も、木直山の守將早川輔四郎も、よく防いで各襲來の敵を擊退した。（戰記）

同二十日　正午敵の大軍、蛭川口から長九郎臺に向つて來侵するを、早川佐五郎の銃隊僅に三十餘人であつたが、死地に入つてよく防ぎ、午後四時頃終に敗走せしめた。（戰記）

仙臺軍數百人横澤、長野に侵入したのを、官軍風雨に乘じ夜襲して大に之を破つた。（戰記）

同廿一日　午前八時敵軍、長九郎臺の前面と、蛭川村石切山とより頻に大砲小銃を連發する。早川佐五郎の銃隊三十餘人、敵の彈藥の缺乏を待ち、猛射して之を走した。爾後この一群の山々に砲聲絶えることがなかつた。（戰記）

同廿二日　正午敵の大兵神宮寺嶽の東西に迫り、大小砲を烈發して攻擊せしを、早川輔四郎、同佐五郎、添田清左衞門隊之を擊退する。太平山にても亦敵兵を敗る。羽黒隊はこの山の臺場の修繕をなして守備に當つたのである。（戰記。今野記錄）

大館城陷落する。（戰記）

同廿三日　角館の諸隊は中央六郷本道、左山手、右長野方面の三方から進擊し、左河内隊は苦戰に陷り廣久内に退いたけれど、中央、右方兩軍は大に敵を擊破したから、敵は大曲に退却した。（戰記）

官軍一手は南楢岡に進み、正午過から徹夜激戰し、薩州勢は花館に進み、敵兵を追散して大曲の敵の本陣に迫り、激戰數刻死傷互に多く、夜に入つて交綏する。官軍花館に會食する折しも、敵之を襲ひ薩軍の隊長島津新八郎等之に死んだ。（新八郎生擒されたといふは誤である）本日の戰は最も猛烈にして砲聲天地を動かし、兵火二十餘ケ所に起り焔々天を焦したといふ。横手勢は松山にあり、振遠隊、湯澤勢と共に蛭川の敵を攻擊した。（今野記錄。吉澤日記）

同廿四日　振遠隊は本日も南楢岡に進軍した。蛭川方面の砲聲は稍疎になつたけれど、昨日からの戰はまだ止まぬ。引きしほが無いから大曲西根の山上より發砲せられたいと、振遠隊より依頼があるから、羽黒組、山縣組、高屋組等の内三十人許その山手に登り、西根村蛭川村の敵陣を眼下に見下しつゝ烈しく發砲したので、敵は散々に敗走した。（今野記錄）

戸村大學、組下家人全隊を率ゐて出陣すべきを命ぜられた。（青柳手控）

同廿五日　大學士分六十七人、徒士二十二、仲間十一人を率ゐて境村まで出陣した。（防戰手續書）

同廿六日　大學隊湯ノ澤に向つて境を出發する。先鋒信太淺右衞門足輕を率ゐて峯吉川に至り、澤副督の使中川健藏に逢ひ小種防守の命を受ける。卽ち大學に傳達し、軍を轉じて中淀川村に至つて宿つた。（青柳手控）

横手槍隊は土屋彌五左衞門に屬し、船橋守衞と神宮寺市中の巡邏を命ぜられた。（戰記）

同廿七日　大學土淵村の會議所に出張する。兵數少い上に、五十名を長岡隊に加へ置いたから、要地の防守を斷り、小野崎、須田兩隊の應援として上野に陣營することゝした。（青柳手控）

同廿八日　大學は六十三人を引き具して上野に轉陣し、他は佐藤左傳と共に中淀川の陣所を留守せしめる。上野にては、朝、夜、後夜と一日三回交代にて番兵を出して警備に勉め、又斥候を出して絶えず偵察せしめる。この方面本日より少しづゝ砲戰ある。（青柳手控。高垣記）

角館方面の官軍は白岩村に進擊の敵軍と、川を隔てゝ大に砲戰を交へ、終に之を破る。又南部勢、生保内口の雨ケ岳を越えて侵入せるを、澁江兵部、和田小太郎隊防戰して、山下に走らせた。（鈴木記錄。戰記）

同廿九日　角館方面の各隊、本日も岩瀬、白岩の敵軍及び生保内の南部軍と戰ひ、大に之を破つた。（戰記）

小種方面、敵兵屢發砲した。（青柳手控）

大學の夫人今夜死去した。（防戰手續書）

同三十日　中安隊長より角館應援の命を受け、組頭宮木清左衞門、鐵砲頭吉成掃部、羽黒方の壯士、戰士二十人、足輕三十人を率ゐて、未明に神宮寺を出立した。（鈴木記錄）

九月一日　小種方面時々互に發砲する。（防戰手續書）

羽黒隊更に生保内口應援を命ぜられ、曉天に角館を出發して同地に赴いた。（今野記錄）

九月三日　羽黒隊昨日生保内を出立し、本日蟹湯に着して守備に當つた。（今野記錄）

大學陣所上野村邊に終日小諍合があつた。（防戰手續書）

同五日　下筋口の敵兵、今夜大館城地を棄てゝ密に逃げた。（戰記）

大學陣所方面は、本日も互に發砲した。（防戰手續書）

同七日　山縣手は先月晦日、羽黒隊と共に神宮寺を出立し、生保内まで同行したのであるが、分れて中生保内の臺場に番兵し、又命ぜられて本日蟹湯の南十丁許なる黒湯に至つて守備に就いた。（今野記錄）

同八日　曉來濃霧濛々咫尺を辨ぜざるに乘じ、敵は川を渡つて襲來したのを官軍は知らずにあつた。午前十時過大學の陣營外、俄に兒女の泣き騷ぐ聲起るに驚き、人をして探らしめるに敵兵既に近く迫り來たのである。驚いて出兵し豫定の通り槍隊を左方の松林に伏せ砲隊を沼の上に出し、大學は旗本勢を率ゐて郊原の丘上に陣した。忽ち敵彈雨霰の如く亂れ來る故、力戰して之を防げども、程なく上野、新田、福部羅皆放火せられ、敵軍益々數を增し、攻擊益々烈しくなつて到底敵することが出來ぬので、大學は先走つて玉生六郎の陣に合し、また防戰したれども、信太、梅津、玉生等皆退いたから、終に共に境村まで退却を續けた。敵は晩景よりの大雨に屈せず、下淀川邊まで迫つてまた放火する。この戰に官軍の死傷頗る多く、軍將梅津千代吉を始めとして、横手給士赤尾關市兵衞、滑川藤五郎、須田忠右衞門等は斃れ、椎名友之丞は負傷した。この夜戸村隊の中二十名は境山に番兵に出て、その他は村内の巡警に從事した。（防戰手續書。小味淵日記。吉澤日記）

同九日　敵兵峯吉川、下淀川まで進軍し、近傍の要地々々に宿陣した。（吉澤日記）

戸村の一隊と玉生の一隊とは、境村から中淀川までを守つた。（戰記）

澤副督今夜微服して角館に赴き、翌曉到着し佐竹氏を宿營とする。（戰記）

同十日　戸村隊、玉生隊は川邊の松林中に埋伏し、敵の下淀川を發して將に上淀川に入らんとした時、突然起つて之を討てども、敵兵よく防いで味方利あらず、船岡村まで退いた。敵兵尾擊したのを擊退し、黄昏境村まで軍を進めしに、伏兵の起るに逢ひ、また神内まで退いた。敵は追擊して船岡に至る。本日戸村手で笈川十郎右衞門、安士仁助、箭田野老之助、石川藏人、中田甚之助等負傷した。が十郎右衞門、仁助は後に死んだ。戸村手の中戰士拾人足輕五人、神内の東

山に番兵した。（高垣記）

大學突然發病して人事不省となつた。（戰記。高垣記。椎名日記）

酒井吉之丞峯吉川より進んで刈和野を襲撃せしを、平戸、島原、新庄等の兵及び今宮大學手の兵よく防戰すれども、衆寡敵せず官軍は退き、町家は燒き拂はれた。夜また激戰したれども官軍奪回しかねてまた引き揚げた。（出羽戰記。吉澤日記）

同十一日　神宮寺に軍議あつた。前方大曲に敵の大部隊あり、後方御物川の防備破れて秋田との聯絡絶えたれば、防戰勝算ないから全隊を小杉山に引き揚げ、而して防備を整へようといふことに決し、太平山、伊豆山及びその近傍守備の兵を皆神宮寺に引き揚げしめた。（戰記。吉澤日記）

澁江内膳、大に糠塚森の敵を破り、又平尾鳥山の敵を破つた。（同上）

茂木秀之助、寺崎藤九郎、長野村に侵入の敵を擊破した。（戰記）

大學病氣の爲戸村手は、薩州隊長九鬼山惣太に附屬すべきを命ぜられる。惣太、旗奉行、組頭、使武者等を召集し、引揚の命令無き内に一寸にても退却する者あらば、斬り棄てるべき趣を部下一統に傳へられたいと、依賴された。（高垣記。小味淵日記）

同十二日　官軍未明に神宮寺を發して、角館、小杉山等に轉陣した。（鈴木記錄。片野日誌）

山縣三郎、部下を率ゐて黑湯より中生保内に引き移る。之に因つて蟹湯守備隊より、一晝夜交代にて黑湯の番兵に出ることゝなつた。（今野記錄）

下筋口の敵兵境外に逃れた。（戰記）

同十四日　澁江内膳、平尾鳥山の敵を敗つた。（同上）

今夜因州、薩州、長州、筑州、小倉、新莊の兵及び古内左惣治隊、寺崎藤九郎隊等七百餘人境村に來會した。（同上）

同十五日　庄内兵は、米澤藩既に謝罪し、奥羽諸藩亦將に謝罪せんとする者多しとの報を得、國に歸り境を守らざるべからず、快く一戰をなし機を見て兵を收めようとして、大兵を以て境に侵し來る。各藩兵各持場々々を固め、正午頃より砲戰を開く。戸村隊は唐松神社をかけて、その邊一體に陣を張つて戰つた。既にして敵軍の一隊東山に陣せる官軍を破つて戸村隊の背後に出で、前後より攻擊したから支へかねて、夕方本唐松山を指して退いた。時に後方の敵亦官軍の援兵に切り立てられ、之に混じて退いた。暫休憩の後戸村隊敵軍の混入せるを覺り、多數を斬殺し、後に漸次船澤に引き揚げた。新庄、薩州、佐土原、本藩等本道筋の官軍、大勢の援兵を得て勢大に振ひ力戰したれば、敵軍大敗して淀川に走る。官軍之を追うて徹夜攻擊を續ける。この戰や官軍の死傷も少くなかつたけれども、敵の數は知れなかつた。戸村隊では高柿傳治、石川織部、小貫藏人の三人負傷したが、藏人は病院で死んだ。（大瀨談。小味淵日記。吉澤日記。戰記）

この日小杉山方面の官軍、卽ち薩州、大村、平戸の兵、本道、今泉の兩方から突然刈和野を襲うた。守備の一ノ關勢大に狼狽し、倉黃出でゝ戰へども敵することを得ず、彈藥器械を捨てゝ逃げ走り、川に入つて溺死したのも少からずあつた。神宮寺から來援の仙臺兵も亦擊退された。官軍にこゝを奪はれては活路ないから、酒井吉之丞病を推して大隊を率ゐて來り、翌日まで戰つて辛うじてまた手に入れた。官軍は休まず兩日激戰して疲困したので、腹背に敵を受けて戰ふの不利なるを思ひ、悠々隊伍を整へて今泉村、心像村に引き揚げた。（戰記。角館戰史）

同十六日　正午まで諸所に戰爭あつたが、午後から仙北の敵軍は大曲に退却を殆める。是は鼠ケ關が破れて、庄内の危急となつた爲だとの風聞があつた。（戰記）

同十七日　庄内兵午前三時峯吉川から總退却した。（庄内戰爭錄）

同十八日　掛札半之丞、峯ノ山にて庄内藩士一人を捕獲した。（掛札私記）

同十九日　參謀局當地に轉陣する。(參謀局昨日六郷村に轉陣せるに、本日早川輔四郎六郷に至つた時、官軍一名も居なかつたといふに徴すれば、本日當地に移つたこと確實である)

同二十日　戸村手は手倉口固を命ぜられ、中安泰治附屬の羽黒隊は小松川口固を命ぜられた。(小味淵日記)

湯澤の陣代早川輔四郎は、昨日六郷に於いて軍令に背いたといふ罪名に由つて、當地で割腹を命ぜられた。(戰記)

同廿二日　參謀局を湯澤に移した。(同上)

同廿三日　蟹湯守備の羽黒隊、總引揚して田澤に至つて宿し、廿六日までこゝに滯在し、廿七日に出立して角館に一泊し翌廿八日に横手に着した。(今野記錄)

同廿四日　戸村十太夫、永蟄居を免ぜられ、明日より再勤すべきを命じ、特に庄内征討の先鋒となり、實效を立つべきを仰せ付けられた。(出羽戰記。青柳手控)

同廿五日　十太夫、由利郡三崎出陣を命ぜられ、組下の横手より到着するをも待たず、手兵二十餘人を率ゐて直ちに出立した。(戰記。青柳手控)

同廿八日　十太夫本莊に宿營した。(戰記)

十月朔日　庄内を始め敵軍續々謝罪降服願ひ出る者多いので、官軍は容易に進軍を許さず、還兵をさへ命ぜられる者あるに關せず、十太夫は許可せられて進軍した。(青柳手控)

同三日　十太夫酒田に宿陣し、本日戸村組下、家人合せて二十人こゝに參着した。(同上)

同四日　羽黒隊は中安泰治に附屬して黒澤口を守備した。(伊藤出陣記。鈴木記錄)

同五日　總督府、神宮寺村を發して横手に轉陣した。(戰記)

同六日　羽黒隊、南部進軍を命ぜられて黒澤を出發した。(鈴木記錄。伊藤出陣記)

同七日　十太夫、澁江隊と共に酒田を出立して歸陣の途に就いた。(戰記。青柳手控)

同八日　藩主來横兩督を訪ひ、後光明寺に宿せられた。(戰記。小味淵日記)

南部進軍の羽黒隊、雫石に宿した。(今野記錄)

同九日　手倉守備の横手隊總引揚した。(大森記錄)

同十日　南部藩主、總督府に歎願の爲來横し、西誓寺に宿せられた。(小味淵日記)

同十一日　盛岡城點檢濟に付き、中安手の横手隊歸陣を命ぜられ、雫石を出立して生保内に泊した。(鈴木記錄。片野日誌)

總督府横手を發して湯澤に轉陣せられた。(戰記)

同十二日　澤副督横手より湯澤に轉陣せられた。(戰記。鈴木記錄)

同十三日　藩主横手を發して歸城の途に就かれた。(戰記)

同十七日　雫石より歸陣の途に就いた羽黒隊は、十二日以來角館に滯在せしが、昨夜十一時頃解兵の命に接したから、本日横手に向つて出發した。(今野記錄。片野日誌)

十一月九日　南部藩鎮撫として盛岡に出張を命ぜられた横手給士中、羽黒方二十人と野御扶持町足輕三十人とは本日出發した。之は澁江内膳の附屬である。(小味淵日記。鈴木記錄)

同十二日　羽黒隊盛岡に到着した。その中三栗谷八右衞門、斑目千代太、鈴木半藏(後改名惣左衞門)、石川良吉の四名は、澁江内膳より從隊兵士となつて江戸に登るべきを命ぜられ、その他は小野崎三郎手に屬させられた。(鈴木記錄)

戸村組下四拾名は、本日横手を出發して盛岡に急いだ。(川上公私錄)

同十三日　三栗谷、鈴木、石川、斑目の四人と野御扶持方三十人とは澁江に從ひ、南部藩主を警衞して東上の途に上つた、野御扶持方は參謀の希望に由つて一行に加つたのである。(鈴木記錄)

同十五日　戸村組下四十人は本日盛岡に到達し、小野崎三郎に附屬して巡邏警備の任務に當つた。その主たる役員は左の如くである。

半隊令官　箭田野新右衛門
補　官　小貫治左衛門
左嚮導　川上源三郎
半隊左嚮導　小室内匠
同　右嚮導　大森又左衛門
傳令吏加勢　吉澤助左衛門

（川上公私錄）

十二月三日　南部藩主警護隊は江戸に着し、芝の金知院に行つて南部藩主を太政官參謀に渡し、後本藩人は下谷の藩邸に至つて宿した（鈴木記錄）

同九日　横手人は午前五時歸郷の途に上つた。（同上）

明治二年一月十八日　盛岡出張の横手人本日歸郷した。（伊藤出陣記）

かくて横手給人の公的任務は全部終へたれど、この戰爭から受けた損害の私的困苦の征服はいつ終へるだらうか。その損害は内町も外町も共に被つたが、内町の被害は到底外町の損害と同日にして語るべきで無かつた。兵火に禍されたのは左の如くであつたといふ。

八月十一日燒失覺

一　御本丸二ノ丸不殘御燒失。但し二の丸の表御門殘る。御兵具藏不殘燒失。御番處は上下馬、下下馬兩所共殘る。

一　上根岸少々燒殘る。下根岸西側不燒、東側只一軒殘る。羽黑三丁の内、下丁の菊地味右衛門殿家一軒殘りて其他不殘。下嶋崎並に御足輕町不殘燒る。新町三軒殘る。御免町西側殘る。組内一軒も不殘。桃雲寺町不殘寺共に燒る。野御扶持町二軒殘る。蛇ノ崎より春光寺まで殘る。下丁二軒殘る。裏町通り處々殘る。天仙寺町處々殘る。新町二丁共不燒。高屋與御足輕町不燒。山縣與町不殘燒る。下夕町不燒。龍昌院燒る。戸村家の家中町不燒。外町は四日町中東側十軒計燒る。

但し右之内十一日後、追々燒候處も有之候。（今野茂助出兵記錄）

人心の動搖を防がんが爲に、人目に立つ大行李は、他に運び出すことを禁じられたれば、避難の人々も唯貴重と思ふ物重要と思ふ品のみを、人目に立たぬやうに、僅に携帶するに過ぎなかつた。出陣と避難とで空屋となつた家は多かつたから、町中或は近村の惡徒等、自由自在に押し入つて、手當り次第に盜み去り、甚しきは飯米、味噌等までも持ち去つた。その損害知るべしである。兵火また盜難の爲に、またと得難い貴重品、重要書類等の失せたのも數知れずあるは、實に惜しむべきことである。多年勤儉力行して建てた家も燒かれ、求めた品も盜まれ、戰爭鎭定の後家に歸つても、入るに家なく、着るに衣なく、食ふに米なく、飢と寒さとに泣くその慘狀、實に悽絶愴絶だつた。士家ではこの慘害征服のために、朝は鷄より先に起き夜は月に後れて伏し、涙ながらにこの後一層内職に勤勉を續けたのである。

引書本略名對照表

略名	著名
日本	
誌	太政官日誌

戰記	戊辰秋田藩戰記（舊名、討賊始末）	狩野德藏
出羽戰記	秋田戊辰戰記	同
史談	勤王史談	後藤宙外
沿革史	秋田沿革史大成	橋本宗彥
發達史	新編北羽發達史	秋田縣教育會
戊辰史	仙臺戊辰史	藤原相之助
新庄戰史	新庄藩戊辰戰史	常葉金太郎
庄內戰爭錄	戊辰庄內戰爭錄	和田東藏
勤王概略	砲術所有志者 戊辰勤王概略	畑江道弘
戊辰之形勢	奥羽戊辰之形勢	大久保鐵作
本庄聞見誌	本莊隊出兵聞見誌	園部道庵
佐川日記	御軍事日記	佐川藏人（祐吉）
見聞錄	蛇足見聞錄	青柳爲助
青柳手控	慶應四戊辰年諸賊亂入戰場事蹟手控	同
防戰手續書	御籠城御防戰手續書	同
妹尾記錄	庄內御征討出張記錄	妹尾五郎兵衛
川上公私錄	盛岡詰合 公私錄	川上勝知
湯口記錄	莊內征討出陣日記錄	湯口萬治

高垣記	庄內征討記	高垣傳治
吉澤日記	戊辰戰爭日記	吉澤助左衛門
私記	秋田藩戊辰私記	荒川秀種
小味淵日記	庄內御征討ニ付出陣日記	小味淵政泰
片野日誌	戊辰戰役日誌	片野磐村（治兵衛）
鈴木記錄	軍事記錄	鈴木半藏
大部記錄	庄內御征討御軍事記錄	大部通照
石川日記	羽州庄內征討日記	石川屯（藏人）
八代略記	横手籠城前後略記	八代隆太
椎名日記	軍事日記	椎名雄之進
伊藤出陣記	戊辰出陣記	伊藤源之助
掛札日誌	戊辰役日誌	掛札半之丞
今野記錄	出兵記錄	今野茂助
出兵手續	出兵手續書	大森恭助

城代總覽

筆は進んで今や德川時代の末期に達したから、初代より最後までの城代を列擧して、ふりかへつて一瞥を與ふるの便に供する。但し二三疑問の存するあつて、明確を缺くのがあるが、今までの調査では之をその中に加へる程の自信がない。

故に姑く省くこととした。敢て獨斷の暴勇を逞しうしたのではない。

城代一覽表

代	姓名	就職年月	死歿年月	年齢	摘要
一	伊達盛重	慶長七年九月十七日	元和元年七月十五日		三河守
二	須田盛秀	慶長八年四月	寛永二年八月晦日	九六	美濃守、初副城代
	向宣政	慶長七年十月	元和四年四月廿五日		右近、搦手城代
	同政次	同八年十二月	元和五年三月十一日		清兵衛、搦手城代
三	須田盛久	（寛永二年九月）	寛文七年正月五日	八二	伯耆守、初名玉生八兵衛
四	同盛品	（寛永十年）	元祿十三年三月十九日	六六	主膳
五	戸村義連	寛文十二年七月二十日	元祿十五年十月廿四日	六五	代々稱十太夫
六	同義輔	元祿十三年二月十七日	享保十二年七月朔日	五八	
七	同義見	享保四年正月十五日	延享元年七月廿三日	四八	
八	同義孚	延享元年九月十一日	寶暦九年八月十日	四一	
九	同義敬	寶暦九年九月十四日	文政二年八月十日	七五	
一〇	同義通	享和元年十月九日	安政元年六月廿九日	八七	
一一	同義効	文政十一年三月	明治十三年六月十九日	六三	
一二	同義得	明治元年八月三日	明治卅九年三月廿六日	五八	初名大學

注意一　須田盛秀を初代城代と記した記錄もあれど、彼は慶長八年に角館から當地に移つたことは確なればそれは取らぬ。

注意二　享保郡邑記に、「伊達三河及子左門諸司代たりしが、左門罪ありて沒收せられ、寛永元年五月須田美濃を横手諸司代に命ぜらる」と見えたれど、左門の城代たること確實性に乏しい。而して元和中城代の事務は全く須田美濃之を執り、ことに同八年の大嚴宗事件處置の當面者は、全く美濃だつた事は明なれば、彼の正城代となつた時期は不明なれど、寛永以前に正城代であつたことは確である。

注意三　須田家の菩提寺天仙寺の記錄に、美濃の子大内藏を横手城代と記してあれど、確實なる證左を得ざれば、今は城代の數に入れぬ。

注意四　羽陰史略に、「正純父子五月朔日大澤ニ入、同二日横手ニ到ル。須田美濃盛秀、同八兵衛ニ命ジテコレヲ守シム」と見えたれば、この寛永元年は美濃尙城代であるやうだ。しかし美濃老年ゆゑ實際は盛久夙くから城代の事務を執つて居たらうから、之にも盛久を加へたのであらう。とにかくに翌二年八月死去するまで美濃城代の職に在り、死後盛久之を襲いだものと思はれる。又月日は不明なれど盛久寛永十年に家老職に轉じたれば、盛品直にその後を襲いだに相違なからう。依つて兩人の就職時期は不明なれど、事情を考へて參考の爲表に推定の時期を掲げた。

社堂

神明宮　祭日七月二十一日、祠官高橋筑後正

この御社はもと今の境内の後の岡に齊き祀られてあつたのである。古い棟札の寫といふを見るに、横手鎭守奉修造神明宮一宇、享保元丙申曆、七月吉曜日と記してあれば、鎭座の始はその以前であらう。いつ山崎の現社地に遷られ

たのであらうか明でない。御社の記錄を按ずるに、安永五年に造替と記してあれど、舊社の改築にや、現社地の御社の改築にや、是亦明でない。そはとまれかくまれ、その祭典の時は神輿の巡幸もあり、種々の飾物等あつて最も賑である。現境内の一部に、昔は今の本堂村の明專寺も建つて在つたし、後には横手町の役所もあつたといふ。

愛宕社　祭日四月廿四日、別當大寶院

この社は古神明社の東岡に在る。昔横手佐渡守が尊崇されたので、愛宕山に建たせられて、横手町全部の守護神であつたが、いつか今の處に移られて、舊址には名を山に遺されるのみである。（雪の出羽路）

上宮太子　祭日四月六日、祠官高橋筑後正

社は古神明社の境内にある。この祭に就いて雪の出羽路に、左の如き記事がある。

此神社は前郷村の松原山にあり。由來は中古のころ横手に野尻庄兵衛といふ番匠ありき。ある日木伐らんと林に入り、烟のためとて枯葉なんどかい集めて、長沼とて名ある所にいたれば、土の内より光氣立のぼりぬ。野尻あやしみ近づきてみれば、聖德太子の木像あり。こはいかゞして此所にはおはします事か、誰が捨て奉るものかと、いそぎ土をはらひ菅笠の内にするまつりて己が家に歸りて、ふしたる夜の夢に、我をまつらば吾守り幸なさむと正しく見え給へば、あな尊しとて明る旦神酒する奉りて、かゝる汚穢なる處に安置まつらむ事の恐ければ、前郷村の神明宮のかたはらに、まづ頓宮を營もて、みやどころの内にかりにいづきまつり、神事を行ひ奉らまく思ふほどに、其頃横手の大町の下隅に富岡道榮（隱居なり）とて福者ありて、此富岡道榮上宮太子の神輿を寄附奉りて、貞享元年甲子の夏四月六日祭禮の式創りぬ。かくて後權宮を改めて造營なして、貞享二年乙丑の四月十四日官に願奉りて、開花山觀音寺の僧侶弘都法印を導師として、遷宮の矩式成りね。しかして後此祭禮としゞ〳〵にいやまし年々に募りて、終に大祭と成れり。四月五日には山崎といふ處の行宮に在りて、齋夜神事の式ありて夜一夜を人群る。同六日は鍛冶町より御遷幸ありて、四日町大町をわたり奉りて後、また始の鐵工町より前郷に遷幸、駕輿丁、けいご、練少童、おもひ〳〵に花をかざり、彩館車なんどおのも〳〵こゝを晴れとはれきぬよそひ立、近郡の人どももさはにうち群れ賑はふ事またぐひなし。仙北にかゝる大祭は外にはあらじかし。久保田の大祭には及べうもあらねど、能代祭にもをさ〳〵劣るまじきか。富岡氏が寄附の神輿も年經てこはれしかば、なほ善盡し美盡して、磨きたてゝ皇都より來ければ、神もうれしとみそなはすらむ。いにしへより此郷繁榮地とはなれりといふ。祠官高橋筑後正が仕へ奉るなり。

いつ變つたであらうか、後には神輿の遷幸もたえ、祭の賑しいこともあらずなり、社も昔の如く大きくなくなつた。

天神社　祭日六月廿五日、別當常明院

社は山崎にある。文化元年庚申社の末社に齋き祀るといふ。（雪の出羽路）緣起は小瀨伊實の選んだ山崎天神堂緣起に詳なれば、之を左に掲げる。

本邦之於文藝也、始於吉備氏、盛於菅公。菅公宇多帝之師也。自幼聰敏善文藝、特善書、本邦稱三家菅公居其一。是以後世學書者、莫不尊奉菅公。先人少好書、師事大山不尤翁、日就月將、遂習熟以成一家。從遊者亦不知其幾百千人。至帝京、東都之人亦有乞書者。先人舊家衡城。衡城中外士農工商及僧侶、從學者不爲不多。享和三年癸亥四月、門人某謂先人曰、先生善書世莫不知者。亦尊奉菅公之所致也。庶幾立其祠祭之。先人許之。於是與門人輩相謀戮力。先乞菅公神像于帝京、乞祠地于常明道人。其地縱二十步横十步。立祠于其東、門在于其西。世傳菅公愛梅與松。故栽二木於祠前、冀神樂。之經營既畢、衡城大夫源義敬聞之、具燈籠一對于階下。其子源義通亦揭天滿宮額於其祠前。金剛山之字乃先人之書也。其他門人輩揭額之多不遑枚擧也。祠成記先人姓名于棟符、稱曰大檀那。及門人謀經營者亦各記姓名。其一曰大和屋某、其二曰小坂某、其三曰平田某。其後文化庚午余爲明德館詰役、甲戌陞爲準教授。明年春余歸省父母、日見其老、憂長離膝下定省之闕。明年乙亥亦有官命遷府下。於是其秋從父母携妻子、徙家于府下。於是先

人託其所經營菅公祠於箭田野行靜、代掌其祭事。行靜亦先人門人也。學其門者亦多。蓋文化二年乙丑六月二十有五日始行祭儀。後遂以爲常。衡城門人歳結社、醵錢修治祠堂。常明道人世守其祠。乃所謂別當也。今茲天保辛丑門人輩立先人追福碑于其祠。囑碑文于監事黒澤氏。碑文既成刻石。於是余不文雖不足長傳其事、作之記、以叙菅公祠之所緣起云。

天保十有二年辛丑六月有五日明德館準監事　小瀨源伊實謹撰

大明神社　祭日九月十八日、齋主伊藤某

この社は山崎に在る。雪の出羽路に左の如く記してある。

なかむかし稲荷社とあやまりて、稲荷大明神の棟札を書納めまつりし事あり。此社は春日四社の大明神にして、武雷命齋主命、天津兒屋根命、姫大神也。此處の祭日は九月十八日、齋主最上家の浪人伊藤某、その後伊藤勘右衞門として家系譜もありしが、火災にうせきといふ。

庚申社　祭日四月十六日、別當常明院

社は山崎の招魂社の境内に在る。古い社のよしにて、正德年中の社改の時に、既に古社と記してあるといふ。

馬頭觀音　祭日四月十七日、別當常明院

この社は山崎に在る。而してその由來は馬頭薩陀之緣起に委しければ、それを左に掲げる。

原るに夫れ金剛山馬頭觀音の草創は、故仙北城戸の觀音と稱して、清原眞人賴遠（從五位上伊豆守清原吉柯五代之孫眞人光賴の嗣子なり）一宇を城（父祖の代より出羽仙北に住す賴遠に到り大鳥山に居す故に大鳥山太郎と號す城は則大鳥山をさす）南に剏む。（今は横山と云古は城戸なり）洛陽の人雲慶が沈を以て作れる馬頭薩陀を安置して、以て天下泰平の祈願たらしむ。（鳥羽院の御宇永久中か永久元癸巳年より文化十三年丙子迄凡七百餘年）祭儀相襲と雖ども世衰道微にして、動もすれば賊徒迭に起る。元弘建武近くに奥羽の亂に至り、英雄蜂の如く起り、兵刃不勝休。故に清家諸邦に離散して祭事絶せり。星霜幾の後從五位下朝散大夫仙北刺史小野寺玄蕃藤原景道（横手城主）、其衰廢を嗟嘆して、荆棘を拂て地を卜し、祠を金剛山に遷す。于時

後土御門院の御宇文明十二庚子年也（文化十三丙子迄三百八十八年）。法儀故事の如く連々す。慶長五年庚子年景道の嫡孫遠江守義道、罪有て石州へ謫せらる。仙北を亡收の時兵火に因て炎上、本尊及累代の緣起等に至る迄燒亡して咸く滅絶し畢ぬ。嘗て寛政十二庚申年最上家の廢臣遁世をなし、大乘妙典を執行して普く六十餘州を遍歴して此土に到り、縣令の廳に來り、吏小松屋茂兵衞、大塚與吉（于時庄屋）等に告て云、此は是故最上湯殿山の別當本道寺に安置する觀音なり。由緣ありて今所持して信心をなす。仙北は所謂靈場の舊跡多しと聞けり。冀は地を選して是を崇め、而して誠心怠る事勿んば必陽報あらんと、鑄佛一體を授く。則許諾して假に以て正光眞院に遷して馬頭觀音と崇め、驛の隍神（うふすな）となす。就中丹誠を抽る者五十有餘員、大沼三郎兵衞、中村文四郎、木村半兵衞、平澤五左衞門、南部屋三平、木村作太郎、高橋五助、小村五兵衞等冠たり。講結び寄に依る事年積て、漸くにして事既に成る。是故に其舊跡を再興して一宇を開んと欲れども、中絶久くして營む事能はず。金剛山に往昔景道が建る處の馬頭の石像に據りて、（石像今存す）公訴するの處恩免を蒙り成る（于時庄屋最上屋興吉、尾張屋忠兵衞）。茲に因り金剛山の峯中に地を卜して、祠を造營して直に修行者より受る處の觀音を請して倩見るに、頭に九龍飛鳳のもとゞりを結び、身に縷絹の羅を纏ひ、籃田の玉帶長裙を曳き、顔は蓮かくの如にして天然の眉目雲環を映かし、自在の規模全躰を正うす。素より馬頭に非れば（正光院に存す）。衆人商議して古を考へ例を搜り、故雲慶が作るに模して禪僧東林（雲州の人）に憑る。一刀三禮して敬て七寸の馬頭弘誓薩陀を作り、形三面八臂にして三寶八印を表し、阿吽合して禮盤に結跏趺座せり。其莊嚴赫々としければ、願主歡喜して尊敬赤心を凝らし、文化十癸酉年閏十一月朔旦終に造營成て、遷座開眼大法式を營

む。導師山主金剛嶺住第六世常明院、永傳法院、金胎之法を修して萬慶全く鎭座せしむ。以て國家安穩驛役萬全を祈願と成す。四月十七日を以祭日の定例とす。聊か廢る事勿れ。嗚呼城戸觀音滅絕して既に幾く星霜移重り、今新たに剏むと雖ども、舊を革め絕たるを嗣ぎ廢れたるを興して、再び成るは是所謂古祠なり。時哉。斯事の成れる單へに願主の信力に因て也。神通に勘合して陽報子孫に到らん。故城戸觀音草創より因て是を考へ、敬て載記す。時文化丙子夏四月丙寅

定　例

一　祭日四月中七日

一　今般驛場の鎭守と崇む後來諸事驛處に於て取擔ひ却て諸雜費共に取扱ふの事大塚與吉尾張屋忠兵衞庄屋勤中役處にて申渡さる因て是に記す。

願主　木村半兵衞、平澤五左衞門、中村文四郎、南部屋三平、小林五兵衞、木村作太郎、高橋五助、大沼三郎兵衞外に五拾餘人、別當金剛山常明院、永傳法院。

阿彌陀堂　祭日四月十五日、別當喜寶院

古地圖を見れば、鍛冶町の今の金毘羅神社の地點に、阿彌陀堂と記してあれど、今はない。

白旗明神　祭日八月朔日、齋主猿橋彌左衞門

大に衆人の尊信を集められて居る御神にして、前郷町に齋き祀られる。雪の出羽路に此の御神のことを詳に記しあれば、左に轉錄する。

日本武尊を齋るとも、八幡御神を祭るとも、また田村將軍を祭るとも、そは其所々に祭る神靈ことにして、神躰さだかならず。備前國に白旗の城あり。是も白旗神鎭座る。素旆、素幡なども書たり。倭訓栞に兼實公の記にも藏人行綱が云々、當家先祖より白綾無紋の旗を用來れりと見えたり。新編纂圖には其家の祖、貞純親王に大將軍の宣旨ありて、月華門混白の幡を賜りしより事起れり云々と見えたり。また白幡は鼻祖を尊て齋るよしも見えたり。さもあるべき事か。齋主は猿橋彌左衞門也。猿橋の上祖は小野寺家の物頭の家たり。永慶軍記に、和賀山北藤倉合戰のくだりに猿橋彌八と出たり。そは猿橋彌左衞門が祖也。上祖より齋奉る御神也と知られたり。

大町の稻荷社　祭日四月十七日、齋主大町諸家

今も大町の人どもは大に崇敬して、齋き祭つて居る。故に祭典の時は頗る賑である。

愛染明王堂　祭日四月廿六日、別當自性院

稻荷社　祭日七月十九日、別當華嚴院

社は柳町御休の地にある。雪の出羽路にこの社に關する委しい記事が見えるから、左に抄記する。

慶長七年御遷封のとき、常陸國稻荷明神當君を守護し奉りて此地に至り給ふよし。そのとき權宮を作り其頓宮うつし奉り、しかして後に、南北五丈五寸、東西十八間の社地に、宮殿二間に三間に御建立ありて、華嚴院秀利法院代、元和元年七月十九日御遷宮あり。大檀那當國城主　源義隆公、施主須田美濃守、伊達三河守、茂木筑後、向清兵衞、小瀨縫殿之助、赤坂源太郎、宇留野源兵衞、大塚權之助、眞崎兵庫、御紋附の御燈籠その外御寄附の御神器も多かりしが、元祿年中上京の時、稻荷の御神影、御紋附の御神燈並に御寄附の神器品々、當郷の大乘院に憑み上りたる留主、回祿にて殘りなく燒失と、大乘院恐れ入て物語りぬ。天災とは申ながら、前非を悔いて語り傳へたり。さりながら七月十九日御祭禮は怠らず、今に相つとめ申すなり。

牛頭天王　祭日六月十五日、別當大乘院

この神を今は八坂神社として齋き祭り、社は寺町上丁に在る。雪の出羽路にかゝる記事がある。

境内の土藏の内に齋奉る。元三日より神供を獻り、同二十七日に至るまで祈念。五節ともに同じ。本祭禮は六月十

四日、十五日。献供如恒例、また諸願報祭の人等胡瓜を奉る事横山のごとし。參詣群集おして知るべし。

この神に就いてかやうな話が傳つてある。四日町の齋藤萬藏氏の家は代々襲名するならはしである。嘉永の頃の萬藏卽ち齋藤家の主人は、湯治の爲に庄内に行きける時、雷雨に遇つて鶴岡に宿ることゝし、宿屋々々をたづねしも生憎都合惡しくて宿しかね、町はづれのとある茶店に憩うた。然るにそこの番頭が客と語りあつてゐるのをふと聞くに、この頃館林の質屋に珍しい事がある。先日ある御神體を質に取つたが、不思議なことには、それより毎夜毎夜その神は、「大乘院さ行く、大乘院さ行くとつぶやかれる。それを傳へ聞いて參詣人日々群集する」といふ。珍しいことゝは思へども心にも止めずそこを立ち出でたが、歸鄉の後大乘院に行つてこの事を語るに、「實は人に隱して居たが、こゝの本尊はいつか盜まれてあらず。密に折角所々方々をさがせども今に知れぬ」といふ。「さらばその神はこゝの本尊に相違なからん」とて、齋藤の主人は早速館林に行つて質屋に交渉するに、每夜々々氣味惡く感じ居ることゝて、快く承諾して代金もいらぬといふ。されど相當の代金を置いて自ら背負うて歸つたが、果して本尊だつたといふ。不思議なこともあつたものかな。（齋藤萬藏氏談）

蛭子社　祭日五月廿日、神官高木多膳

この社は七軒町に在る。いと古き社なる由なれど記錄なくして知り難い。嘉永の頃神輿購求のことなど古記錄に見えるけれども、今はその備附がない。しかし新しい社殿はおごそかに建つてある。

藥師如來堂　祭日四月八日、別當東覺院

蛇ノ崎淵の上、觀音寺の東の高地、卽ち今の鐘樓のある地に在つた。寺院修驗社人屋鋪間數取調帳に、

一　藥師堂社地六間八間
　　堂三間五間萱葺
　　別當眞言宗　東　覺　院
　　末社十王堂五尺六尺板葺稻荷堂いかつち堂貳尺四面右同斷
　　但西ハ御堀より觀音寺屋敷切東ハ小道切北は別當屋敷

と見えるけれど、今は存してあるものはない。

聖天社　祭日六月十八日、別當實相院

この社は馬場崎に在つて、俗に「アンツコガミサン」といふ。アンツコは卽ち杏子のことである。この祭日には季節物の杏子を供へて祭つた故に、このやうにいうたのであらうか。實相院廢寺となつてからは、觀音寺で之を祭るといふ、ゐて建築したものだといふ。

大鳥居山社　祭日四月廿三日、別當日光院

この御社は櫻川の淵から出現された、石佛の勢至菩薩であるといふ。また社殿は、多く小野寺氏舊城の古材木を用

千手觀音　祭日四月十七日、別當無量壽院

この菩薩は、昔は澤の無量壽院に安置したのであつたが、今は無量壽院の傍の山に齋き祀る。秋田三十三觀音の第四番なれば（秋田六郡三十三觀音巡禮記に左の如く記載されてある。

第四番　平鹿郡横手無量壽寺千手院

中頃より寺號あり。卜部致尙長久年中是を建立す。千手觀音、大佛師定長の作、鎭守毘沙門天、毘首羯摩の作也。

歌に　夏山の梢にせみのから衣
　　澤の御寺の御法なるかも

又雪の出羽路に、「千手觀音祭日は四月十六日、十七日なり。御城代より御目附役兩人、御足輕兩人、警固たり。また對の御燈籠御奉納あり。また正月より十二月まで、月々國家安全御武運長久の祈禱あるなりと見える。

寺院

正平寺

大義山正平寺は曹洞宗にして田中町にある。その縁起由來等雪の出羽路に詳記してあるから、左に之を抄錄する。

夫藤原朝臣小館三郎正衡、草二創明永山大義寺一、(奥州中尊寺末天台宗也)星霜幾深。考二古遺一當刹根元雖レ述二斯本記一、嘗原レ事之不レ亟。客歳使二或人寫一武則清衡系圖一、略擧二由緒一曰、清原朝臣眞人武則、(出羽平鹿郡増田住人、古城今之眞人山也)追二伐陸奥亂一依二軍功一。康平卯六年任二鎭守府將軍出羽官領一。而眞衡(武則孫、武貞子)微弱而未レ堪二兵革一。家衡(是武則子、分地人)任レ意作レ暴。當二此時一鎭守府將軍源朝臣八幡太郎義家卿、承レ詔征レ之。藤原朝臣御館權太郎清衡、(武則養子。實父亘理權太夫長子而秀衡祖也)亦屬二義家一、攻二于金澤城一、力戰三年伐レ賊滅焉。寛治未五年、振旅上洛。而於二朝廷一、賞二清衡一、奥羽兩國之任二鎭守府將軍一。奥州邑二御館一。正衡(清衡三男)出羽邑二横手一(今關根村古城跡是也)。三郡大守賢室子孫、及二文治酉五年一奥羽九族亡(秀衡逝去、義經伐亡。故鎌倉將軍朝頼下向奥羽御退治。高館落城未二城亡一)、遂成二烏有之跡一矣。(文治五年奥州亂後、押二領當所一有二横手佐渡守云者一。其後小野寺氏打破、一族亡此時也)開祖宗篤禪曾春參秋旅、當邦關根之宿二埜片畝里一。梵僧呼二宗篤師一、應諾。歳月待レ汝久。東方燈明出時尋レ吾來。漸住忽而寤二靈夢一。早晨巡二山林幽谷一、終日止迷レ路攸、空睿降二天燈一。近走輝二大木上一。夜明有二杉下小精舍一。未レ審下三彈指作二圓相一、則無二人前告導乎一。唯今在二救世觀世音尊像一。恭敬禮讃寓居。聞說、大義寺正平立地道場之廢礎也。(明永野有二屋古大義寺大伽藍一。而門末三十六坊有傳云)於レ此藤原朝臣小野寺中務泰道、狩日相二見宗篤一。公云和尚從二何處一來。師云吾自來。公云地獄極樂如何。師以二如意一打二公肩一。公嗔欲レ拔レ刀、師云其地獄。公云何和尚大笑。師云其極樂。公感謝招レ師慧檀信。公卜レ日指二城南地一、(當山開基公自二沼館一移二平城一居住。家中大御堂三左衞門屋敷成二田地一。大御堂字所是也。其後小野寺景道令二横手御城造一、作二居城一造二營伽藍一、敎二請レ師晋山開堂演レ法、奉下遷二彼大悲薩埵一鎭座上爲二本尊一。偈曰、救世大悲窮、去來示二圓通一。除レ邪歸レ正國、王令德陪レ風。奉レ祝下延二大檀君福壽一無量上。誠不可思議、而覓二因緣一。是故改二號大義山正平禪寺一。(聞傳世取二口碑一、移二正衡廟當山鎭守正衡大明神)其費給二二百斛一。雖レ然故遠江守義道、(江州關ヶ原戰不二出陣一)慶長子五年、除レ國流二刑于石州一。自二左京一、贈二賜手書金若干一。且先君神祇祠堂嚴然至レ今。昔應レ變隨レ時有二快手一(當時中興)扶二起當門傾頽一。伏冀補二復舊製一。予亦拮二據素鑑一注二附之一。如二其訛一、以俟二來哲一云々。慶安三寅林鐘日。正平現住秀存撰レ之。

小野寺御傳記並當山歴世傳記

小野寺中務大夫泰道公、雄勝郡稻庭城主、從二沼館一亦移二住横手平城一。長祿年中建二立正平寺一。開基公逝葬二正平寺一。法號幽山道源大禪定門(小野寺泰道公)、文龜元年辛酉三月二日。

小野寺中書植道公、泰道嫡男。上洛於二八幡郷一逝去、葬二于神應寺一。法號德濟秀公大禪定門(小野寺植道公)、天文十九年庚戌九月十三日。

小野寺善治郎晴道公、泰道公次男。天文年中、植道公上洛、以二善治郎一爲二城代一、山崎隱居。跡有レ庵。天仙寺六世閑居世俗言傳。今春光寺是也。智應常鑑大禪定門(同氏晴道)、永祿五年壬戌二月二十一日。

小野寺中宮亮輝道公、植道嫡男。有レ故誕二生于八幡郷一。成長後將軍義輝公奉仕。公御諱賜二輝一字一。永祿年中入部、從二晴道一請二取所領一。大寶寺出羽守義氏、直書有レ之。法號天嚴道性大禪定門(同氏輝道)、天正元年癸酉七月六日。

小野寺四郎丸景道公、輝道四男。今造二于龍崎城一。法號孝高道英大禪定門(同氏景道)、慶長二年丁酉四月二十日。

小野寺遠江守義道公。景道嫡男。背二公命一配二流于石見國一。法號江山見性大禪定門(同氏義道)、正保二年乙酉十一月廿二日。(眞澄按、子義道幼名孫太郎遠江守、慶長五年關ヶ原合戰の時、上杉景勝逆意に組する罪故、同年流人云々。小野寺正

系譜に見えたり）

右小野寺系圖有レ之、先慶安年中、當時類燒して、過去帳燒失して小野寺家女儀法號年月不相知云々と見ゆ。

（以上括弧内の文字は、本文二行に書いたのである）

累　代

開祖敬嚴宗篤禪師　永正二年乙酉五月十六日遷化○二世璨月英策和尚　大永七年丁亥四月十八日化○三世賀翁文覺和尚　天文二十年辛亥六月三日化○四世智山永達和尚　元龜三年壬申五月五日化○五世耕田快孫和尚　元和三年丁巳七月五日化○六世　德雄良積和尚　寛永二十年癸未十一月十一日化○七世鐵心快牛和尚　延寶七年正月二日化。此代當山扶起傾頽稱中興○八世骨外秀存和尚　承應三年甲午八月廿五日化。（此代類燒古書寶物燒失）○九世來屋察傳和尚　元祿十五年癸午五月十六日化。此代藏經半備○十世一峰淳策和尚　元祿十二年己卯五月廿九日化十一世通外義融和尚　享保十二年己午五月廿九日化。此代諸堂燒失○十二世德恩來翁和尚　寛保二年壬戌十月廿七日化。此代藏經全部結備。鑄鐘○十三世卽應岱宗和尚　享保十八年癸丑三月十五日化○十四世溫秀靈恭和尚　元文四年己未三月廿四日化○十五世大仙癡乘和尚　寛延二年己巳二月十四日化。諸堂燒失庫裡建立○十六世微山括州和尚　明和二年乙酉五月晦日化。此代殿堂建立○十七世俊嶺微童和尚寛政元年己酉十一月廿五日化。此代輪藏新築○十八世靈嶽瑞苗和尚　寛政四年壬子正月廿八日化○有闕代○（これは正平寺記錄によつて、雪の出羽路なるを訂正したのである）○十九世法運海壽和尚　不詳○二十世萬梁天倫和尚　不詳○廿一世智德良準和尚　不詳○廿二世泰山悟宗和尚　不詳○廿三世竺安擊仙和尚　不詳○廿四世默音天牛　不詳○廿五世智準梁昌和尚　明治十九年九月廿二日寂○廿六世本覺智門　大正七年七月廿八日寂○廿七世俊覺智山和尚　昭和三年一月廿三日寂○廿八世善覺智法（昭和八年四月現住）（正平寺記錄）

龍昌院

瑠璃山龍昌院は、曹洞宗にして本町に在る。戸村義廣の開基にして永祿九年常州戸村に建立したので、常州大山龍谷院の末寺である。義國城南の追廻の地を賜うて寛文九年寺を建立したが、七世水鄰運長和尚の代貞享三年に回祿の災に罹つたから、明永に移した。突然の事とて假屋作であつたのを、八世靈覺即應和尚己が所有物を賣り、私財を傾けて莊嚴なる寺を建立したが、戊辰の兵火で燒失した。現在のは廿四喚山徹應大和尚の建立したのである。

累　代

開山無學宗藝大和尚　永正十七年五月朔日寂○二世大圭宗祝大和尚　年不明四月十八日寂○三世石臾宗泰大和尚　年不明七月十日寂○四世顏桂宗迦大和尚　年不明九月十一日寂○五世中興開祖圓鑑智芳大和尚　元祿五年十二月十日寂○六世道開解宗大和尚　延寶八年七月朔日寂○七世水鄰運長大和尚　享保六年閏七月廿日寂○八世靈覺即應大和尚　享保十六年極月十五日寂○九世廣宗大潤大和尚　享保九年正月廿五日寂○十世桂巖即芳大和尚　寶曆九年五月八日寂○十一世中巖不白大和尚　安永四年八月十一日寂○十二世笑顏瑞翁大和尚　安永六年七月五日寂○十三世智門寂通大和尚　天明三年七月四日寂○十四世觀性瑞光大和尚　寛政元年二月廿八日寂○十五世活水坦龍大和尚　文化八年三月十五日寂○十六世照山興宗大和尚　文政七年八月廿五日寂○十七世光山宗峰大和尚　文政五年十月廿四日寂○十八世國榮東傳大和尚　文政八年三月七日寂○十九世麒山祖麟大和尚　嘉永三年四月十九日寂○二十世活猊榮賢大和尚　明治元年二月十七日寂○廿一世無學祐堂大和尚　不詳○廿二世榮昌開山徹道智貫大和尚　明治廿四年十一月十一日寂○廿三世行伊亮諦大和尚　不詳○廿四世喚山徹應大和尚　大正十一年五月三十一日寂○廿五世機雋喆成大和尚　現存○廿六世法雲徹童　昭和八年四月現住（龍昌院記錄）

天仙寺

金剛山天仙寺は、岩代國須賀川町長祿寺の末寺で、曹洞宗月叟派である。享保十四年四月廿九日の火災で、記錄燒失して來歷を詳に知ることが出來ない。須田美濃守盛秀の嫡子、須賀川落城の時戰死したので、その菩提の爲に磐瀨郡和田に一寺を建立して、金剛院と稱したが、美濃守城代となつて當地に來たられた時、その寺をこの天仙寺町に移して、院號の金剛を山號とし、嫡子の法名天仙淸公の天仙を以て寺號としたのであるといふ。

累　代

開山護洲文守大和尙　須賀川長祿寺の七世である○二世中興明室充鑒大和尙　元和四年四月寂○三世骨巖格鯨大和尙　寛永十二年八月寂○四世物盤閑逸大和尙　寛永十九年正月十六日寂○五世一雄昕察大和尙　寛文元年十二月十八日寂○六世松巖義貞大和尙　貞享三年十一月廿二日寂○七世月峰剛量大和尙　元祿九年六月十四日寂○八世高巖改雲大和尙　寶永六年六月廿三日寂○九世懸室斷崖大和尙　元祿十五年十月十九日寂○十世山月田開大和尙　寶永六年十一月十七日寂○十一世雷州觀潛大和尙　正德二年四月十四日寂○十二世大孝宜鑑大和尙　元文二年六月廿三日寂○十三世靜巖慧默大和尙　寶曆四年七月十七日寂○十四世禪龍昌珠大和尙　不詳○十五世快翁祖苗大和尙　文政三年六月五日寂○十六世良屋泰純大和尙　文化九年四月廿八日寂○十七世洞水關峰大和尙　天保三年九月三日寂○十八世鳳山泰良大和尙　天保四年二月三十日寂○十九世良山泰音大和尙　明治十五年一月三十一日寂○二十世靑山運步大和尙　大正十三年十一月廿七日寂○廿一世慈觀吉靖大和尙　大正十三年十月廿二日寂○廿二世覺因元忠　昭和七年十一月廿四日寂○昭和八年四月無住　（天仙寺記錄）

春光寺

蟠龍山春光寺は天仙寺の門末にして、曹洞宗で天仙寺町に在る。その由來を雪の出羽路に左の如く記してある。

蟠龍山春光寺開祖は、小野寺宮內大輔時道（應安五年仙北杉宮建小荒神、康曆二年正月八日卒。道號道高）の男、玄蕃頭春光なり。至德三年矢島光時と戰ひ玉米（今云到米）郡をきりとり、其後薙髮して春光坊とて横手の山崎といふ所に閑居して、應永の十四年五月廿五日壽五十八歲にて卒。法號春光院殿と云へり。さりけれど此ゆゑよししれる人まれなり。かくて中頃春光庵を前鄕にうつしぬ。其時須田主膳殿久保田に移居しかば、菩提所天仙寺もともに寺うつしのことありて、天仙寺の檀越の諸士はじめ、おのも〳〵ところ〳〵におのが菩提寺を求む。又須賀川うつりの諸士は天仙寺の義貞和尙に語はく、かくちりちりに菩提寺を賴んよりは、岩瀨御前の御追善の一宇建立せんといへり。義貞和尙うべなる事から新寺一宇の建立事むつかしからむ。幸に前鄕村に春光庵あり。春光は小野寺氏にて、もとも系圖正しきこと世にしらるれば、此春光庵を法地佛刹となして一寺となさば、事もなかるべしといへり。此に於いて昌壽院殿を開祖といたし奉るは此春光寺なり。（昌壽院殿の事は前にあればこゝには省く）

累　代

開基昌壽院殿光圓正瑞大姉○祖物盤鑑逸和尙○二世一雄鑑察和尙○三世中興松岩義貞和尙○四世天曉義運和尙○五世滿月宜周和尙○六世大考宜鑑和尙○山世密七即門和尙○八世龍經泰門和尙○九世寶山吾朴和尙○十世宗圓藏鋒和尙○十一世秋山愚憧和尙○十二世後海文龍和尙○十三世活道觀堂和尙○十四世玄鉾萬崖和尙○十五世光崇峯和尙○十六世德壽雲峯和尙○十七世祖敎不傳和尙　（雪の出羽路）

○十八世觀山光普和尙　不明○十九世桐屋求鳳和尙　文久元年四月十八日寂○廿世祖海禪龍和尙　明治十四年九月三日寂○廿一世達山活道和尙　明治六年十月十六日寂○廿二世有國無禪和尙　明治廿三年二月廿四日寂○廿三世傑道賢良和尙　昭和七年八月五日寂○廿四世勝圓哲秀和尙　昭和六年九月九日寂○　昭和八年四月無住（春光寺記錄）

桃雲寺

傑作山桃雲寺は淨土宗にして山ノ手新町にあり、本山は下野國眞壁郡大澤山圓通寺である。この寺、向家が關東に在つた時、永祿に建立したのであつたが、佐竹家遷封の後横手に移つたのである。大檀那は法號、傑山淨英居士と桃雲道見庵主であるから、その兩人の法名を山號とし、また寺號としたのであるといふ。元和以前の住僧は不明だからその以後のゝを、雪の出羽路なるに、本寺の記錄を以て增訂を加へて左に記す。

累　代

開山會難院殿桃雲見道庵主　元和五年三月十一日寂　二〇世然蓮社法譽上人　元和十年正月二日化　〇三世厭蓮社良欣上人、欣譽岩石和尚　寶永六年三月廿四日化　〇四世心蓮社深譽上人　正保四年二月十日化　〇五世船蓮社良乘上人　某年月六日化　〇六世厭蓮社良緣上人　延寶五年二月十六日化　〇七世往蓮社良生上人　某年三月廿二日化　〇八世覺蓮社良法上人　元祿四年十二月廿六日化　〇九世光蓮社良融上人　正德三年十一月廿六日化　〇十世願蓮社良本上人　享保五年七月四日化　〇十一世近蓮社良緣上人、雷順和尚　久保田小松山本念寺に移轉　〇十二世遠蓮社良幽上人、順察和尚　久保田馬喰町仰信寺に移轉　〇十三世交蓮社良感上人　延享四年八月十一日化　〇十四世念蓮社良稱上人　寶曆二年三月廿九日化　〇十五世洗悅和尚　寶曆八年四月八日當地光明寺に移轉　〇十六世諦蓮社良觀上人　明和二年十月三十日化　〇十七世崇譽上人　天明元年十一月六日化　〇十八世光蓮社良明上人　文化九年十月十六日化　〇十九世得蓮社良福上人　文化七年七月廿九日化　〇二十世良誠上人存隆和尚　天保十二年七月九日化　〇二十一世良名上人運海　不明　〇二十二世良溫上人眞阿如觀恭譽性海　大正十年四月十七日化　〇二十三世哲譽賢阿海眞　昭和八年現住（桃雲寺記錄）

光明寺

護念山光明寺攝取院は淨土宗にして馬口勞町にあり、本寺は下野國芳賀郡、大澤山圓通寺である。應仁二年五月三日遷化した、順蓮社良和上人天阿月岡大和尚は開祖であるが、當時寺は小く庵室の如くであり、數十年後、光明寺と公稱したのであるといふ。數回の火災にて舊記を失うて、數代の間知る由がないので、中興開山源譽上人を初代として算へるとぞ。本寺は中古より本山目代職の資格ある寺で、明治以前までは雄平仙三郡淨土宗寺院の首座にて、淨土宗各寺を支配したのである。それ故に代々の住職は、三年に一回づゝ必ず本山に出役したといふ。されば祿高もあり、寺有財産も少からずあり、境内も馬口勞町全部で、寺の西北方にも數反歩の地を有したといふ。左の世代は雪の出羽路のゝを、寺の記錄によつて補訂したのであるから、見らるゝ人は左樣諒せられたい。

累　代

開祖順蓮社良和上人天阿月岡大和尚　應仁二年五月三日遷化　〇中興開山眞蓮社源譽上人　永祿二年三月十日遷化　〇二世仰蓮社信譽上人　天正十年八月十日化　〇三世玄蓮社空譽上人　文祿元年十月二十九日化　〇四世心蓮社良要上人　慶長二年三月二十九日化　〇五世然蓮社法譽上人　元和元年正月二日化（桃雲寺開山なり）　〇六世莊蓮社良嚴上人　寛永二年七月廿七日化　〇七世相蓮社傳譽上人　寛永十二年十月十三日化　〇八世稱蓮社良念上人　寛永十六年六月三日化　〇九世好蓮社良心上人慶安四年十月廿六日化　〇十世聲蓮社良笛上人　承應四年正月十六日化　〇十一世直蓮社良正上人（本山に轉ぜられしならんといふ）　〇十二世豪蓮社良閣上人　寛文四年三月廿六日化　〇十三世恩蓮社報譽上人　天和二年二月廿三日化　〇十四世佛蓮社良遣上人　寶永二年七月二十日化　〇十五世開蓮社良闡上人　寶永二年八月三日化　〇十六世滿蓮社良覺上人　延享二年九月廿一日化　〇十七世純蓮社良愚上人　享保十二年七月廿八日化　〇十八世德蓮社良槃上人　享保十九年四月十八日化　〇十

九世行蓮社良願上人岸超大和尚　延享元年五月廿八日化○二十世善蓮社良眞上人關中大和尚　寶暦八年正月廿三日化。(本町大森又右衞門の子にして博學多才中興の稱あり)○廿一世顯蓮社良赫上人　天明四年九月朔日化。(天明元年堂宇全部類燒せしが同四年九月一日まで全部再建を終へ同日示寂せりといふ)○廿二世大蓮社良乘上人洗岩大和尚　寛政九年八月朔日化○廿三世貫蓮社良綜上人洗靜大和尚　寛政十年七月廿一日化○廿四世滿蓮社良功上人秀任大和尚　文政十一年五月二十日化。(本山の命にて關東山谷宗泉寺より轉住したるにて廣學多聞尤も挿花茶湯の道に達しき今當地にて行はるゝ宗泉流の元祖なり)○廿五世專蓮社良蒙上人　文政九年八月廿九日化○廿六世廣蓮社良敎上人宣海大和尚　弘化元年八月廿四日化○廿七世猶蓮社良幻上人，實阿夢觀響譽法民大和尚　文政二年十月四日化○廿八世德蓮社良知上人，遠阿方觀十譽運海大和尚　明治廿四年舊七月九日化○廿九世法蓮社良溫上人，眞阿如觀恭譽性海大和尚　大正十年四月十七日化○三十世弘蓮社暉譽上人　良阿慈愍善海大和尚　昭和八年四月現住　(光明寺記錄)

九品寺

横竪山九品寺西光院は、本寺は下野國芳賀郡大澤山圓通寺にして淨土宗である。文安元年の創立といへども、萬延元年三月四日と明治十六年六月下旬の火災とで、古記錄大抵燒失して詳知することが出來ない。もと馬口勞町光明寺の北隣であつたが、明治三十四年九月六日、前郷劇ノ内なる現在の地に移轉した。初代加賀谷圓右衞門は、その時から獨力でそこに伽藍建築に着手し、同三十八年五月三十日落成した。從來西光院とのみ唱へたが、この時から院號の稱を止めて、九品寺とのみ稱することゝした。

累代

開祖順蓮社日同和尚　生國未詳、明應四年乙卯九月十六日示寂○二世本蓮社源譽上人　大永年中遷化○三世廓辨上人遷化年月未詳○四世了心上人　同上○五世西往上人　年號不詳六月十一日化○六世轉阿上人　某年九月二日化○七世卜阿上人　某年十月晦日化○八世衍蓮社玩譽上人　某年三月五日化○九世貞蓮社松譽上人　某年八月九日化○十世正蓮社覺譽上人　某年十二月廿日化○十一世十蓮社念譽上人　慶長六年七月十五日化○十二世德蓮社讃譽上人　慶長十四年六月九日化○十三世甘蓮社法譽上人　寛永元年十一月七日化○十四世大蓮社廣譽上人　寛永十五年八月廿日化○十五世法蓮社良本上人　萬治元年三月十九日化○十六世覺蓮社本譽上人　寛文八年四月十五日化○十七世閑蓮社良空上人　元祿十四年五月十五日化○十八世大蓮社良善上人　正德四年二月十四日化○十九世法蓮社萬譽上人　享保十四年五月十五日化○二十世念蓮社良現上人　享保三年正月十三日化○廿一世光蓮社良闡上人　延享四年九月十八日化○廿二世喚蓮社良遺上人　寛延元年十月十日化○廿三世當蓮社良心上人　六郷本覺寺に轉住○廿四世顯蓮社良赫上人　遷化年月日未詳○廿五世命蓮社良歸上人　明和二年九月十日化○廿六世聲蓮社良微上人　安永六年酉十二月二十五日入院時に年三十二歳四年住職安永九年子三月下旬西國修行に出づ○廿七世恢蓮社良廓和尚　(雪の出羽路)○(廿八世より四十六世まで記錄燒失の爲不詳)○四十七世好蓮社良照上人相阿明觀仰海大和尚　明治廿八年十月十五日化○四十八世身蓮社良無上人彌阿極觀邊譽量海大和尚　明治三十五年五月三十一日化○四十九世憲譽社淳譽上人聖阿達道諦寛大和尚　大正七年六月七日化○五十世諦量上人　昭和八年四月現住　(九品寺記錄)

淨光寺

羽場山淨光寺は大町の南端にある。西本願寺末にして、中本寺は仙北郡六郷町吉水山善證寺である。岩手縣羽場村から移つた故に羽場山と號するとぞ。明治二十七年八月二十五日の洪水で、伽藍、鐘樓等流れた時，古記錄全部失つたのは甚だ遺憾である。流失した鐘は百方搜索したれども發見しなかつたが、大正十年十一月廿五日、蛇ノ崎橋の西三十間許なる

旭川の北岸に近い砂礫の中から、偶然發見された。之は享保六年五月十一日鑄造されたのだといふ。

累　代

開基西念〇二世淨心〇三世了圓〇四世教誓〇五世教正〇六世教乘〇七世道順(慶長)〇八世玄正〇九世善正〇十世惠願〇十一世紹正　此代塔中常源寺建立〇十二世祖閑〇十三世永觀〇十四世祖丹　此代洪鐘鑄造〇十五世祖靈(天明年中火災に罹る)〇十六世托鳳　文化十二年二月十日化〇十七世祖苗　文化(政カ)七年十月六日化〇十八世有宗　(雪の出羽路)〇十九世(不明)〇二十世嚴城〇廿一世宗圓〇廿二世貫道　〇廿三世宗道　昭和八年四月現住　(淨光寺記錄)

圓淨寺

金洗山圓淨寺は寺町に在り、本山は東本願寺で、中山は陸中國盛岡の石森山本誓寺である。雪の出羽路に、「傳曰、天文年中證如上人より阿彌陀佛の眞影を賜り、安置して寺號を願成寺と賜る。其後北越の兩國に巡廻して數宇を建立、後に故ありて本國を出て當國に至る。其阿彌陀佛の畫像は、寺號佛と稱して今に安置し奉る」と見える。

本寺最初建立の遺址と稱するもの小吉山の北端にあり、その後に圓淨寺鳥屋と稱する小山もあれば、傳說のみにて確證がないが、寺傳の世代開祖の項に寺建立の記事がないから、その代に庵室など建てた址でなからうか。寺傳に曰ふ、二世願祐慶長十一年横手郷明永村に一宇建立すと。其地點は所謂寛文横手坤圖を見るに、龍昌院の墓地の北端の邊である。又曰ふ、八世了誓(享保十六年隱居)の代故あつて新町大鳥居山の麓に移ると。古坤圖を見るに、この境内は下町と古川町との境を流れる小川を跨いで、新町と新町下丁との後にある。又曰ふ、十世了空、寶曆八年寅六月廿四日、新町の大鳥居山から寺町に移ると。之は今の地點に移つたのをいふのである。寺號は六世專玄の代に、常如上人より圓淨寺と改め給はせられたといふ。

累　代

開祖良通　天正十九年卯五月二日遷化。俗姓不詳〇二世願祐　慶長十一年午七月八日化〇三世了西　慶長十五年戌七月五日化〇四世專了　寛永十年酉七月二十一日化〇五世祐玄　遷化年月不詳〇六世專玄　延寶八年二月十五日化〇七世了哲　元祿十四年五月二十九日化〇八世了哲　享保十六年隱居。寛保三年二月十二日化〇九世了秀　元文元年十月二日化〇十世了空　安永三年五月朔日化〇十一世了海　文化五年十一月二日化(雪の出羽路)〇十二世了廣　文政十年八月十六日化〇十三世了瑞　文久三年八月廿九日化〇十四世了傳　明治六年六月十一日化〇十五世義定　大正三年七月廿五日化〇十六世德映　大正三年十月廿八日化〇昭和八年四月無住　(圓淨寺記錄)

光專寺

寺町に在つて眞宗西派である。回祿の災に罹り記錄一切烏有に歸し、緣起等詳知すること不可能であるから、その記事を雪の出羽路より左に轉錄する。

西本願寺直末、關根山光專寺は、古關根邑に在りしを、延德四壬子年に横手に移したる寺なり。此寺の創は鼻祖親鸞聖人の直弟乘信房なり。乘信俗姓は淸和源氏の支流、將軍八幡太郎義家朝臣の末胤式部太夫源義道なり。平氏の亂をさけて常陸國に至りて霞が浦に閑居せり。その頃親鸞聖人同國稻田におはして、世俗に敎化し給ふをりから、かの佛刹にまうでて、式部太夫義道隨喜のあまり聖人の御弟子となれり。聖人、義道が法號を乘信と賜りぬ。乘信年をへて出羽國秋田に至り、平鹿郡關根村に來りて、光專寺とて天臺宗の僧坊の破壞れかゝりたる有しを再興して、淨土眞宗門の佛刹となして關根山光專寺といふ。此寺天臺の開祖よりは、いくばくの星霜ふりたらむかし。延德のむかし横手に遷りて東本願寺末流たりしが、當院十七世淨惠住職の時、天明八年申十月四日よりゆゑありて、西本願寺の末流となれり。

累　代

開祖乗信房生國遷化年月不詳○二世乗德　天文八年己亥三月化○三世弘明　天文十八年正月遷化○四世等向　天正元年三月化○五世德乗　文祿元年九月化○六世乗眞　寛文十二年二月遷化○七世乗圓　慶安二年五月遷化○八世乗將　享保六年七月化○九世乗榮　延寶七年六月遷化○十世乗專　元祿八年七月化○十一世明空　寛保三年七月化○自十二世至十七世間世代不詳○十八世淨惠　文化九年九月化(西派となる)○十九世大乗　享和三年八月化○二十世宗乗　天保三年十二月化○廿一世頓乗　天保三年化○廿二世教乗　明治十六年舊四月十三日化○廿三世了乗　大正四年六月廿五日化○廿四代　惠覺　昭和八年現住　(光專寺記錄)

西　誓　寺

梧鳳山西誓寺は東本願寺御門跡の直末で、寺町に在る。此寺もと加賀國に在つて、開基は高祖聖人の弟子西念房である。その國に今井兼平の後胤で今井兼知といふがあつた。應永十八年八月十九日の出生である。長祿元年八月十五日薙髪して八世蓮如上人の弟子となり、名を祐可と賜うてその寺の住職となつた。後上人祐可房を伴うて陸奥に下られた時、化導の爲とて祐可をのこし置かれた。祐可そこに月日を送ること三年、その後この平鹿郡上境村の梧の木屋敷に一寺を建立し、加賀より移して西誓寺というた。又梧の木屋敷に建立したとて、山號を梧鳳山と稱した。三世願入の代に、大永元年の春そこから寺町の今の所に移つたといふ。(本寺記錄)

累　代

開祖釋祐可房兼知　延德三年辛亥七月六日遷化○二祖釋善正　文安四年三月五日於加賀誕生。永正十三年丙子八月六日遷化○三世釋願入　天文三年甲午八月二十六日遷化○四世釋祐天　住職、遷化年月不詳○五世釋祐超　住職、遷化年月不詳○六世釋祐超　天和三年癸亥五月八日遷化○七世釋祐賢　正保三年丙戌八月二十六日化。此の代羽黒町足輕彦右衞門よりの出火に類燒して、寶物記錄を多く燒失せり○八世釋祐正　寛文三年癸卯某月日化○九世釋祐西　延寶七年己未六月二十七日化○十世釋祐廓　元錄十三年庚辰九月十二日化○十一世釋祐岸　享保三年正月十日化閑居號法滿院○十二世釋義空　寛延二年八月五日化○十三世釋義僊　寶曆二年五月十三日化。閑居號法音院○十四世釋兼隆　寛政五年九月二十日化。閑居號威德院○十五世釋兼靈　遷化年月不詳。閑居號教音院(雪の出羽路)○十六世釋兼了　嘉永元年五月十四日化○十七世釋祐了　明治三年正月十六日化○十八世釋祐兼　明治十四年十一月八日化○十九世秀觀　昭和八年四月現住(西誓寺記錄)

法　泉　寺

一雲山法泉寺は、東願寺の末寺にして一向宗で、柳町にある。陸奥國和賀郡の領主多田薩摩守義晴(眞澄云、薩摩守義晴は義忠の子にや、また義忠を謬りて義晴と書けるか)の次男義遠、剃髪して岩崎に一寺を建立した。是本寺の創である。和賀落城の後、一門の小原縫殿介吉實本郡増田に移往して居たのを、專勝尋ね來て東伊織の館に住居すること二三年、後横手に移りこの一雲山法泉寺を造營したといふ。然れどもその年月審でない。

累　代

開基釋行專　永正十七年八月十八日化○二世釋淨專　天文十一年七月四日化○三世釋正專　永祿十一年三月七日化○四世釋專勝　慶長十年三月廿日化○五世釋願誓　寛永十七年五月廿一日化○六世釋傳誓　明暦三年六月三日化○七世釋忍誓　延寶三年十月五日化○八世釋永傳　元祿六年八月二十日化○九世釋閑了　寶永元年七月七日化○十世釋正往　正德四年十二月二日化○十一世釋智門　享保二年十二月十四日化○十二世釋惠旭　明和二年十二月十七日化○十三世釋惠全　天明五

年六月十九日化〇十四世釋惠照　文化三年六月廿二日化〇十五世釋惠日　安政三年七月八日化〇十六世釋惠晃　明治二年十二月十六日化〇十七世釋寛盛　昭和二年三月十四日化〇昭和八年四月無住　（法泉寺記錄）

專性寺

古館山專性寺は本郷村に在り、西本願寺の末流にして、中本寺は仙北郡六郷町の善證寺である。天正年間の草創といへども明に知り難い。往年火災の時古記錄全部燒失したといふ。

累　代

開祖眞敎〇二世了圓〇三世了西〇四世了正〇五世善完〇六世順完〇七世完玄〇八世敎隨〇九世義空〇十世了伯〇十一世義圓〇十二世義正　寶曆十四年四月廿二日化〇十三世敎海　安永二年十二月三日化〇十四世決應　寛政二年二月二十日化。（雪の出羽路）十五世敎禪　文政十一年六月九日化〇十六世敎遵　明治十六年八月廿三日化〇十七世賢隆　明治二十年一月十六日化〇十八世敎眞　昭和八年四月現住　（專性寺記錄）

常德寺

大永山常德寺は本郷村に在り、西本願寺の末寺にして、中本寺は仙北郡六郷町の吉水山善證寺である。寛永中祐正の草創といへども、文政中類燒の時記錄燒失して、今は詳に知る由がない。

累　代

開基祐正　正月五日を忌日とすれども、遷化の年月明でない〇二世常正〇三世祐玄〇四世常祐〇五世祐保〇六世祐智〇七世祐岸〇八世祐了〇九世祐丹〇十世祐文〇十一世祐海　天明六年五月九日化〇十二世祐勸　文化元年三月二十三日化。（雪の出羽路）〇十三世了淳〇十四世不明〇十五世不明〇十六世淳了〇十七世淳正〇十八世依白　（昭和八年四月現住）

正法寺

佛眼山正法寺は日蓮宗にして寺町の南端にあり、京都廣布山本滿寺の末流である。寶曆十二年六月十二日と明治三十六年四月廿六日との火災にて、古記錄を燒失したといふ。

累　代

開祖正德院日意上人　萬治元年戊戌四月十三日遷化〇二世唯性院日相大德　元祿九年四月十七日遷化〇三世慈眼院日珠大德　貞享二年正月十七日化〇四世唯性院日相大德　江戸淺草妙音寺より再住元祿九年五月二十三日化〇五世一反院日如大德　正德元年七月廿四日化〇六世體了院日眞大德　寶永三年六月廿六日化〇七世寂住院日立大德　正德五年十一月二十五日化〇八世智境院日乘聖人　延享二年六月廿六日化〇九世智詮院日遙聖人　寶曆五年三月廿六日化〇十世妙光院日圓聖人　天明元年土崎湊法興寺に移轉文化十二年八月二日化〇十一世智應院日能聖人　文化九年九月十八日化（雪の出羽路）〇十二世貞善院日心　嘉永元年四月十九日化〇十三世貞誠院日善　萬延元年十月十六日化〇十四世眞解院日宣　慶應四年六月九日化〇十五世竟智院日定　明治二十二年九月十日化〇十六世養孝院日溫　明治三十三年四月一日化〇十七世養眞院日研　昭和八年四月現住　（正法寺記錄）

妙晴寺

光福山妙晴寺は日蓮宗にして、池上本門寺の末寺で平城に在る。元祿三年三月の創立で、もと千葉縣夷隅郡庄司村に在つたのを、明治二十三年六月廿七日横手町町尻に移したのであるが、翌廿四年七月六日現在の地にまた移つた。檀徒齋藤

萬藏、同三藏、同運藏等かねて境内に改築中の新寺、同廿七年十月五日落成したから之に移つた。

累　代

開山玄學坊　遷化年月不詳。當地に移轉までの世代も亦不詳○二世中興開山慈正院純明　昭和七年二月三日化○三世慈厚院日治他に轉じて現存○四世慈仁院日成　昭和八年四月現住　（妙晴寺記錄）

三井寺

旭岡山三井寺は、黄檗宗にして前郷町に在り、本寺は山城國宇治の黄檗山萬福寺で、中本寺は尾張國乾山の先聖寺である。本尊觀世音菩薩は、田村將軍が旭岡山に祀つたのは始りであるといへど確實でない。その始終は詳でないが、西が坂には遺跡今なほ存してある。その後二三回轉々して現在の地に移つたといふ。初は私に奥禪庵と稱したが、寶暦四年公許を得て旭岡山三井寺と稱することゝなつたのである。寛政四年三月廿五日と明治十一年八月十四日と、同三十九年春との火災にて、古記錄多く燒失してその詳を知ること能はざるは甚だ遺憾である。三井寺九代記錄に、

一　當山儀享保年中密老和尚の開闢御建立云々。

と見え、又當山古今來由年中行事記に、

一　嶋森六左衞門根元密老人江歸依之次第老人は最上寒川之產にて津輕江御通之砌嶋森方江御一宿同人願申上候は當村に有靈佛觀世音庵何卒尊前此地に止り給ひ、彼之靈佛を守護被成下度旨奉願に付應諾有之津輕江御越一と先づ寒川に歸鄕被遊候後再來夫より六左衞增々歸依不少云々。

と見えるけれども如何であらうか。文化年中に調査した雪の出路に、開山を潮音和尚、元祿年中と記してあれば今之に從ふ。それによれば、開山より文化十四年三月入院した九世まで、子弟關係のある人を以て繼承し中絶したことなければ、前記の文旨と合はない。三世に密傳といふがあれど、二世石門の弟子なれば、前記の密老人にあらぬやうである。して見るとこの密老人のことは、信を置きがたいだらうか。

本寺の觀音は秋田第三番であるとて、秋田大郡三十三觀音巡禮記に左の如く記してある。

第三番　平鹿郡横手三井寺觀音

般若寺三世法光坊開基、（三本杉あり三井院とも云ふ）聖觀音大佛師定長作、加賀美治郎遠光が般若寺坊戰の時、大鳥井山の川へ入り、其後慈覺大師の御作の藥師如來と共に三井寺に納む。三井寺は般若寺の院跡也云々。般若寺の古跡は横手林の内にあり。右澤の内に撞鐘埋みて在り、兵火にて悉く失ふといへり。

歌に　春は花夏は林の鐘の音
　　常にをしへの絶えぬ般若寺

累　代

開山潮音和尚　元祿年中尾張の先聖寺より勸請せり○二祖石門　潮音弟子也。享保年中還化。（當山古今來由年中行事記には津輕法眼開山勸請南宗和尚而爲二代と見える）○三世密傳　石門弟子也。享保年中化○四世東洲　密傳弟子也。元文年中化○五世慧命　密傳弟子也。延享年中化○六世北宗　東洲弟子也。寛延年中化○七世大器　東洲弟子也。寶暦年中化○八世瑞文　大器弟子也。明和七年より文化十三年迄住職也（雪の出羽路）○九世正眼　瑞文弟子也。嘉永元年八月廿四日化○十世無等（嘉永二年本堂再建）○十一世覺道　無等の弟也。○昭和八年四月無住。

觀音寺

開花山觀音寺は彌勒寺の末寺で、眞言宗三寶院流新義派である。もと常州茂木に在つたのであるが、その住職は佐竹氏

遷封の時百騎と共に來り、慶長八年當地蛇ノ崎橋畔の現在の地に、寺を建てゝ居つたといふ。

累　代

開山榮重大僧都○二世榮久僧都○三世弘榮法印○四世榮日法印○五世尊禪法印○六世尊榮法印○七世弘俊法印（以上在茂木時代）○八世中興開山弘譽法印（此代移横手）○九世弘尊法印○十世弘賢法印○十一世弘善法印○十二世弘澄法印○十三世弘清法印○十四世弘永法印○十五世弘都法印　元祿七年五月十一日寂○十六世弘辨法印○十七世弘範法印　享保七年二月二十日寂○十八世弘乘法印　元文元年六月十五日寂○十九世弘前法印　元文元年十月二十日寂○二十世弘鏡法印○廿一世弘船法印○廿二世弘苗法印○廿三世弘牛法印○廿四世弘賢法印○廿五世弘識法印○廿六世弘實法印　享和三年十月九日寂○廿七世弘卑法印　享和元年十一月十日寂○廿八世弘恭法印　文政五年十二月十四日寂○廿九世弘洲法印○三十世宥應法印○卅一世弘籌法印○卅二世弘音法印○卅三世弘良法印○卅四世弘傳法印　大正十一年舊十二月十八日寂○卅五世龍光法印　昭和八年四月現在（觀音寺記錄）

大　乘　院

雪の出羽路に左の如く記してある。

三井寺山大乘院は、湯殿山大日坊の門末にて行人派なり。此寺は横手一郷の祈願所、本尊は如意輪觀世音なり。過去帳什物等殘なく回祿に會て、由緒歴代の僧名すら傳らず。唯正元元年の大錫杖の冠首一頭、貞享三年の洪鐘のみ存りて、その世を語る。

その大錫杖といふのは、表に「信阿彌陀佛錫杖也」と刻し、裏に「正元元年己未八月十五日」と刻してある。齋藤萬藏氏の所有となつてあつたのを、昭和五六年の頃、郷社に献納したといふ。又「貞享丙寅天十一月十一日云々」と刻してあるといふ洪鐘は、いかゞしたのであらうか今はない。住僧は維新後神官に轉じた故にか、寺に關する記錄は無一物である。

同書にまたかく記してある。

大乘院境内、表口廿一間一尺五寸、裏行三十間なり。類派二ケ寺あり、いづれも今は廢寺たり。

同　門　葉

東善寺　下寺町にあり、廢寺なり。境内表口十間、裏行十三間也。

寶性院　羽黒新町に在り、廢寺なり。境内表口六間半、裏行十九間也。

無　量　壽　院

清水山吠尸羅寺無量壽院は、新義派の眞言宗にして清水澤にあり、京都醍醐松橋無量壽院直末寺である。清水澤はたゞ澤とのみもいふ。この寺無量壽院、千手院兼帶なれば、時には千手院と稱したこともある。京都清水寺の僧、この平鹿郡に閑居して草創せしにより、清水山の號はあるといふ。もと沼館にあつてその所在地は、今雄勝山菩提寺藏光院の在る所で、藏光院は當時奥まつた處に在つたから、奥の坊といつたとぞ。本寺は小野寺秀道より代々の祈願所で、白月十五日は無量壽院に在つて、國家安全の祈禱をなし、黒月十五日は雄勝郡杉宮に在つて、天下泰平、五穀成就、萬民豐樂、國司武運長久を禱つたよし、吉祥院の宥圓が記したものに見えたといふ。昔は大檀主頼朝が、建久庚戌年造營の棟札が有つたといへど今はなく、また古記も少くして古い事は知り難く、維新後住職は神宮に轉職した關係か、近い世の記錄も甚だ乏しくて亦明でない。由つて世代を雪の出羽路から轉錄してこの項の終とする。

累　代

開基、開祖、往古世代　不詳○二世尊雅　天正年間住僧也○三世尊祐　年月不詳○四世尊長　同上○五世尊意　萬治二

年遷化○六世弘長　年月不詳○七世弘天(僧名宗識)　元祿三年十一月廿九日化○八世覺禪(僧名春能)　元祿十四年三月廿八日化○中興祖　九世覺寶(僧名宗覺)　元祿十四年辛巳三月廿八日入院正德六年丙申二月三日遷化○十世慶照(僧名密忍)　享保廿年乙卯十月廿八日化○十一世快山　元文元年丙辰五月入院寺造營同二年丁巳春刈和野村清光院移轉○十二世僧意(僧名密山)　元文二年巳九月十九日入院遷化年月不詳○十三世慶壽　延享四年卯二月廿三日化○十四世　慈正寶曆二年申二月十六日化○十五世慶傳　天明元年丑三月廿八日化○十六世慶養　遷化年月不詳○十七世義門　同上○十八世眞乘　同上○十九世淨延　寛政七年卯八月廿六日化○二十世尊純(僧名卓明)　仙北郡刈和野村清光院移轉○廿一世尊貞(僧名卓諄)　文政元年秋田郡今戸村實相院に移轉○廿二世宥應(僧名誠元)　文政元年戊寅六月仙北郡神宮寺邑華藏院より當寺に入院せり。

東覺院

三井寺山東覺院藥師寺は、觀音寺門徒なれば新義派である。舊前鄉村に建立したのを、後に觀音寺の東の高地に移したのだといふ。本寺元祿三年九月廿二日の古文書に、「先年寺燒失仕、殘住僧の位牌等も無是候故、世代に爲乘不申候」と見えたれば、火災後に移轉したのであらうか。その文書に「永祿十一戊辰年之開基に御座候。右は藥師本尊に切付御座候、開基宥永也、宥尊、宥玄、現住祐醞與四世云々」とあるから、それのみ知られるけれども、明治中廢寺となつて記錄等も殘つてないから、餘は不明である。

廢寺

寶光院　宗派不明

寛文の地圖といふには、下根岸町と本町との間なる山の上に在れど、他の地圖には見えざればはやく廢寺となつたのであらう。

東善寺　行人派　下寺町

大乘院の條に記してある。

寶性院　行人派　羽黑新町

大乘院の條に記してある。

正因寺　西派眞宗

光專寺塔中なる正因寺は、元祿四年五月十二日寺號を御免になつたのである。その文書に光專寺下出羽國平鹿郡大澤村正因寺圓智としてあれば、此の寺もとは大澤村にあつたらしいが、木佛尊像御免の元祿十五年四月廿四日の文書には、光專寺下出羽平鹿郡仙北横手正因寺と見えるから、この時には光專寺境内に移つて居たらしい。然ればこの寺元祿四年と同十五年との間に於いて、大澤村から横手に移つたのは確であるが、その年月は明でない。而して明治廿二年五月類燒以來廢寺になつたといふ。

淨源寺　西派眞宗　大町上丁

淨光寺の塔中であつたが、明治廿七年の洪水以後廢寺となつた。

正壽院　宗派不明　寺町上丁

創立廢頽不明

正光院　眞言宗　寺町上丁

久しく無住であつた間、明治卅六年に類燒して廢絕したれば、總べて不明である。伊頭園茶話にこの寺の記事あるから、左に抄錄する。

横手正光院千體佛は、尊壽院芳揚軒阿證法印樣(彦次郎義繼公なり)御自作にて、御末期の爲菩提、御附町田小左衞門に御意被成、秋田へ御下し、横手正光院へ安置。是より正光院山號義繼山と附候由。是阿證御法體以前の御名乘なり。右千體佛の後に、御先祖樣御代々の御法名、其外御一代御菩提など、色々御書付有之由。

忠行(著者)云、此千體佛は、護摩御執行の灰にて金剛胎藏兩界の像御作、御連枝御一門方へも御贈の由。今古內家などにも五體許りあり。丈ケ三寸餘なり。寶鏡院にも二體ありしが一體紛失の由。像の後に年號御銘ありとぞ。

横手給士國谷金馬(俳名)、常州より御遷封の時秋田に下りしを、其菩提寺、國谷山正光寺、國谷氏を慕ひ秋田に下る。此千體佛安置より山號を義繼山に改め、國谷寺正光院となる。

御系譜御名義義直なり。又梅津政景日記にも同斷なり。始北家へ御養子、御年十二の時。義直後義宣公の御養子と被爲成、義繼に御改なり。

則理云、正光院の千體佛、火災の時皆燒失せりといへども、いかにして遺つたであらうか、稀々にはその中なる御體今も見ることがある。

實相院　眞言宗　馬場崎町

明治中廢絕した。

眞住院　山手新町

これは桃雲寺の南に在る庵室で、弘化頃まであつたが、その後廢絕したといふ。

念佛堂

今は無けれども昔山崎に念佛堂といふがあつた由で、雪の出羽路にその記事見えるから、左に轉錄する。

此堂の本寺は當地護念山光明寺なり。開基不知。横手草創の庵室なる由を申傳ふるなり。古來一境無緣供養の道坊といへり。元和九癸亥本山の法譽上人此山崎に閑居して、國家安全の爲、また牛の頸戸(地名で今のウサグビである)に於て、むかし罪刑行はれし亡魂菩提の爲に常念佛堂一宇建立ありしが、元錄の頃より此念佛の靈刹退轉に及びて、それより年毎に七月の別時念佛回向執行のことゝはなりぬ。かくて當時、本山光明寺廿四世秀任和尙隱居し、行く〳〵常念寺堂再興のため、千日念佛執行あり。(天註——牛の首戸は小野寺義道の時世までの死罪に行ひし處、此地大屋村に近あり、今は野となりてあり云々)

餘　錄

年中行事

編纂委員　細谷則理

行事はその事により、所により人によつて幾分かづゝ差異のあるもあり、必ずしも一定したるにあらざれば、到底全部は記し難いから、こゝには普通のものゝみを記して、特異的のものは省くことゝした。但し標準を徳川時代に置いたのである。

正　月

門松　門松は唯松のみを立てるもあれば、ユヅリハを添へて立てるもあり、又それに竹を添へるも稀にはある。竹を立てる家の少いのは、當地方に竹の少い故であらう。

幅掛　軸物を掛ける事は他に異ならぬ。

正月松　室内には都合のよい室の、柱その他の松を付けるに都合のよい物に結び付ける。高さは長押以上にして、松の枝は二尺乃至五六尺である。外に米俵を三角形に積みて、頂上に前記大の松の枝を立てる家もある。神棚佛壇には必ず松の小枝を捧げる。これらの松を總稱して正月松といふ。

年玉　年玉は「やせんま」また「やせま」というて、必ず松の枝を添へて贈る。錢は必ず松にさし、松の本の方を折り曲げて孔にさして、錢の抜けて落ちぬやうにしたのである。

若水　若水は若い人が汲むは常である、その手桶は多く新しいのを用ゐるが、若し古桶を用ゐる時は、前日に洗ひ清める。而してそれらを前日から注連を張つた、伏せた臼の上に置く。若水を汲む時には、

あら玉の年の始の年男
むかへて汲むは谷川の水

といふ歌を三回唱へて、その後「福を汲む福を汲む」と幾回も繰り返しいひつゝ汲み入れる。

神詣　元旦には産土神を始として、常に信仰する神々に參詣する。男は多く朝食前に之を終へる。

屠蘇酒　屠蘇酒は大抵家々にて飲む。順序は主人より始めるを普通とする。

供餅　御供餅は鏡餅の重ねたのゝ外に、三重或は二重の小さい重餅を供へるのもある。一向宗外の宗教の家は、その外に「オカノ餅」と稱する「く形」の餅を添へる。但し餅には必ず松の小枝を付けて供へる。

繭玉餅　農家にては多くこの餅を作る。之を「めゃだま」といふ。「まゆだま餅」の訛略である。こゝでは養蠶を祝するのではなく、この玉のやうな大い稲の實がつくやうにと、稲作を祝するのである。之には柳の枝々に繭大の餅を數個づつ付けるのと、藁に付けるのとの二種がある。藁に付けるのは、二三十本の藁の末を結び、末より五六寸の所を餅で包み束ね、その下は一本ごとに繭大の餅を數個づゝ付ける。而してそれを室内に結び付けた松の傍に掛け、或は掛物の前に供へる。家によつては田植の時人々にそれを一本づゝ配るもある。

廻禮　新年御慶の廻禮は他に異なることはない。

事始　二日に書きそめ、謠始等すべての事始をすることも、亦他に異なることはない。

初夢　二日の夜に善い初夢を見ようとて、就寢の時、

なかき夜のとほの眠のみなめさめ

なみのり船のおとのよきかな

と三唱するもあるが、それは多くはない。寶船の畫を枕の下にしく人の如きはまた極めて稀である。

七草　一向宗以外の家では七日に七草を叩くけれども、七草は本式のものでなく、大根、蕪菁、芹、の外は、葱なり牛蒡なり何にても雪國にて得られる蔬菜を加へてその數に充てる。庖丁を以てせずしてタラノキを以て叩く家は少からずある。中には納豆の苞で形式だけ叩き、その後庖丁で叩く家もある。いづれも、

唐土の鳥の、日本の土地に渡らぬさきに、たんたんたゝきたら叩き。

と唱へつゝ叩くのである。その叩いたのを入れて雜煮餅を造り、之を神佛にも供へ、又家族も食する。

肥料運　十一日は、農家ではこの日人に後れると、年中の仕事皆人に後れるというて、爭うて早く起き、コエヒキとて木貝といふを吹き鳴しつゝ雪車にて肥料を田に運ぶ。其の年の「あきの方」に田を所有せる人はその方から運び始めるが、もしその田は遠いとか又はその方に田の無い家は、先宅地のその方に運び、その後便利な田に運ぶ。

繩綯　十一日に綯つた繩を用ゐると禍に遭はぬとて、農家では釣瓶繩、馬の手綱等、繩物をなひ、松または昆布等を付けて長押などにかける。

倉開　クラビラキというて土藏の有る家にては、十一日の夜、土藏に神酒と燈明を供へ、小宴を開いて祝する。

帳簿新調　この十一日の夜、表題を書いた新調の帳簿に、神酒燈明等を供へて拜する。

小正月の門松　十五日には門松とて、ミヅキ、ホヽノキ、柳等を門に立てる。

餅犬　十五日の夜餅で作つた小い犬を所々の戸や窓に置く。之は盜難除のまじなひだといふ。

田植　農家では十五日に田植といふことをする。之は朝に小正月用の豆ノ粉をつく時に取り置いた豆の皮を、家に近い苗代の一部に蒔く。之を種蒔といふ。その後一握の藁に、莢の付いた豆箕一二本づゝ結び付けたのを十六把作り、その内四把を摺臼の上に井字形に置き、殘り十二把を先に豆の皮をまいた苗代の雪に、一列四把づゝ三列に挿みて立てる。之を田植といふ。十一日から十六日までの間に一年中の田業のかたをするのであるが、今日はその内の種蒔と田植とをするのである。

年取　トシトリとて大晦日にした通りのことを、今日もする。大晦日と今日と同じ家で年取をせざれば、片年取つたというて大に忌むのである。之は片年取れば片親に分れるといふ俗信があるに由る故である。

鳥逐　之は士族町や市中にてはせず、町の端々の農家の兒童等がするのである。先前日頃から兒童等が皆入り得る程の大さのカマクラを造る。カマクラとは、踏み堅めた雪を以て高さ六七尺の竈形のものを造るのである。中で兒童の遊ぶときは萱簀などを掩ふ。時には上も雪で掩うて麹室の如く造ることもある。他町村にては之を雪穴と稱するもある。十五日の夜には兒童等は家々に入つて鳥逐に來たるを告げると、その家にてはその勞を謝して餅或は甘酒を與へる。兒童等は即ち打ち揃うて高聲に叫びつゝ、鳥を逐ふ形してその家の周圍を廻る。かくして逐ひ終へて後各カマクラに集り、甘酒を溫め餅を炙りなどして之を飲み食ふのである。之を正月中第一の樂として、農家の兒童等は指折つてこの日を待ちわびたのである。隣村では、屋敷をめぐつて鳥を逐ふ時、

朝鳥もホーエ、夜鳥もホーエ、このほどえー月に、鳥も何もえらねゃ、ホーエ、ホーエ。

と聲を合せて叫ぶ所もある。

又他では今夜群童、酒屋の前に至り、酒出せ酒出せと叫んで、酒を出さして飲み廻る所もある。この鳥逐の餘風であらうか。

鎌倉　兩三日前から青年少年相交つて、人家より稍隔たつた所に堅固なカマクラを作つて準備をし、男子の有る家などは長い紙旗を竹に付け、之に左の如きものを書いて門に立てる。

天筆和合樂、地福圓滿海。

あら玉の年の始に筆とりて萬の寶かきぞ集むる。

十五日には各家の門松をこのカマクラに持ち來つて積む。少年青年は手分して、各家から炭俵や米俵などを乞ひ受けて、またこの中につみ、夜に入ると少年も青年もかの旗を翻してカマクラに集り、積んだ門松や炭俵等に火を付ける。忽にして烟焰天を焦すと、或はかの旗で火を打ち、或はその先に燃える炭俵等を引つ掛けて振り廻す。而して叫喚の聲天地を動し、その賑やかな事實に言語に絶したものである。

厄拂　内町は十四日、外町は十五日に、神官は聲高に大祓を讀み、鈴を鳴しつゝ道を行くと、厄年の人はその年と同數の錢を初穗としてさゝげ、厄難の拂を乞うたのである。

萬燈　十五日の夜は爐、竈、それらの鍵、流し、井戸、常に使用する、流れ、便所、その他常用の諸器具、たとへば商家にては尺度、衡、枡等に燈明を供へて皆拜禮する。輪切にした大根に、萩または細い木を立てゝ燈臺となす。

豆粉餅　キナコ餅を當地方ではマメノコ餅とのみいふが、十五日の夜には之をフキドリ餅といふ。フキドリとはフゞキダフレの約訛にて、風雪にて凍死するのをいふ。今夜このフキドリ餅を食すると、風雪にて凍死する災難を免れるとて、夜食に必ず之を食ふを例とする。

神詣　十六日も元日と同じく早朝から神々に參詣する。

白粥　十六日の朝には、昨夜爐竈などの鍵に供へた餅を粥に入れて煮たのを、白粥といふて食ふ。之を食へば年中の災難が除けるといふ俗信による。

稲堆積　十六日は農家ではニホツミというて朝から業を休む。ニホとは稲堆の方言である。家によつては稲刈というてニハを掃いて後ニホツミするもある。ニハとは米を作る室内の土間の方言である。

節分　この夜いり豆をまく家は年々に少くなり、唯炒豆を神前に供へるのみの家は多くなり行く傾がある。若し豆を撒くとも、

福は内、鬼は外、天に花咲き、地にみはなれ。鬼の目の玉ぶつつぶせ。

と唱へるは甚だ稀である。

廿三夜　正五九月の廿三夜さんは最も鄭重に祭らなければならぬというて、廿三日の夜婦人等は相會して祭をし、曉の御來迎を拜むというて、殆んど徹夜する者は多い。之は廿三夜には、必ず明方に尊い御來迎は見えるものと、堅く信じて居るからである。

二　月

初午　稲荷神社に參詣する。農家職人などは皆業を休む。

月の九日　二月九日を月の九日というて、今日疫病の神が通行するが、目の多く有る家には入らぬといふ俗説があるので家々では笊、灰トホシ、篩などを門に掛ける。

社日　社日に神詣するときは百日參詣するに當るというて、人々は神社々々を參拜しまはる。勞働者はこの日も休業する。

彼岸　入日には團子を製し、中日には牡丹餅を製し、終の日にはまた團子を製して佛壇に供へ、また菩提寺なる家々の位牌に捧げる。ミヤゲ團子が大いと佛だちが喜ぶなどいうて、終の日の團子を初日のより大くするもある。この團子をダンシというて、ダンゴといはぬは普通である。中日は地獄の釜の蓋もあく日だなどいうて、休業する。

年取　年取というて二月の末日に、壽老人に膳を捧げる。翌日、元日に結び付けた松を取り去る家が多い。

二月は休日の多い月で、初卯、朔日、二日、九日、十日、十五日(涅槃會)、十六日、二十八日等皆業を休む。この九日

十日は、月の九日、月の十日と稱する。

三　月

雛祭　三日は三月の節供というて、朝には桃の枝を入れた酒を飲む。之は無病の祝だといふ。この日雛祭することは他と同じである。而して雛には必ず菱形の餅を供へる。雪が早く消えて蓬を摘むことを得れば、必ず蓬餅をも供へる。

彌更　田仕事を始める準備せしめる爲とて、農家では適當の時雇人などに四日間の休日を與へる。之をヤサラといふ。田仕事をする時に着るケラ即ち短簑のない者は、この休中に作るからヤサラをケラツクリともいふ。

神事　カミゴトというて士族町では、上内町では廿一日、下内町では廿二日に餅を搗き、柳の枝に紙幣を添へたるに餅を付けて、門の垣や門柱などに結び付ける。この餅を食すれば邪氣を拂ひ、またこの餅は藥ともなるとて、昔はその夜隣村から群をなして貰ひに來て、奪ひあつたといふ。但し今の裁判所近傍のみは、廿三日に笹に餅を付けたといふ。

四　月

高所の食事　朔日に高い所で食事すると健康を增すとて、或は岡や山に登り、或は屋上に登つて食事する人もあるが、之は昔にはない事で、近年誰かの戯言より起つたことであるといふ人がある。必ずさうであらう。

神佛參詣　八日は稻荷神社、藥師神社、三吉神社等の祭典は諸方にあり、寺には灌佛があるから、老幼男女業を休んで神佛に參拜する者、絡繹として織るが如くである。

五　月

端午　五日の端午の節供は能く行はれる。粽を食ひ、菖蒲、蓬を屋根に葺き、宵節供と稱して昨晩から菖蒲蓬の湯に浴する等は、昔に變ることはないが、是等を蒲團の下に敷いて臥したり、菖蒲で腰を引いたりすることは、年々に減少する傾向がある。兒童の菖蒲打や、菖蒲丸引くことなども同樣である。維新後は幟を立てること激減して、鯉を立てる者多くなる傾向がある。本日神又は佛に供へたシホデとトコロとを、今夜家族皆耳にあて「えい事聞かせてたんせ、えい事聞かせてたんせ」といふ。之をえい事聞くといふ。えい事は善い事である。

田植　始めて田植するをサビラキといふ。サビラキの朝は御田の神の掛物をかけ、又はその御札を神棚に祭つて、神酒燈明を捧げ、頭付きの魚、正月作つた繭玉餅及び二三把の苗を供へて豐作を禱る。家によつては水口で此の祭をするのもある。その供へた苗を少しづゝ分けて、水口水口に植ゑるのである。家によつては繭玉餅を、夕飯の時その日田植に關係した人々に分與するもある。自家飲料酒の釀造を禁ぜられぬ以前までは、田植の時はコビルメシと濁酒とを澤山その場所に持ち行き、休憩ごとに飲み食ひ、傍を通行する人あれば、知る知らぬに關せずふるまうたのである。コビルメシとは小い握飯にキナ粉を附けたのである。サビラキの日はコビルメシ一重に、自家釀造のモロハク一銚子と、小豆汁一銚子とを添へて、親戚知已に配贈するは常例である。酒の自家釀造も禁ぜられ、その頃より物價も漸次騰貴した爲にこの事はいつしか絶えてしまうた。

昔は苗を取るのは男が多く、植うるのは女が多く、コナヘウチとて苗を配るのは子供が多かつたが、今は取る人植うる人も、しかりとは見えぬ。

田植の終つた晩にはヨテダウエというて、サビラキ以來田植に關係した人々全部を招いて、酒宴を催してその勞をねぎらふ。その時には必ず小豆汁を饗するもある。之は稻の赤らむを祝するのであるといふ。田植は多人數を要するものなれば、勞力の交換をすることが多い。之を方言でヨエといふ。

廿三夜　正月と同じである。

六　月

齒固　朔日にはハガタメと稱して神前に氷餅を供へる。蟲害除とて、下して後之をかんで全身にすり付ける。

祇園祭　十五日は祇園の祭典とて、胡瓜を捧げて拜する。

土用餅　土用餅を食すれば身體が壯健になるとて、入日に搗いて食する。

七　月

睡流　ネムリナガシとて、六日の夜は、藁で造つた長さ二間許の船に、滿船蠟燭を點じたのを各町より出し、それにネムノキまたは竹に、短冊形の色紙と燈籠とを付けたのを持つた青年等は、多數付添うてベコガラに集り、盛に烟火を打ち揚げる。近鄕近在から見物人集り、その賑かさ殆んど送盆に亞ぐ程である。

墓掃除　七日の朝には墓地を掃除し、その前にヨシで供物の棚を造るなどする。この日は赤飯を神佛に捧げる家は多い。昔は子等が七度飯を食ひ、七度水泳したのだと語り傳へてある。

井戸浚　七日には慣例として、必ず井戸を浚ふ家は少からずある。また蟲干する家も往々見えるやうである。

迎火　十三日の薄暮には、門前に火を焚く。聖靈の迎火の遺風であらう。今夜から續けて十六日の夜まで焚く家は多い。

墓參　十三日の夜墓參することは、他と異なることはない。

盂蘭盆　宗門相當の物を佛壇に供へ、先人の靈魂を祭ることも他に等しい。盆中は親戚知已に盆賀の禮に廻るのも、他に異なることがない。

送盆　當地の行事で最も世間に聞えて居るのは送盆だらう。十六日の一兩日前から、木を骨として上を蓆で包んだ、長さ三四間許の船を各町で造り、十六日になると中に長い角燈を立て周圍に竹を立てる。昔は柳を立て枝に短冊を下げて、それに町内の新しい佛の法名、または多額の寄附金を出した家の佛の法名などを記したのである。角燈には三界萬靈と大書する。薄暮より船中に無數の蠟燭を點じ、サイ〳〵ばやしを前頭として、各町より船は牛河原目指して進み來る。その美しさ賑しさ言ひ知らぬ程である。午後から烟火は絶えずあがるが、船は蛇ノ嵜に至る頃よりは、龍勢、大筒數十發づつ絶えず揚り十一時過に至る。尙その外器械烟火もあればその美觀名狀すべからずである。起原はその年と明に知られねど、二百年許以前の凶年に、多數の餓死者を出したから、その死者の供養の爲に柳町で船を出したのが始だといふ。その時の船は小く粗末で、到底今のと比較されるべきものでなかつたのは勿論である。柳町の船が後れて來た時は、先になつた船は皆道を開いて之を通したといへば、柳町で始めてこの船を出したといふのは虛妄でなからう。

廿日盆　勞働者は本日休業する。之を食すると病氣せぬとて、今夜門に火を焚き、それで握飯や餅を燒いて食ふ者が多い。

八　月

八朔　朔日は八朔というて、農家などは皆休業する。

八幡神社祭典　八月十五日は內町の鎭守なる、八幡村の八幡神社の祭典なれば、士族は皆參詣する。境內で射的をするのは古來の例である。

豆明月　十五日の夜は豆明月というて、青豆を煠てゝ明月に供へて拜む。

彼岸　彼岸は春と異なることはない。

社日　社日は春のと同じく神詣する。

九　月

節供　ヨヒゼツクというて八日の晩餅を搗いて、神佛に捧げる家は多い。農家では必ずつくを例として居る。九日は菊の節供というて、朝に菊花を浸した酒を飲む。今日の菊酒は長命の藥だといはれて居る。

栗名月　十三日の夜は栗名月というて、蝶栗を名月に供へて拜する。煮た芋を添へて供へるもある。

生魚の神供　十七日には神明樣に捧げるとて、生魚を神棚に供へ、翌日それを川に流す。生鮒を捧げるのを本式とした。この行事は放生會などの遺風であらうか。

中ノ節供　十九日は中の節供といふ。十八日の晩に餅を搗くこと八日の如くで、之をもヨヒゼツクといふ。農家で休業すること九日と同じい。

廿三夜　廿三夜祭すること正月の通りである。

刈揚節供　廿九日はカリアゲノセツクというて、餅搗その他九日に同じい。「カリアゲノセツクはホエト(乞丐)も餅搗く」といふ諺があるなどいうて、この節供には農家の外にも餅搗く家が多い。

十　月

荷縄外し　農家で稻揚を終へると、ニナハヅシというて、親しき人どもや收穫に助力された人等を招いて、饗應する。

惠比須講　之は他と異ならぬ。

十一月

御大師講　二十四日は天台の智者大師の忌日なる故に、御大師講といふのださうだが、俗説には何大師といふこともなく、大師樣は子福者で、短い箸では數多の子どもに飯を食はしてやるに不便だから、長いので食はしてやつた。然して甚だ貧乏であつたから、飯やオカズは食はすることはならずして、鹽を和して小豆粥のみを食はした。大師樣はその和する鹽を買ひに出で、途中にて風雪に遭うて今日凍死したといふ。それ故に鹽を和した小豆粥には、必ず長い萱の箸を添へて大師樣に供へるのだといふ。

十二月

川浸餅　十二月朔日にはカツパレ餅とて、小豆餅を神棚、佛壇に供へる。この餅を食へば水難を免れるといふ。これはオトゴノモチである。カツパレモチとは其の一名カハヒタリモチの訛である。

御柴燈　オサイトウとて、八日に神官、修驗の家で祭をしたのである。信心の厚い人々は前夜の宵祭から其處に行つて通夜し、八日の朝となるとその人どもは、手拭や油紙で頭を包み、裸體となつて、各戸にて門に出して置く手桶の水をかぶりつゝ、鄕中を廻り、終ればもと出た家に歸る。明治十年頃から廢絶したが、村落では大正までも存せるもあつたといふ。

御大黑祭　九日にはオダイゴクサンノ祭というて、豆飯、豆汁、豆ナマスを始め、澤山の豆にて製した物を供へる。豆製の物四十八種を供へるは本式だとの言傳がある。オダイゴクサンノカカサンと稱して、必ずマタ大根を供へる。之は大黑神が餅振舞よりの歸途、食ひ過ぎた爲か苦しくなり、川岸で大根洗つて居た女に大根を乞ひしに、マタ大根の一片をかいて與へた。それを食したら暫時にて餅は消化して、腹の苦は醫せたとの傳説によるといふ。夜は炒豆を枡に入れて捧げる。大黑樣は耳が遠いとて、「オン大黑樣にあげます〳〵」と叫びながら、枡に入れた炒豆を數回振つて、その後に

捧げる。

煤掃　廿日前後の都合の好い日を擇んで、必ず之を行ふ。

年取　除日には年取とて、平常よりよい膳部を拵へて神にも供へ、また家族も同膳部で夕食を喫する。餅は本日つくもあれば、その前につくもある。ウンノソバというて夜食に蕎麥を食ふ家は多い。

歌　謠

當地に生れて當地に成長した當地特有の歌謠の、今に生存するものは絶無で、よそで當地の名を冠らせて呼ぶもの唯二種あるのみである。そは「横手さゝら」と「横手をかもと新内」である。横手さゝらは一名「もてぎさゝら」また「關東さゝら」ともいふ。我が横手の茂木百騎の祖先が、相模の北條氏に對しての守備を命ぜられて、數年間茂木に滯在せる時、その退屈を慰める爲に、度々之を演じたるより、茂木さゝらの名があるといふ。このさゝら舞の傳來に就いて當地に左の如き傳說がある。

佐竹氏の遷封は突然の事であるから、茂木百騎の人どもが主君に從つて秋田に下るに、旅費の貯蓄もなく、又之を得る方法もなければ、道中之を演じて旅費を得つゝ下つたのであると。又一說に右の理由の外に、伊達領の關所を容易に通過せんの策略であると。是牽强傳會の說にして取るに足らぬ。茂木さゝら舞は故實として佐竹の紋所の旗を建てゝ舞ふといふ。豈堂々と佐竹の定紋の旗を押し立てつゝ袖乞するの理あらんや。もしその旗を立てずとも、佐竹一行の前後に附いた舞を、その一行に關係なからんとは誰か思はん。それを旅費を得る手段に用ゐることは、萬々有るべき筈がない。伊達領の關所を容易く通過する爲とは如何なる理由にや、甚だ不可解のことである。この一行は伊達氏から通行を妨げらるゝ理由は毫も存しないのである。

さゝら舞の團體は、佐竹氏一行の前後を擁して來たといふことは、その一團の子孫といふ、山本郡道地村民の間に傳れる記錄によつても明である。既に前後を擁した以上は、佐竹氏の命を受けたことは疑がない。命を受けたとすれば、旅費に困難することは又あるべき理由がない。よつて考へるに、旅中の慰といふ名目の下に、さゝら團を前後に從へて、偵察護衛に任ぜしめたのであらうと思はれる。一團は三四十名にして、而して持つ物は棒なれば、之を前後に從へる時は一かどの護衛となる。故に是佐竹氏深慮の結果に出たものと思はれる。

今いふ横手岡本新内は、往時は岡本とのみいつたのである。この岡本新内と當地とは、どんな深い交渉があるか詳でない。作曲者岡本坊は、秋田の岡本家に仕へた人で、その墓は十文字町に在ると聞けど、予二三回往つて探求したけれども未だ發見し得ない。土地の人に聞いても知れる人がないから、果して有りや疑はしい。五十年以前までは、我が平鹿地方にては宴會さへあれば、この歌を聞かぬことはなかつた位である。村落などでも手三味線に合せて歌ふあれば、座中の老媼なども立つて踊つたのである。その流行は非常なものであつた。今左にこれらの歌詞を揭げて見よう。

さゝら演技の順序（茂木佐々良由來記）

演技は左の數番より成る。

第一　笠揃へ　演技の數時間前之を行ひ、人員及び裝飾を檢す。軍の所謂勢揃なり。

第二　行　列　演技場に出づる途中なり。一定の式あり。笛及び太鼓によりて歩調を正す。蓋し行軍なり。

第三　門掛り　羅生門に打ち入るの式なり。卽ち攻擊前進、敵前展開の狀を演ず。

第四　神立（カミタテ）　門を破りて突入するの形式なり。總攻擊吶喊に類す。

第五　水　車　亂軍の狀を演ず。演技中最も壯且大なるものなり。

第六　切り　征服占領の祝勝の意を表す演技なり。

第七　花の山　花笠舞と稱し、茂木の山に百花爛漫の間、獅子遊ぶの狀を演ず。天下太平國家安泰の意を寓し、國運長久を祈るなり。

以上演技の中心は三獅子にして、共に三鱗の紋を附す。即ち北條家の定紋なり。この獅子常に逆三鱗の位置を占め、一舉手一投足も常に三鱗形を脱することなし。是正に北條攻撃の意を寓するものなりといふ。（中略）

茂木佐々良は百人の一團より編成せられ、その中堅となるは次の行列に示すが如く、他は護衛として前後左右を守護し又交代演技の要員たり。

岡佐々良は福祿壽に形どり、佐々良一團を指導するものなり。

五本骨日の丸扇……

旗……（警護……附添棒持／棒遣……同）……編竹持

（棒遣……附添棒持／警護……同）……岡佐々良……唄揚……本持……獅子……中立太鼓持

（棒遣……附添棒持）……御辨四ダレ

太鼓持……牝獅子……同……牡獅子……笛……笛……笛……笛……奥行……元詰……世話方……後見……（詰警護兼）

御辨（三ダレ／四ダレ）　御辨（三ダレ）

本町さゝら唄

上　覺

○七月は、さゝら始めて遊ばして、心違はず末長く。

○三つの獅子は、勇みに勇んで躍りでて、ささら神たち陰にたつ。

笠　揃　へ

御　城　庭

○お館坂、七里城坂七曲、登り見申せば銀の御門、この御門、飛彈の匠は、建てたるか。今の手きゝは、たてたるか。

都まさりに建てたる御門。

門かゝり　唄二つ

○きり〳〵と御門の扉、押し開き入りて見れば、館十六。

○十六の館見るだに面白や、柄口揃ひて槍は五万本。

○五万本の槍立てられて御でやるなら、安房、上總はこれの御世帶なる。

○我が殿ははいたか据ゑて、奥山へ、鳴りをしづめて、獅子の音聞け。

切　唄

○大寺急ぎ參りて見れば、七里半〳〵花と輝く。

○大寺を見るだに面白や、四方廊下に沿ふはたいぜい。

○お庫裏より盛り遲うの、散る施餓鬼、金づくしに、銀の御幣。

せんしやうと　切唄

○談義所を遙々來て見れば、いつもたいぜふ(大勢)、椀のおと。
○御寺樣は、花瓶香爐を身に持ちて、不動や、佛の前に立つ。
○朝日さし、夕日照す此の寺の內を見申せば、稚兒は七人。

施餓鬼唄
心魂切唄

○急ぎ參りて、石小砂踏みしめて、參る心は後の世の爲。
○御寺樣は、壇に錦を引きはへて、あがる心は佛なるもの。

御門通る切唄
其外何にても切唄
祝ざゝらの事

○御師匠の、流もかはらず遊して、心たがはず、末長く。
○浪高いは、渚の濱千鳥、誰も立ち寄るものを、歌を祝ざゝら。

高屋五左衞門樣庭

○急ぎ參りて、此の御鷹部屋を見申せば、繫ぎ留めたる鷹は七本。
○七本の、鷹を見るだに面白や。いせのはりすゞ、京の唐糸。
○我が殿は、今を盛りと打ち見えて、五百餘人の、武者をからくる。
○餘人の武者を、見るだに面白や、金の團扇を預けつゝ、招く團扇で敵を亡し、返す團扇で味方呼はる。

御指南もろの切唄

赤坂源太郎樣御庭

○急ぎ參りて此の館を、見申せば、金のしぶき、音に聞えし檜皮葺。
○沖の石京の唐松、植ゑ添へて、都まさりに、植ゑたる御壺かな。
○一の家中に、苔を根として、松植ゑて、君の爲には、めでたから松。

切　唄

○玉簾見上げ見おろし見てあれば、四方の座敷は花と輝く。
○急ぎ參りて、此の御庭を見申せば、金小草は、足にからまる。
○山雀は、山にはなれて八つ連れて、これの御庭に、羽根を休める。
○紫竹竹は、去年今年のわか竹で、しどろもどろに、節は揃はぬ。
○しだり柳の枝をとめて、これに止り給へや十五夜の月。
○あげ燈籠は、高くも高くお上げやれ。天に恐れて、中で輝く。

笠の內唄

○まはれや車、水車、早くまはりて、堰に止まれ。
○京から下る、唐繪の屏風、ひとへにさらりと、立ちまはれ。
○友だちは以前の拍子忘れたか。大鼓鳴して、遊べ友だち。
○これの御庭に、一むら薄はなけれども、牝獅子隱され苦しがる。
○これの御庭を、天地和合と尋ねるなら、終にいちどは逢へるなり。

○風吹けば、霧に霞は吹き拂ひ、今こそ牝獅子に逢へ。
○獅子の子は、生れて落つれば頭振る。我も見眞似に頭振る。

過端の唄

○松島の松にからまる、蔦の葉は、緣は無ければ、はらにからまる。
○燕のとんぼ返りは、面白や。我も見眞似に、とんぼ返り。
○澤々の、せり〳〵水口はやされて、こさと咲いたは、藤のはな。
○立つ先は、あと思へば立ちかねる。水も濁らず立つ。
○國から、急ぎ歸れと文は來る。御暇申していざ歸れ。

纒頭唄

○殿樣より、纒頭に下さる此の御酒代、戴き申す。國の土產に。
○友だちは、よその手合の遊草。手に取り見れば、花と見え候ふ。
○閑散後は、庭の掃除と打ち見えて、箒を手に持ち、庭に立ち給ふ。
○この紙は、西野紙か、白石か、戴き申して、獅子の卷紙。
○この南蠻は、十に九つくゝいして、今は唐辛と申すなり。
○殿樣の、御秘藏なさるゝ此の寺へ、物上げる人は、壽命長し。
○夕顏は、よるの夜妻さも似たり。軒端めぐりて、むねに手を掛ける。
○このたばこは、唐土作か玉手作か、すそわ煙草に尙まさる。

（寶曆十年辰六月廿四日寫と記せる文書に據る）

羽黑さゝら唄

御城御門唄

○御館坂、七里城坂七曲、通りて見え申せば、白金の御門ある。

御城御禮唄

○この館、急ぎ參りて見え申せば、繫ぎとめたる御鷹七もと。

御引渡、御回座御門唄

○この御門、急ぎ參りて見え申せば、飛彈の內匠の建てたるか。今の大工の建てたのか、昔にかはらぬこけらぶき。

同御禮唄

○おしらすを、急ぎ參りて見え申せば、幕の內にも御槍千筋。
○まはれや車水車、早く廻れやせん。
○京から下る唐繪の屛風、ひとへにさらりと立てまはす。

長唄

○山鴉、山に離れて八つ連れて、これの御庭に羽根を休むる。
○紫竹竹、去年ことしの若竹で、しどろもどろで、節は揃はん。

笠の唄

○友だちや、以前の拍子を忘れたか。太鼓鳴して駈けまはる。
○これの御庭に、一むら薄はなけれども、牝獅子隱されせん。

○霧に霞は吹き拂ひ、今こそ牝獅子あらはれ。
○獅子の子は、生れ落つれば頭ふる、我も見まねに頭ふる。
○松島の、松にからまる蔦の葉は、緣な無ければはらり。
○つばくらの、蜻蛉返りは面白や。我も見まねにせん。
○澤々の、ちやら〳〵水にはやされて、ようも咲いたる藤の花。
○太鼓の胴をきりゝと締めて、さゝらをさらりと摺りとめん。
○國もとより、急ぎ參れと文がくる。御暇申して、いざ歸りやれ。

平はな唄

○かぢどや(鍛冶銅屋?)、青木が本で錢がなる。數々申せば限なし。戴き申して、國のみやげにする。

青木に茄子、南蠻付きたる時

○なすとふや、茄子のが原より生れきて、今はおさゑん(おさい?)の茄子となる。
○南蠻や、九つ十まで位して、今はおさゑん(おさい?)の唐辛となる。

四つ角

○四つ角や、四方しやじき(棧敷)に御簾を下げ、かぢどふや(鍛冶銅屋?)青木が本で錢がなる。數々申せば限なし。戴き申して國のみやげにする。

御家柄の御方にて縄頭唄

○御屋敷を、急ぎ參りて見え申せば、朝日の長者か内は輝く。

眞言寺御體唄

御寺内へ急ぎ參りて見え申せば、くわらと香爐を身にもて、不動佛の前に御立ちやる。

禪寺御禮唄

○お御堂を、つく〳〵おもて見え申せば、おかむそせん稚兒は七人見えにける。

淨土寺御禮唄

○お御堂や、急ぎ參りて來て見れば、いつも妙なるしよごの音。

一向寺御禮唄

○御寺樣へ、急ぎ參りて來て見え申せば、いつもたえせん鈴の音。

角落したる時

○此の獅子の、年に一度のかはる角、これの御庭で角を落した。

撥落したる時

○この撥は、いかなる月日に削りそめ、これの御庭で、撥を落した。

○おんべさがた時

○この獅子は、いかなる月日に生れきて、これの御庭で劍を落した。

獅子ころんだ時

○この獅子は、旅のつかれでころんだり。御免下され旅の殿。

指擊獅子と行逢時唄

上をしゝへ

○旅の獅子、行き逢ふことの面白や。花の御庭で遊び友だち。

中めしゝへ

○友だちの、遊びならした其の庭で、遊びながらも、心耻かし。

下中だち

○友だちの、肌守の緒が切れて、沈のこぼれて、麝香のにほひする。

獅子舞と行逢時唄

○神の獅子、行き逢ふことは面白や。心かはるな旅の獅子。

御大身に行逢時唄

○旅の殿、百御道具に鷹揃へ、御駕籠見え申せば、輝きて君の威光は恐しや。御免下され、旅の殿様。

とむらひに行逢時唄

○あけこしや、冥土の旅は哀なる。沈香とぼして麝香のにほひする。

（薄葉克治氏所藏の元祿十五年七月十二日寫とある羽黒指撃うたあけ覺帳に據る）

岡本新四

一　せめて雀の片羽根も、翼はあるならこのやうに、泣いてこがれはせぬものを、燒野のきゞす夜の鶴、滋賀唐崎の一つ松、わたしやこがれて居るわいな。

二　せめてひと夜さかりねにも、妻と一言いはれたら、この一念ははれべきに、どうした因果で片思、いやがらしやんす顔見れば、わたしやぐち故猶かはい。

三　しよては互に知らぬなか、ふとしたもつれが緣となり、おまへの女房になるならば、手鍋もおろかやつゞれ着て、苦勞に苦勞重ねても、さうした緣なら是非もない。

四　將碁のこまではなけれども、ひさ〳〵あはねばけふまでも、なんのけいやらふあいさつ。おまへの女房のかくぢやもの、金銀使うて下さんせ。ばんに必ずあうてやるわいな。

五　庭のけしきをながむれば、竹には雀松に鶴、柳の糸にむすぼれて、つがひはなれぬ夕燕、梅のたちえも（のノ誤カ）鶯を、かしくと讀んだは、無理かいな。

六　ゆうべの風呂のあがりはで、此の腹帶をかゝさんな、見つけしやんしてこれおそめ、なさけない事してくれた。あやまりましたよこんどから、男猫でもだきはせぬ。

俗信

天文時季

一　朝虹に川こえな（後に雨降る故に）。夕虹に日和見な（日和となるから見る必要がない）。

二　秋北に春南（その晴曇は晴雨の兆）。

三　鳥海山に雲かゝれば雨となる。

四　秋あげ半作（秋天候悪しく稲の乾燥よからされば收穫大減する）。

五　栗の花、盛なる時は梅雨の盛。

六　初冬雷鳴すれば鰤がとれる。

七　だし（南風）が吹けば雨ふる。

八　夕やけは晴天の兆。
九　大雪(季節)に降らずとも(雪が)小雪に降る。
一〇　寒のまへ(寒い)、土用のうしろ(暑い)。
一一　寒中に丑の日三つあれば泥寒(寒氣ゆるい)。
一二　寒の立別れに雪ふると、四十八日雪ふる。
一三　寒中の雨はふゞきとならぬ。
一四　寒九(九日目)の雨(ふる)。
一五　寒の半から春風が吹く。
一六　冬至は糸筋一本たけ日が長くなる。
一七　冬至は席目一つだけ日が長くたる。
一八　冬至冬中。
一九　十七夜(十二月十七日の杉宮の市)の藁は雪の眞中となる(深さの中央)。
二〇　土用半分過ぎれば(夏の)秋風が吹く。
二一　御大師講ぶき(舊十一月廿四日は風雪が吹く)。
二二　八日(舊十二月)ぶき(風雪吹く)。
二三　晴明になると殘雪一夜に消える、
二四　月に暈あれば雨となる。
二五　月の暈の中に星一つあれば雨ふらぬ。

二六　三日月が立てば米價あがり、横になれば下る。
二七　月蝕は月が人に代つて病氣するのである。
二八　七月七日に雨ふれば、栗の實に虫がつく。
二九　初午に市日の當つた地は、火災がある。
三〇　五月五日に鍬を使へば、夕立がかゝらぬ。
三一　彼岸の團子が氷れば、その年は凶作。
三二　寒の入日に雪ふれば、寒全部雪ふる。
三三　カツコウの寒み(カツコウ鳥の鳴く頃は、一時寒くなる)。
三四　山の遠く見える時は晴、近く見える時は雨。
三五　暴風の時鎌を屋上に高く立てると止む。
三六　寅の日天簑まくり(寅ノ日ハ晴天)。
三七　甲子の日雨ふれば六十日降る。
三八　「ガンコ〳〵山のガンコ風吹けガンコ」と、數回叫ぶと風が起る(男子の凧遊の時に)。
三九　婚禮と葬式との時の天氣は、出生時の天氣に同じい。
四〇　雷鳴の時「桑原々々」と唱へれば落ちぬ。
四一　頭に桑葉を戴けば雷に落ちられぬ。
四二　雷鳴の時臍を出すと拔かれる。
四三　雷鳴の時ホシニシンを燒くと落ちられる。

四四　子猫が馳せ廻ると天氣が悪くなる。
四五　顔を洗ふ猫の手が耳を越せば晴天となる。

人事

一　四十二歳の二つ子は親を殺す。
二　丙午の嫁は夫を殺す。
三　幼兒が塵を掃くと徒客が來る。
四　新しい履物を床上ではいて地上に下りると凶。
五　馬沓を拾ふと吉。
六　三夜がへり七日がへりは凶。
七　衣を裏返しに着てねると、思ふまゝの夢を見る。
八　明月に供へた豆栗等を食ふと、女子は緣遠くなる。
九　鵺の聲を聞いた時、流しに水をかけぬと、火災にあふ。
一〇　不揃の箸で食事をすると、チンバの夫をもつ。
一一　内でする事は外でもする。
一二　いとこ半いとこは繩の切れ。
一三　狐つきは鰐を嫌ふ。
一四　幼兒の始めて渡舟に乘る時に、額に十字をかくと災にあはぬ。

一五　市日でかくれ座頭(踵のない盲人といふ)を見付けると、福が授かる。
一六　穢のある時社地に行つても、鳥居をくぐらねば罰があたらぬ。
一七　藁細工の上手な者はよい妻をもつ。
一八　火事の夢を見ると吉事がある。
一九　切られた夢を見ると身に金がつく。
二〇　齒の抜けた夢を見れば凶。
二一　蛇の夢は吉。
二二　二人して燈火をうつせば凶。
二三　朝に客の女あればその日よい商がある。
二四　櫛を拾へば苦を得る。
二五　貧乏者の子澤山。
二六　かげ膳を据ゑると、旅行者は空腹を感ぜぬ。
二七　井戸を埋めると凶事がある。
二八　醉ひどれ本性を現す。
二九　祭のあとは七日面白い。
三〇　膳や茶碗を箸で叩くと貧乏になる。
三一　一箆飯は凶。
三二　女子のみを生む家で、アグリと名づけると男子が生まれる。

三三　文字を書いた紙で尻を拭くと罰があたる。
三四　子供と同年の動物を飼へば、負勝が出來る。
三五　裸で厠に入ると厠の神に怒られる。
三六　手振水を人にかけると凶。
三七　掛鍋を叩くと貧乏になる。
三八　爐ぶちを叩くと貧乏の神が喜ぶ。
三九　火事の時女のゆもじを張ると火をよける。
四〇　外出せんとする時、綻をぬふと凶。
四一　ウソをいふと地獄の鬼に舌ぬかれる。
四二　爐の灰を掘つて遊ぶとアクボウサンが出る。
四三　爐中をけがすと火傷する。
四四　惡夢を見た時(バクにあげ申す)と三返言へば禍が消える。
四五　朝坊主(朝の僧の商客)まるまうけ。
四六　齒の拔けた夢を見た時、下駄の齒をかいて後なげになげると、凶事を免れる。
四七　友引の日に葬式をすると、また人が死ぬ。
四八　寅の日に葬式すると死人が歸つて來る。
四九　片年取る(年末か、正月十五日か、一度のみ年取ること)と片親に別れる。
五〇　室内で口笛吹けば凶。

五一　ラフソクにあかりを付ける時、一度にて火をつけるは凶。
五二　人の箸で挾んだ物を、箸で挾むは凶。
五三　左手に箸を持つて物を挾むは凶。
五四　媒せざる人は、死後ゲンゴラウ蟲となる。
五五　紙袋で鼻をかむと袋鼻になる。
五六　二月九日疫病神は各街道を通過する。門に笊の如き目の多い物を掛ければ、災を受けぬ。
五七　鍋のつるごしに物を盛ると、言ひかけにあふ。！
五八　二人口は暮せれど、一人口はくらされぬ。
五九　話が下にまはると終だ。
六〇　晝間昔話をすると鼠に小便される。壁に唾をするとのがれる。
六一　人盛なれば祟なし。
六二　針を粗末にすると、死後針山に逐はれる。
六五　食後直に寢ると牛になる。
六六　ミノゴなし(臆病者)の大湯飲(食後の)。
六七　食後膳から立たぬ間に伸びると猫になる。
六八　朝にある事は夕にもある。
六九　一度ある事は二度ある。
七〇　味噌と醫者は古い程よい。

七一　着物を北向に干すと、着物の所有者は死ぬ。
七二　下手の長絲(裁縫)。
七三　水に湯を入れるは凶。
七四　元日に生れる子は高運。
七五　初午の午前に茶を飲むと火災にあふ。
七六　年越の夜に蕎麥を食ふと、運がよくなる。
七七　夜髪を結ふと大工の妻となる。

身體

一　夜爪を切れば夜詰(通夜)する事が起る。
二　夜爪を切れば爪片は目に入る。
三　葬式の時ころぶと死ぬ。
四　女が双子の果實を食ふと、双子を生む。
五　赤兒の顏を雜巾で拭けば人おぢせぬ。
六　正月十五夜に頭の影のない人はその年死ぬ。
七　シビレがきれた時、唾で額に藥片をつければなほる。
八　赤子に鏡を見せると幼顏が失せぬ。

九　體を搖りつゝ食事すると貧乏の神が喜ぶ。
一〇　脚氣は跣足で露を踏むとなほる。
一一　橋上で吃の眞似するとどもりとなる。
一二　睡る子は丈夫(壯健)。
一三　廿五歳の正午まで身長は伸びる。
一四　コムラの下つた脚の人はなまけ者。
一五　へその垢をとると腹痛する。
一六　屎にウツキを立てると、ひつた人の尻が腐れる。
一七　飯粒を粗末にすると盲目となる。
一八　目尻の下つた人は好色。
一九　年よりの子は寒がる。
二〇　男ぶりのよいのに烟はなびく。
二一　女の尻と猫の鼻先は冷いもの。
二二　女は鼻血を夢に見てもよい。
二三　拔けた齒の上なるは地上に、下なるは屋上に棄てると、よい齒が生ひる(「おいぬ(狼)の齒より早く生ひれ」という て捨てる)。
二四　桑木から落ちると大怪我する。
二五　梯子の、下から三段目から落ちると死ぬ。

二六　二人で火を吹くと、先に息の盡きた方は早く死ぬ。
二七　子供が火を弄ぶと寢小便たれる。
二八　笊をかぶるとアバタになる。
二九　聲かけ水を飲むと瘠せる。
三〇　體をゆすると貧乏の神が喜ぶ。
三一　指で蛇の長さを示せば指が腐る。指に唾するか、又「ダンキ〳〵」というて鉈で指を切るまねすればくさらぬ。
三二　蛇を指させば指がくさる。(同上)
三三　人にまたがれると身長が伸びぬ。
三四　流に小便すると陰部がはれる。
三五　蚯蚓に小便すると陰部がはれる。
三六　卵からに小便すると淋病にかゝる。
三七　とろゝ飯食つた後その食器で湯をのむと中風にかゝる。
三八　人の足の裏を搔くと貧乏になる。
三九　耳の熱するは人に惡口されて居る兆。
四〇　眉のかゆいのは嬉しい人に逢ふ前兆。
四一　小指の爪を切ると喉がはれる。
四二　あくびは人にうつる。
四三　つむじが頭の中央にあれば溫和である。

四四　モノモラヒの目ぶちに出來た時、向三軒兩隣から、米粒三つ宛貰うてかんで付けるとなほる。
四五　モノモラヒの目に出來た時は、井戸に笊をのぞかせるとなほる。
四六　人の顏を吹くと幽靈に吹かれる。
四七　たむしの上に、墨で鬼の字三度づゝ數回書くとなほる。
四八　エナには前世の住所が記してある。
四九　エナを不潔の所に埋めると、その子は弱い。
五〇　エナを人の踏む所に埋めると、その子は立身せぬ。
五一　爪を火にくべると、氣ちがひになる。
五二　十八歳で產んだ子は死ぬ。
五三　屁ひりの早ことば(屁を騷ぎ始めた人はひつた人である)。
五四　厠を不潔にすると眼病にかゝる。
五五　腹の皮張れば眼の皮たるむ(大食すれば睡くなる)。
五六　五月五日の早朝に、手足を糞中に入れゝば、霜燒せぬ。
五七　六月の丑の日(また五月五日)に、靑蛙を手足にころがせば、霜燒せぬ。
五八　箒で叩かれると身長が伸びぬ。
五九　女は急須、鐵瓶等の口に、口をつけて飲むと、キグチの子を生む。
六〇　姙娠中ヒラメを食ふと難產する。
六一　姙娠中馬の手綱を跨ぐと、十二ケ月子を產む。

六二　梟の止まつた竿に夜ざらしした着物を着ると脹滿になる。
六三　日に乾した衣服のヌクミの有るを着ると、體にさはる。
六四　臼の中に入ると身長は伸びぬ。
六五　女が水を柄杓飲せば大口の子を生む。
六六　火を弄ぶとね小便たれる。
六七　姙娠中兎を食ふと、キグチの子を產む。

動物

一　二百十日になると。夜蚊の口は八裂となる。
二　夜の蜘蛛は盜人の先導(夜くもよく來たとて歡迎する家もある。その時は紙に包んで神棚にあげる)。
三　朝の蜘蛛は幸を授ける。
四　鼠は燒ける家に巢くはぬ。
五　鼠は人語を解する。
六　鳥に頭に糞された時、樽の尻に水を酌んで洗はぬと死ぬ。
七　燕は燒ける家に巢くはぬ。
八　閑古鳥の鳴く時まねすると、鳴いた數を忘れて、又八千八聲鳴くから罪になる。
九　蟹は月夜の間は肉が減ずる。
一〇　閑古鳥は八千八聲鳴かぬと止まぬ。

一一　鴉の忙しげに鳴くは禍災のある前兆。
一二　鴉の力なげに鳴くは死ぬ人のある前兆。
一三　鴉は雲を目標として物をかくす。
一四　鴉の夜鳴は凶。
一五　死んだ蛇を見た時唾を吹きかけぬと祟られる。
一六　猫が居なくなつた時、その食器をふせて置けば歸つて來る。
一七　鳩の鳴聲は中風の藥。
一八　猫のかけ込みは凶、犬のかけ込みは吉。
一九　猫の頸をつまんで下げるに、體をちゞめるは鼠とり、長まるは鼠とらず。
二〇　鼠を鳥モチで捕ると火災にあふ。
二一　猫が死人の傍へ行くと、死人が動くことがある。
二二　鷄の夜鳴は凶。
二三　鴉の鳴聲をまねると口がさが出る。
二四　雉子を食へば三年の古疵が起きる。
二五　鱒の鹽漬を食ふと三年の古疵が起きる。
二六　狐のコン〳〵鳴は凶事の前兆。
二七　下を箒けば粱に居た貂は落ちる。
二八　トカゲが食ひ付くと、雷の鳴るまで放さぬ。

二九　鳶が空に舞へば晴。
三〇　雉子や鷺は夜、火玉となつて化ける。
三一　縞蜻蛉は天神樣の使。
三二　貉は人をばかすと家に返すことを知らぬ。
三三　とり(鷄)食ふともドリ(肺)食ふな。
三四　燕は地獄の使。
三五　シヤクトリ蟲に全身をはかられると死ぬ。
三六　十月ムジナはねた跡も三百(價アル)。
三七　ね鳥を捕ると盲目となる。
三八　蝦蟆はアヅキトギにばける。
三九　八九(月)蠅(が多い)。

植　物

一　アカザの杖をつくと中風にかゝらぬ。
二　桑の木の盃椀等を用ゐると中風にかゝらぬ。
三　シヤクナゲの盃を用ゐると中風にかゝらぬ。
四　柿の種を火にくべるとやけどする。
五　ヒルガホの花をとると雨がふる。

六　鹽漬の茄子を棄てるとそれの腐れるまで病氣する。
七　夏の芹には蛭が子を產みつけておくから毒。
八　南瓜は年を越すと肉は蛇となる。
九　落雷した木のかけや皮きれは魔除となる。
一〇　木サヽゲ種ゑておけば雷は落ちぬ。
一一　茄子は茸の毒を消す。
一二　桃栗三年柿八年(に實がなる)。
一三　野松を庭に植ゑるとその屋敷は野となる。
一四　三角銀杏の實を持つて居れば狐にばかされぬ。
一五　茗荷を食ふと物忘する。
一六　若い梅李の實の仁を、拇指と食指とでつぶし、その汁がよく飛散すれば晴、然らざれば雨。
一七　松を墓に植ゑるとその家は亡びる。
一八　果樹の實の多くならぬ時、正月十五日に、多く實を結ばざれば切ると叱れば實を結ぶ。
一九　梨を食はゞメツコナシ(がうまい)。
二〇　平民の屋敷にブダウ、藤等を植ゑると不吉。
二一　アケビの多くなつた年は、秋あげが悪い。
二二　コブシの花が上に向いた年は旱がちで、下に向いた年は雨がち。
二三　水邊の蘆の節あひの遠い年は洪水がある。

二四　果實を手玉にして弄べば、翌年より實は結ばぬ。
二五　紫苑が花咲いてから四十八日たてば雪ふる。
二六　南天は災難よけ。
二七　サイカチは災難よけ。

服飾器具

一　しつけ絲をとらぬ着物を着ると狐にばかされる(又風邪にかゝる)。
二　糊つけた着物を、たゝんで打たずに着ると、川におちる。
三　出先に針を使つた着物を着ると、先方で恥をかく。
四　一日に縫うた蚊帳には、幽靈が入れぬ。
五　五月蚊帳つると凶。
六　衣服を火で煖める時手を借さぬと、渡舟に乘りおくれる。
七　鐵瓶の口を北に向けると凶。
八　硯を洗ふと雨が降る。
九　硯に文字を書けば硯が割れる。
一〇　新しい履物を葬式に用ゐ始めるとこはれ難い。
一一　空臼をつくと蟲齒をやむ。
一二　女が砥石をまたぐと割れる。

一三　鍋のすみに火が付くと晴天になる。
一四　女が釣竿をまたぐと魚はつれぬ。
一五　火ノシを鴉に見られるといたむ。
一六　爐ぶち、敷居を踏むは、親の額をふむに等しい。

飲食

一　朝茶は七里戻つても飲め(吉事がある)。
二　茶柱が立つと吉事がある。
三　一服茶飲んで僧に逢へば死ぬ。
四　魚の眼球を食ふと魚の目ができる。
五　澤庵漬のしつぽを食ふと、女子は髪が長くなる。
六　一膳飯を食ふは不吉。
七　半から飯に湯をかけて食ふ者は立身せぬ。
八　梅漬の種を捨てると罰があたる。
九　茶を飲めば顔の色が黑くなる。
一〇　漬物を三切つけるを忌む。
一一　産婦の食餘の粥を男子が食ふと、立身が出來ぬ。
一二　鼠に嚙まれて三年以内に小豆を食ふと、大毒が起る。

一三　卵としひらは食合せ。
一四　鰻と梅干は食合せ。
一五　蟹と氷は食合せ。
一六　鰌と南瓜は食合せ。
一七　蕎麥と玉砂糖は食合せ。
一八　鰻は夏やせの藥。
一九　醋を飲めば骨は柔になる。
二〇　胡桃と鰰は食合せ。
二一　元日に白粥を食へば山で怪我せぬ。
二二　正月十五夜にフキドリ餅(今夜のキナコ餅)を食へばフキドリ(凍死)せぬ。
二三　秋海棠と玉砂糖は食合せ。
二四　馬鈴薯を食つた時、墨をなめると死ぬ。
二五　稗を食へばニキビができる。
二六　佛供の飯を食うて水に入れば、河童にとられぬ。
二七　餅と柿は食合せ。
二八　コンニヤクは腹中のゴミを拂ふ。
二九　焦飯を食へば婚禮の時犬に吠えられる。
三〇　鉈豆は產婦に大毒。

三一　搗いた日の餅をあぶるは凶。
三二　生栗一つに屁八十(放屁の多いこと)。
三三　夏の納豆は犬も食はぬ(不味)。
三四　夜梅漬を食すると凶。
三五　食後直に寢ると飯は蟲となる。
三六　初物食ふと七十五日生き延びる。
三七　餅と相談はかためやう。
三八　餅は手前から(搗け始る)。
三九　朝に梅漬食ふと怪我せぬ。
四〇　子持ちの腹には一升飯がはひる。
四一　二十日盆篝火で燒いた飯を食ふと、病氣にかゝらぬ。

雜

一　水は三尺流れると清くなる。
二　流水に水の字三度書けば、どんな水を飲んでも害にならぬ。
三　コダマ(反響)はアマノジヤクが眞似するのだ。
四　炭火のはねる時、「山に居たこと忘れたか」といへば止る。
五　夜口笛を吹くと凶事がある。

六　夜就寢の時、爐中に火箸をX字形に立て、中央に灰ナラシを立ておくと、盗人は入れぬ。
七　遠火の帶して見えるは、河を隔てた地の火事。
八　地震の時に、「萬歳樂々々々」と唱へると止む。
九　地震は地下の大鯰の動き。
一〇　鹿島神社は劍を鯰に刺して地震を止める。
一一　死火より産火は穢がある。
一二　九は病、五七の雨に、八つ旱、六つ四つ地震(なゐ)は世のさわぎ。
一三　火災後三日以内に雨ふらざればまた火災がある。
一四　客の履物に灸をすると直に歸る。
一五　箒を倒にして門口に立てると、客は歸る。
一六　左掌に唾を載せ、右手の人指々で之を打つて、唾の飛び行く方を尋ねると、尋物がある。
一七　秋田のつれ小便。
一八　秋田のムツクリ立ち。
一九　二月九日疫病神は街道を通行する。
二〇　彼岸の過ぎはの土産團子は大いと佛が喜ぶ。

横手叢談（大山順造）

はしがき

音も無く雪降り積む夜は炬燵圍みてひいやりと熟柿吸ひつゝ昔語りなつかしや、さりながら、お茶うけの香の物、味のよしあし知る人さへ稀れなれば、今は節も哀れなる岡本ツこ知る者も少し、かくて名物の茶飲咄の數々散り〴〵になりゆく事の惜しさに、仄かなる思ひ出を書き綴る夜語り。

蛇の崎の淵

戸蒔家傳記に、昔横手の卷淵の上なる瀬に怪物ひそみて日暮に通る者あれば兩足をひきて淵に卷き込むの噂專らなり。戸蒔甲斐守の伯父又四郎・牛切丸といふ名刀を腰にして此の河を渉るに、果して綱の如きが足に纏ひつくを、彼の刀を拔きざまに斬りつけぬれば、浮びしは廿尋ばかりの大蛇、其の流れ紅になりぬと見えたり。卷淵とは蛇の崎の淵ならむか。横手と言へば直ちに蛇の崎を想ふ程にて其の名遠くきこえぬ。近き比までは大淵淺く小淵は深く渦卷きしが、今は大淵全く埋め立てられ昭和七年て、小淵のみぞ殘れる。大小何れの淵なりけむ、昔は此の底、鹽湯彦の神しづもります御嶽の清水と通へりと言ひ傳へ、また河童の棲みて一とせに必ず一人は餌食となすを信ぜられ、又明治二十七年の洪水には、こゝに沈みて果てし人の多かりければ、夜更けて岸を通るに、亡靈のつぶやき交す虚ろなる聲々物凄き物語あり。明治の末までは時折耳にせる童らが早口文句に「蛇の崎の河童ヨ雌河童ヨ雄河童ヨだ」。あはれ、ひと日、河原の小石暖かなる麗かさに乘じて、雌河童ヨ雄河童ヨ、親河童兒河童の出て遊ぶならば面白からましを。

床しき尼僧

元祿の末、龍昌院にたどりつきし人品賤しからぬ尼僧ありけり。そのまゝ寺にとゞまり住みしが或日の事、ひとりの虚無僧山門より境内に入り、四方のけしき賞でつゝ來かゝり椽に腰かけ、やをら天蓋を除りのくる其の顔をつく〴〵と見て

尼僧は、もしやそなたは何の誰にて候はずやとありけるに、彼の虚無僧、とびしさりてはつとばかりに平伏し、顔もえあげざりけり。此の尼僧、赤穂にえにしありけるにて、虚無僧は仇討にも加らず逃げ去りにし赤穂浪人のなれの果て、その名を逸しけるこそ口惜しけれ。

あわて者

里のことばに「とツき」とはあわて者の事なり。維新の頃、内町に何の時之丞とて世に珍しきあわて者ありけるが、口善悪無き横手ツ兒等は「とツき之丞〳〵」と仇名して其の奇行を語りつぎ笑ひ興じぬ。或時時之丞杉の宮雄勝郡に參詣せばやと前夜より其の支度にとりかゝり、騒々しく立廻りつゝ夜も明けやらぬ八ツ刻に妻が作り置きける辨當腰にし、いそいそと出で立ちにけり。朝のうちに杉の宮に着き、お初穂の錢は懐にせる百文のサシより四五文はづして、投げむとする時、あわて者の悲しさ、右手と左手とを思ひ違へて五文を手に殘したるまゝ九十五文を賽錢箱へ投げ入れぬ。神官の門叩きて右の次第逐一物語り掌の裡なる五文と箱の中なる九十五文とを取り換へたしと乞ふに、疑ふすぢは微塵も無けれど一と度神の御前に供へしものなれば、之も神慮とあきらめ玉へと諭され、實にもと思ひ切り、石に腰掛けて妻が情けの辨當を開けば風呂敷に自ら包み來しは辨當にあらで妻の鐵漿箱なり。落膽して鳥居を出づれば、茶屋より洩るゝ物の匂ひ、何とも言へず戀しけれども、五文の食事もなり難く、空腹かゝへてすご〳〵湯澤まで歩み着き、と見れば饅頭屋ありて店頭にもや〳〵と湯氣立つるより打寄り、その値を問へば五文にては小さなる物三つ買ふさへも許されず、店番のスキをうかがひ矢庭に其處に置きつるいと大いなる饅頭兩手にかゝへ、物をも言はず逃げ出す。後ろよりは、まうし旦那々々と呼びつゝ逐ひ來るに、愈々あわてふためき韋駄天走り、岩崎近くにて後ろを見れば人影も無し、初めて胸撫でおろし、小脇にかゝへし大饅頭がぶりと喰ひ付くに、あら不思議、堅くして齒さへ通らず、よく〳〵見れば商牌に用ひし木にて造りなしたるものなり。力も抜けてとぼ〳〵と横手に歸りしが、思へば口惜し腹立たしやと、家に入れども妻は無し。背戸を出づれば裏手にありて物干し居るに、おのれ、ばか女、よくぞ良人に鐵漿箱もたせしよと、言ふ間も無く竹竿振りあげ後ろより、はツしと打ちしが、あツと叫ぶ聲の怪しと見直せば、門間違うて隣家の妻女を打てるなりけり。

時之亟の頭巾

此の時之丞、詩も上手にて、筆勢も拙からず、明治の御代となりては役場に出で、勤めは人に劣るところ無けれども、其のあわて方のなみ〳〵ならぬは常に嗤ひの種子をぞ蒔きにける。其の頃風呂敷の如き形せる頭巾、男の間にも流行りけるが、或朝、手早く頭巾に頭をつゝみ、大町上なる役場に往かむと、淨光寺橋渡り來ぬるに、路に會ふ人皆顔見てはくす〳〵笑ひて過ぎぬ。不審に堪へずと思ひ惱みつゝ大町に出で、ふと手に觸れし頭巾の紐を見れば我が物と同じからず。さてはと取りはづして見れば、妻が脱ぎ脱て置きけむ腰の物、白裏の切れも、あらはに、裏返して冠れるなりき。

伏山心中

幕末の頃、根岸に三百石を食みてお物頭ありけり。名を山縣兵庫とて、若くして且つ美男のきこえあり、久保田に召されてお小姓たりしが、召使ひける女に馴染みて離れともなく、伴ひて横手に歸り、組下の者に預け置き、間無くヒマ無くぞ通ひける。流石に身分違へば、家に迎ふる事もならず、月日經るまゝに世話好きの人ありて、然るべき家より花嫁迎へしが、此のため契りし彼の圍ひ女とは晴れて添ふべき希み全く絶えければ、世の義理つらく悲しく、夏のひと日、下郎一人を供として、其の女と連れ立ち、横手近郊の伏山に參詣なし、事をかまへて下郎は歸し、地藏菩薩の御前に蚊帳釣り渡し、一蓮托生の祈りもあはれに、女を殺し、おのれも返し刀に空しくなりぬ。歸されし下郎往還に在る頃までも、二人伴

ひ歩く姿の杉の樹下に見えしといふが、果敢無きは人の命。その家滅びて後のこと、館樣のお情けにて、外より養子を、容れ半知百五十石と立てられしとか。

碁將棋

溺れてみねば楊氏の美も解すべからず。よろづの遊びもすべて魂を打ち込みて、よそ目には狂人に類するに及びて、始めて面白さ何物にも替へがたし。維新の頃、大瀨彌兵左衞門、須田宮内左衞門とて、珍しき將棋の好きあり。此の兩人將棋盤を圍むに、宛然物に憑かれたるが如く、駒の駈引きの外餘念無し。行燈の油盡きぬれば、注ぎ足すひまのもどかしく、膝に近き葉附木折りて爐の火に移し、忽ち燃え盡きぬれば、再び三たび折り繼ぎ、燃やしかざしつゝぞ駒を動かしける。此の彌兵左衞門、長烟管右に搖れ左に動き、莨の火、袖袂にうつりて處嫌はず燃え付きぬれば、煙る匂ひに斯くと知れども少しも騷がず、左煙れば右の手もて、右燃ゆれば左の手もて、こすり消しつゝ駒を動かすに、兩袖には燒け穴あまたにて見る人之を嗤ひぬ。

又小田部某とて碁の好きあり。小室某を訪うて烏鷺を鬪はすに、如何にやしけむ、其の日は散々に敗れ、氣もむしやくしやとして、今一局といふを振り切り、いざ歸らむと立ち上りさま、莨入れと思ひたがへて傍らに行儀よくはんべりし罪無き三毛猫の頸ひツつかみ啼き叫ぶも耳に入らばこそ、手くび搔きむしられながら無理に腰へぶらさげ、したり顏して「さらば」を告げぬ。

睨み合ひ

昔、館樣直參の士は、戸村家中を陪臣（びやあしん）として一段下に見くだす癖あり。

家中ふかし××馬の××、馬に踏まれて××曲がたなど囃しぬ。もとより、士分の者の足輕を侮りし事はなはだしく、其のこゝろお足がるがる飲みでアがる、腰にふくべコ下げでアがる、御番どころで飲みでアがるといふ唄にも殘る。横手の士と角間川の士との間亦睦しからず、嘗て横手の武士某、角間川分に侵し入りて釣り垂れてあるに、角間川の士あり、傍へに進み寄り、「御延引めされ」と言ふ。「承知仕る」と答へつゝ依然として釣り續くるに、幾度か「ごえんにんめされ」と繰り返せども、其の都度たゞ「承知仕る」と答ふるのみにて手はなほ釣りやまず、角間川の士大に憤りて詰め寄れば、「横手にて延引とは延べ引くとこそ書け、延引せよとある故、竿を川の方へさしのべては魚のつく度手元へ引き候のみ、仰せに從へるなり」とやり込めし話あり。角間川には、反對に、横手の士をからかひ嘲りし事など語り繼ぎしなるべく、斯る作り咄にも、其の意地張り合ひし跡の著し。百姓なりとて、村は村と睨み合ひ、町家も、丁内丁内の對峙あり、選擧無き世にも、爭ひは人の世の遊びなりけり。

蜂の大軍

戊辰の役に敵近しと聞くより横手の人々それ〴〵近き村々のしるべ求めて家の財寶をぞ運び預けゝる。三原の長左衞門にも、城下よりあまたの諸道具武器なんど預りけるが、その屋敷の隅にかねて大いなる土蜂の巣あり。午の休みに集ひつる村の百姓達、鎧といふ物は槍も鐵砲も通らぬときく、之を用ひなば土蜂ごとき物の數かはと語り合ひ、總掛りにて一人の男に預り物の鎧を着せぬるに、其の百姓勇氣凛然として蜂の巣目がけて勤王の一番槍をつけゝるが、潮の如き蜂の大軍忽ち鎧の隙よりくゞり入り、あはれ古今の勇士、畑の中をころげ廻りて苦みぬ。

猫の吸物

戊辰の役、戰ひ過ぎて、横手の武士南部行きの人々、盛岡滯留のころ、國への土産と、多くは名物の鐵瓶をもとめしが、釜屋、御禮のためと其の人々を請じて一夕の宴を張りぬ。然るに、吸物は何とも思ひあたる物無き清げなる肉なり。之は何ぞと問へば、ねこなりと答ふ。いぶかしき名と、二たび三たびたづぬれども「猫」とのみ繰り返す故、「冗談も事にこそよれ」と笑ふに、亭主眞顏になりて、急ぎ厨より持ち來りしは、一本の猫の脚にまぎれも無し。いと誇らしげに之を示しつゝ「これ御覽ぜよ、猫も猫、珍しき黑猫にこそ」といふ、皆々聞くより胸もと惡くむか〳〵と吐き氣起りて座に耐へず、早々宿に逃げ歸りしが、けだし黑猫は猫の最も美味なる物にて念入りの馳走とて苦心の末手に入れたりと後にこそ知られける。犬に一白を稱す、猫に一黑の語り傳へあるにや、誤りあらば猫の味識る先達より敎へてほし。

横手城址六百圓也

田地一反歩の値段二百圓百五十圓とありて、此の頃の田地持ち愚痴さへ洩らす元氣無し。大正八九年の頃の賣買、千六七百圓を超えたる程なればさもありぬべし。物價の變動夢の如く、横手銀行設立の頃は本町下丁の賣屋敷五枚にて金壹千五百圓、それさへ買ふ人あらざりしに、大正の末には內町にても高きは坪六十圓を超え、外町大通りに坪百圓以下の土は無かりき。明治の初年ごろ、土の値如何ばかり哀れなりしか、燒けし横手朝倉城址拂ひ下げには、先んじて家祿奉還せし城下の士六人に特に許されて値ひ金六百圓也。然るに其の六百圓を出すが大事にて、數十人に口說きて屋敷々々の續きを緣故引き受けの五圓、六圓といふ分賣。少しも儲けぬ勘定を見たりしとぞ。

櫻樹の祟り

昔は花見てふ事此の地には無し。たゞ富める人々遊山と稱して春秋の野山に遊び暮すことのあり。遊山の地は西ケ坂布晒し、如何女子なんどにて、眺め佳く心も長閑なるは、今の公園といふ物の氣詰り勝ちなるよりは遙か增しにけむ。ことごとしう辨當持ちの通ふを見ては、けふは甲の家の遊山ぞ、けふは乙の家の遊山なりと指しぬ。初田螺、野蒜堀り、やがて雲雀の唄も高く、春は殊更氣も浮き立ちぬべし。明治十九年の頃、誰言ふとなく、瀧の澤の櫻花其の美しさ較ぶる物も無しと口々に傳はり、瀧の澤訪はずては横手に住む甲斐無きほどの人氣にて此の櫻林の賑ひとなりけり。これ花見の始めと藤澤櫻里氏の語りぬ。三とせがほどは斯くてありしに、金澤町の某といふ者、緣者のなりはひにとて此の樹を拂ひ下げなして炭燒きはじめ、櫻の老樹惜しげもなく煙となせば、横手の寺々の僧達、先づ駭き騷ぎ、金を募りて百數十金を某に與へ、斧の手とむる約を固む。然るに某は、其の金は請取り置けども、惡むべし約は守らず、間も無く斧の響き呪はしく名木を荒して、之より瀧の澤には昔の面影無し。後、此の金澤の某病みて、脚腰起たずなりけるに、人皆櫻の祟りと嘲りぬ。

朴の木坂

昔の朝倉城の大手門口は何處なりけむ。永慶軍記の、義道の小姓鳥海西之助の登城を叙するを見るに「大手の門に入て朴木坂を二町ほど上りみれば前代より有し池の中より大石を引出せる如く一尺餘り積れる初雪を左右に分け土を顯したる跡有西之助是を見てあら不思議や此池より大蛇の出たる跡にてもあらんともあれ付止てみんと思ひ袴のそばを高く取て其跡を慕ひ行き道より弓手を通り土堰を上り塀を打破る事三重にして坪の內に入り雪垣を破て椽の上より上り座敷に入し跡なり西之助何くまでも押入ける西之助伯父鳥海一五郎高橋彌八郎なども追々來り同座中に入て見れば何とも知らず床の上

に五尺許の丸きものあり西之助刀の脊を以て打て見るに磐石の如くなり能々見るに田貝といふもの也」とあり。溝貝の出でし池といふは牛沼なるべく、座敷といふは本丸と覺し。吉澤衡乾宗匠の語られしには、瀧水懸る湯口屋敷こそは小野寺時代の大手口なれ、中の橋より此處に到るには、先づ橋より一とたび上つ方に折れ、上よりめぐりて下の方へ歩み、さて此の湯口屋敷にかゝりしにて、其の道の折れ上り折れ下る傍には、古りたる松樹の並びしありきと聽き傳へぬと。朴の木坂といふは湯口屋敷の位置とこそ思はるれ。

無量壽院心中

幕末の頃、今の横手尋常小學校のほとりに笈川藤治といふ武士あり、美男なりければ家中の女ども思ひを焦すも多かりけり。ひと日郊外に遊山のみぎり、ふと落合某の娘ふみと言へるに會ひ、一目見るより互ひに慕ひ慕はるゝ仲とはなりぬ。いつしか忍び逢ふ瀬を重ねつゝ、うか〳〵と月日を過しけれども、かねてふみは大森五郎左衛門と許嫁の仲にて、笈川とは末めでたく添ひ遂ぐべくもあらず、或日庭に佇みしふみが、一輪咲き誇る紫陽花を手折りて其の母を顧み、「母ぎみよ、わらは斯く成り果つる日あらば泣き玉はむか」と言ふに、「泣かぬ事やはある、ひとり娘なるものを」と答へし事などあり、物思ひ勝ちなる日と不安の戀とは續きぬ。夏は逝けども戀慕の焔は嵐にも冷えず、やがて爽かなる秋日和、道具のかずかず華やかに輿入ときくこそ悲しけれ。戀人の花嫁姿よそながら眺めむものと路の邊に佇む笈川を見るより、輿の中より飛ばす銀簪一閃ねらひ違はず男の袴を縫うて、いつの日までも替らぬ心の程を見せぬ。其の後、命を的なるあひゞき淺間しや。或時は虚無僧姿を大森の門にあらはし、或時は釣瓶の縄にすがりて朝水汲みの女を待つ。男の心つのれば女も焦れ、雪は野山を掩へども隠れぬものは浮れ心、いつか人目にも觸れ、事露はれてふみは大森の門を逐はれぬ。其の頃より笈川いとゞ心落居ず立ち居ふるまひそは〳〵と心もとなき態なりけるが、殊更けふは魂身に添はぬばかりなるに、友なる若侍數人、さてこそ危しと、事を構へて打寄り彼を放たず刻を移しけるに、いかなる隙にか其の座を抜け出でゝ家にも歸らず手を別ちて尋ね行くに、頃はきさらぎ寒の積雪堅きに、戀の二人は千手澤無量壽院の廣椽に、紅に染まりし屍を並べてありぬ。「花の横手に心中がござる」と唄に殘りし昔語り、血汐も雪も戀も夢。

めをと人形

何處より辿り來にけむ、飄然と横手に現はれし夫婦の六部ありけり。上内町の何の彌五兵衛なる武士、六部の大金を所持すると其の妻の美貌なるに迷ひ、甘言もて二人を其の家に誘ひ泊め、先づ男の六部をば殺し、さて言葉柔げて女に言ひ寄りぬ。いつかなうけひかねば心いらだち、聲あらゝげて猛く迫りても見ぬ。さりながら剛柔ふたつの誘惑も、女の貞心を擾し得ず、横戀慕の暗に募る彌五兵衛の意地は狂暴の嵐となり、悪夢の如き殘虐の雨怖しや、手を替へ品を替へ責め拔きて、はては長持に封じ籠めての蛇責め。苛みつくされての末に、芳魂は遠く寂光の都に飛び、屍は夫の屍と共に塵溜の下深く埋められぬ。たゞ埋めあへぬは若き二人の長き恨み。之より彌五兵衛の家には病人發狂者絶ゆる時無く奇異なる事の打ち續くに、家の人々末恐しく、さる人と屋敷を取り換へしが、引越しの日、家族が家を出で行くにあたり、一行に先き立ちて煙の如き二つの影はまがふべくもあらぬ今は世に亡き旅の夫婦、裾高々と手に持ちて引越しの先陣を承る。なほも祟りの續くに、こゝに二人の姿を美しう刻み、眞心こめて冥福を祈りしとかや。此の人形人より人に傳はり、近き比、金澤秀之助畫伯が祖母ぎみの手より、無量壽院へ納められぬ。六寸あまりの彩色木彫にて、風呂敷包み背負へる旅姿なり。

大乘院サ行く

嘉永の頃の齋藤萬藏、湯治にとて庄内へ旅立ちけるが、馬上はからず夕立に襲はれて、其の日は鶴岡に宿取る事とし、

宿屋々々をたづぬれども皆部屋ふさがりて埒明かず、つひに端れの茶屋に入りて憩ふに、そこの番頭が問はず語りの「はやり神」―― 其の頃館林の質屋に世にも珍しき神のあり、夜毎々々「大乘院サ行く、大乘院サ行く」と聲を立つる事人に知られ、口より口に言ひ擴められ、參詣のともがら日に〳〵多しと。此の話を片耳にして此の地を過ぎ、やがて湯治も濟して横手に歸りし後、世は廣し大乘院といふ名は他國にもあるべきか、兎角同じ名なるも深きえにしぞと、大乘院に會ひける折此の物語をなすに、大乘院の曰ふ、實は世に秘め置きぬれども、まこと本尊はいつしか盗まれて此の地には無し、今日までも惱みの種子とあるより、齋萬、さあらば此の神樣にまぎれも無しと、再び庄内に到り、館林を探すに其の噂高き神とて直ちに知れぬ。あからさまに事を告げて、何卒して大乘院に返し給へと乞へば、質屋の主人大に喜び、毎夜々々の御聲薄氣味わるく、其の大乘院といふ寺さへ見當らばと心掛けしなれば、お望みまでも無き事と早速の承諾に、金はと問へば要らぬと言ふを、強ひて其の家の迷惑にならぬほどに濟し、自ら背負ひ歸りて大乘院に返しまつりぬ。三井寺山大乘院と言ふとも今は知る人稀れなるが、祇園社といへば童らも知る。年々の祭に初胡瓜の香もなつかしく、人出賑ふもことわりとこそ覺ゆれ。

城門の行衛

横手に古への城の門材にて造りしもの三つあり。一は大鳥居山の社にして、小野寺時代の朝倉城の門材もて造りぬと言傳へたり。柱のいと古びたるのみにはあらず、天井裏をのぞけば、黑々と煤びたる巨材、實にもと頷かる。又一は小野寺の臣日野備中が據りたる鬼嵐の里榮村なる山の館の門材をもて造りたりといふ圓淨寺の山門なり。先年、備中が歸依篤かりし兩學寺を尋ねて榮村に到りし事あり、其の子孫は神原氏とて柳田驛前の路邊にさゝやかに住まへるが、風雨にまかする板戸の彩色繪も昔偲ばれて床しく、内に入りて門の行衛をとひたづぬるに、家を此の新道に移せるは近年なるが、門は其の幾とせか前、世話する人ありて横手のかたへ賣り侍るとのみにて明かならず。横手をたづねて漸く圓淨寺の山門なるを認め得たり。其の買ひ求めしは大正元年、山の館城門の機貫（かぶき）、橘の家紋ありし緋桂は文化頃の心無き木匠の手に削られ山門の欄額となりしを眞澄翁は嘆けるが、今はその緋桂と覺しきを尋ねて、大正の木匠の鉋の冴えもいとゞ鮮かに、南下段のヌキをそれかと涙しぬ。殘る一は秋田神社の本殿ならびに拜殿にて、こは維新の兵火に燒け殘りし朝倉城二の丸正門の木材を用ひぬ。維新後、御郷校阯を秋田支廳とし、其の門にとて此の門を移しけるが、やがて郡衙成りては用もあらねば、折しも建てられぬべかりし本丸阯の社とは形を換へしなり。當時、惡童の踏み荒すをおそれて、城下士族交替にて秋田神社の張り番、嚴然とひかへたりなど、回顧すれば昔は長閑にこそ。

貝の蔓のミイラ

貝の蔓の神の祠の天井裏に、狐と蛇と爭ふ態その儘ミイラとなり居る事眞澄翁も記し置けり。明治三十八九年の頃、此の祠建て替への事ありて、あまた大工人夫働けるが、ミイラを殊の外興がりて、午の憩みには缺き取りし狐の首を頭に載せて、藪の蔭より弟子の小僧どもを驚かし、又は屋根の上より投げおろすなど、つひに形もわかぬまでに碎き去り、かけらは集めて新しき天井裏に押し込み置きぬ。其の後之を破りし一人山口某といふ者、眼を病みて遂に兩眼つぶれしが、自らミイラの祟りなりと思ひ込み、問へども此の話を避けて他を語りけり。又、其の頃、何の吉藏とていと〳〵貧しく暮しける男、狗の兒を育てゝ、夜は抱き寢に暖を取り、よき程に太れば殺して舌皷打つ氣輕者、此の吉藏、貝の蔓の祠を破りて板切運びては薪となす。或人怒りて之をなじるに、吉藏したり顔して答ふるには、或日暮の事、彼の山裾の路を通るに「吉藏々々」と呼ぶ聲あり、顧れば貝の蔓樣にて、けふ此の頃の寒さに其の方をいたく憫然に思ふなり、わが社の羽目板を與ふるにより、自由に焚けよとの御託宣なりき、神より賜りしなれば、何の仔細もあらぬ筈と濟してありぬ。